

専門家派遣事業の概要

—個別専門家赴任時オリエンテーション資料—

1981年版（暫定第2版）

1981年 7月

派遣事業部



わが国との時差

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 日本、韓国、オーストラリア(アデレード) | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 台湾、香港、フィリピン、オーストラリア(パース) | 23 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
| タイ、シンガポール、インドネシア、マレーシア | 22 | 23 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| ビルマ(+30分) | 21 | 22 | 23 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| ネパール、インド、スリランカ(+30分)、パキスタン | 20 | 21 | 22 | 23 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| アフガニスタン(+30分) | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| イラン(+30分)、イラク、エチオピア、ケニア | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| ギリシャ、トルコ、イスラエル、エジプト | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
| フランス、イタリア、スペイン、スイス、オランダ、スイス | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| イギリス、ポルトガル、モロッコ | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| アイスランド、リベリア | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| アゾレス諸島 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| アルゼンチン ブラジル(リオデジャネイロ)、ウグアイ | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |
| チリ、プエルトリコ | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| カナダ(モントリオール)、アメリカ (ニューヨーク)、ペルー | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| アメリカ(シカゴ)、メキシコ | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| アメリカ(デンバー) | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| カナダ(バンクーバー)、アメリカ太平洋岸 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| ピトケアン島 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| アラスカ(アンカレッジ)、ハワイ諸島、クヒチ | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| サモア、ミッドウェー島 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 0 | 1 | 2 | 3 |
| ニュージーランド、フィジー | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 0 | 1 | 2 |
| ソロモン諸島 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 0 | 1 |
| グァム島、オーストラリア(シドニー) | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 0 |

※ 黒い色の部分は日本標準時間の前日にあたります。

JICA LIBRARY



1005320[5]

| | |
|--------------------|-----|
| 国際協力事業団 | |
| 受入 月日 '84. 3.10 | 000 |
| 登録No. 00095 | 36 |
| | EX |

ま え が き

第5回UNCTAD総会における一般演説のなかで故大平前総理は技術協力を通じての開発途上国の人造りにふれ、わが国の立場を次のように表明しております。

「わが国は従来から技術協力を中心に開発途上国の専門技術者の育成に役立つ協力を行ってまいりました。これはひとえにわが国の持つ経験を生かし開発途上国の人々に力を貸してまいりたいという真摯な願いから出たものであります。このような認識に基づき、わが国としては「人造り」のための協力を今後のわが国援助政策において一層重視して参り、教育協力の拡充、専門技術者の育成、人的文化的国際交流の強化等を通じ、開発途上国の人的資源の開発に貢献する決意であります。

また私といたしましては、このような考え方が第三次国連開発戦略にふさわしいものと考え、その策定作業の御参考になれば幸いと存ずる次第であります。

開発途上国への専門家派遣の目的は、この演説のなかでも明らかにされているとおり、開発途上国の「国造り」を荷なう人材の育成を図るための最も効果的な手段の一つとして、派遣された専門家を通じ、開発途上国へ技術を移転し、さらにそれを根づかせるため機材の供与等による支援を行なうことにあります。

このような「人造り」への協力は人と人との触れ合いをもたらし、文化、スポーツ等の分野での交流とあいまち、広い意味での国際交流による相互理解の増進に大きな役割をはたすものであり、派遣される専門家の活躍は、きわめて大きな意義を持つものと言えましょう。

昭和57年度における専門家派遣事業はかかる観点から、一層の拡充を図ることとし、そのための具体的な施策として、専門家としての人材の積極的な発掘、長期専門家の派遣数の増加、専門家の支援体制の強化等を積極的に実施する計画であります。

この資料は、従来より口頭で実施していた派遣前オリエンテーションにあたり、専門家各位の活動の参考資料として役立つことを目的として作成したもので、今後改訂を加え、出来るだけわかりやすい資料としていく所存であります。

最後に専門家各位におかれましては、健康に充分御留意の上御活躍下さいます
ようお願い申し上げます。

昭和57年4月1日

派遣事業部長 齊 藤 勉

目 次

| | |
|------|---------------------------------------|
| まえがき | |
| 1 | 技術協力の概要 1 |
| (1) | 技術協力の意義 1 |
| (2) | 「経済協力」の種類と「技術協力」の位置づけ 2 |
| (3) | わが国技術協力の規模と国際比較 2 |
| (4) | 技術協力と国際約束 3 |
| 2 | 専門家派遣事業の概要 7 |
| (1) | 専門家の派遣 7 |
| (2) | 専門家派遣の方式 7 |
| (3) | 専門家派遣の手続 9 |
| 3 | 専門家派遣とその促進のための制度 13 |
| (1) | 派遣法 13 |
| (2) | 所属先給与補填制度 13 |
| (3) | 人材養成確保事業の概要 18 |
| 4 | 長期派遣専門家に対する諸手当及び福利厚生等諸制度について 22 |
| 5 | 開発途上国への赴任にあたって 28 |
| (1) | 赴任にあたって 28 |
| (2) | 専門家の活動とそのポイント 29 |
| (3) | 現地での対応の仕方 29 |
| (4) | 現地での健康管理のポイント 30 |
| | (個別専門家携行常備用医薬品及び衛生用材供与一覧表) 31 |
| (5) | 日常生活の注意 32 |
| (イ) | 使用人との関係 32 |
| (ロ) | 住 宅 32 |
| (6) | 交通事故の防止 33 |
| 6 | 国際紛争、治安の悪化等に対する対処について 34 |
| (1) | 盗難、その他 34 |
| (2) | 国際紛争、国内紛争の際の処置 34 |

| | | |
|-----|---------------------|-----|
| 7 | 専門家派遣事業の主な業務手続と注意事項 | 37 |
| (1) | 渡航経費等の支払い | 37 |
| (イ) | 派遣前における支払い | 37 |
| (ロ) | 派遣中の支払い | 37 |
| (2) | 住居手当 | 43 |
| (イ) | 住居手当の支給要件 | 43 |
| (ロ) | 住居手当の認定申請 | 43 |
| (ハ) | 事業団借上げ住宅制度 | 44 |
| (ニ) | その他の注意すべき点 | 45 |
| (3) | 携行機材 | 46 |
| (4) | 報告書の作成及び提出について | 50 |
| (イ) | 報告書の種類と提出時期 | 51 |
| (ロ) | 各報告書の記載内容 | 51 |
| (ハ) | 派遣専門家総合報告書等管理要領 | 54 |
| (5) | 現地業務費 | 65 |
| (6) | 専門家生活環境整備費 | 70 |
| 8 | 帰国時の諸手続 | 72 |
| (1) | 帰国時の手続 | 72 |
| (2) | 帰国直後の手続 | 73 |
| (3) | 帰国報告会 | 74 |
| (4) | 帰国専門家の生活保障制度 | 74 |
| 9 | 他の技術協力実施形態 | 77 |
| (1) | 機材供与(単独)事業の概要 | 77 |
| (2) | 研修員受入事業 | 81 |
| (3) | プロジェクト方式技術協力 | 84 |
| (4) | 開発調査 | 86 |
| (5) | 青年海外協力隊員 | 92 |
| 10 | その他の協力形態 | 95 |
| (1) | 無償資金協力 | 95 |
| (2) | 有償資金協力(円借款) | 112 |

参 考 資 料

| | |
|---------------------------------|-----|
| (1) 派遣事業部組織図 | 117 |
| (2) 国際協力事業団予算の推移 | 118 |
| (3) 国際協力事業団事業実績 | 119 |
| (イ) 事業形態別人数実績 | 119 |
| (ロ) 個別専門家派遣事業実績 | 120 |
| ① 専門家派遣対象国及び国際機関（昭和50年度～56年度） | 120 |
| ② 派遣専門家年令別構成（昭和50年度～56年度） | 120 |
| ③ 年度別、派遣形態別専門家派遣実績（昭和50年度～56年度） | 121 |
| ④ 昭和56年度継続・新規派遣専門家地域別事業実績 | 122 |
| ⑤ 専門家派遣数の推移（新規） | 123 |
| ⑥ 昭和56年度個別専門家、地域別、個別、月別派遣実績 | 124 |
| ⑦ 昭和56年度専門家派遣赴任時所属先区分 | 125 |
| ⑧ 年度別・業種別個別専門家派遣実績 | 126 |
| ⑨ 昭和56年度国家公務員所属省庁別専門家派遣実績 | 128 |
| (4) D A C 諸国の経済協力 | 129 |
| ① D A C 諸国の経済協力実績（総額） | 129 |
| ② D A C 諸国の政府開発援助（O D A）実績 | 130 |
| ③ D A C 諸国の技術協力実績 | 131 |
| (5) わが国の経済協力（総括表） | 134 |
| ① わが国の経済協力実績 | 134 |
| ② わが国の国又は地域別経済協力実績 | 135 |
| ③ わが国の技術協力実績 | 136 |
| (6) N H K 国際放送の受信について | 137 |
| (7) 開発途上国基礎指標 | 144 |

1 技術協力の概要

(1) 技術協力の意義

技術協力の一般的な形態としては研修員の受入れ、専門家の派遣及びこれらに関連しての機材の供与などがあり、これらを通じて開発途上国の技術水準の向上と人的資源の開発に資することが、「技術協力」とは言い得るが、一般的に「技術協力」とは何かを定義することは容易ではない。

DAOはこれを「開発途上諸国国民の知識、技術、技術上のノウ・ハウないし生産能力の水準を向上させる、すなわち、知的資本の蓄積を増加させることを目的とする」若しくは「物理的資本の蓄積の増加を目的とするものとは別の、現存する要素の賦与 (existing factor endowment) とその一層効果的な利用を図るため開発途上諸国の能力を向上させることを目的とする」ものであるとDAOの統計指示に関して規定している。

一般的にいかなる技術協力にも共通して言えることは技術協力は「開発途上にある地域の人々に対する技術の普及あるいはその水準の向上を目的として技術の提供を行なう経済協力の一形態」であるということであろう。

従って、技術協力はこのように開発途上国の経済、社会開発の担い手たるべき人材を養成するための、言わば人造りに寄与しようという開発途上国に対する最も基礎的な型の協力であり得る。

また、技術協力はその過程で人と人との接触が基本となるため、そこでは単なる技術の移転を超えた国民間の相互理解と親善が深められるという副次的な重要な効果がある。

次に、技術協力にはその実施の主体によって政府ベースのものと民間ベースのものがある。

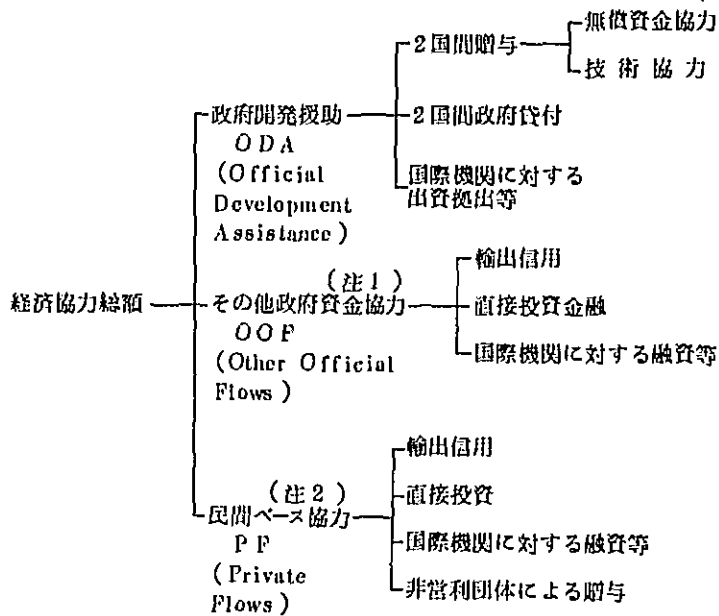
政府ベースの技術協力は「条約その他の国際約束」にもとづいて、政府が責任をもって行なうもので、具体的な実施は当事業団がこれにあたっている。当事業団の技術協力事業予算は全額政府（外務省）の交付金である。（事業団の新規の業務として投融資業務があり、これの原資は政府の出資金によっているが、投融資業務は「技術協力」とは考えられていない。）協力の具体的な形態には研修員の受入れ、専門家の派遣、機材供与及びこれらを組み合わせ

たプロジェクト・タイプの協力、青年海外協力隊派遣、並びに開発調査がある。

(2) 「経済協力」の種類と「技術協力」の位置づけ

経済協力は統計上次の表に示すカテゴリーに分類される。

(経済協力の種類)



(注1) DACでは「その他政府資金の流れ」といっている。
 (注2) DACでは「民間資金の流れ」といっている。

政府ベースの2国間協力として実施されている技術協力はこの表で分るとおり政府開発援助(O DA)の「2国間贈与」の中にカウントされる。

(3) わが国技術協力の規模と国際比較

わが国の技術協力は近年拡充されつつあるものの量的には他の先進諸国と比べて(DAC諸国中6位, 80年277.8万ドル)少ないこと、また、政府開発援助(Official Development Assistance. ODA)の中に占める技術協力費の比率(8.4%, 15位DAC平均20.4%)が極めて低いことが常々指摘されている。

技術協力実績の国際比較には通常OECDのDAC(Development Assistance Committee)の統計が用いられる。DACには毎年加盟各国が前項で述べた各種の経済協力について種類別に前年度(暦年)の経済技術協力実績を報告することになっているので、DACでとりまとめた統計が国際比較を見る際の唯一の統計資料となっている。

1980年度のDAC加盟諸国の対開発途上国経済協力総額、政府開発援助総額、並びに、2国間技術協力総額をDAC資料によってとりまとめると別表1のとおりである。

また、技術協力の型態、特に派遣・受入れ等を中心としてその人数及び協力方式等についてDAC主要国の国際比較を1980年について試みると別表2のとおりである。(註:この表から欧米先進諸国は、わが国と較べて、極めて多数の留学生を受入れ、また、教師その他教育関係専門家を数多く派遣していることが判る。)

DAC主要国の技術協力実績の推移は別表3のとおりとなっている。

(4) 技術協力と国際約束

当事業団が実施している技術協力事業は「政府ベースの技術協力」事業である。「政府ベース」と一般に呼んでいる言葉の定義は必ずしも明確ではないが、相手国政府若しくは国際機関との関係において、実施上、政府が責任を負うベースのものを一応政府ベースのものと呼ぶことができよう。従って、ここにはわが国政府と相手国の政府との間において若しくは国際機関との間において実施についての予じめの合意や約束(乃至は了解)があることが前提となる。

国際協力事業団法第21条は当事業団の業務の範囲を規定しているが、技術協力の実施についてはその第1項第1号に「条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施」に必要な業務を事業団が実施することを規定している。

「条約その他の国際約束」が何を指すかも必ずしも明らかではないが、一般的には国会の承認を経た条約、行政府限りで締結される協定や交換公文の型式による取極、口上書その他の文書の交換による約束などを具体的な型態として挙げることができるであろう。

(別表1) DAC加盟諸国--経済・技術協力の実績比較(支出ベース) 1980年度

単位:百万米ドル

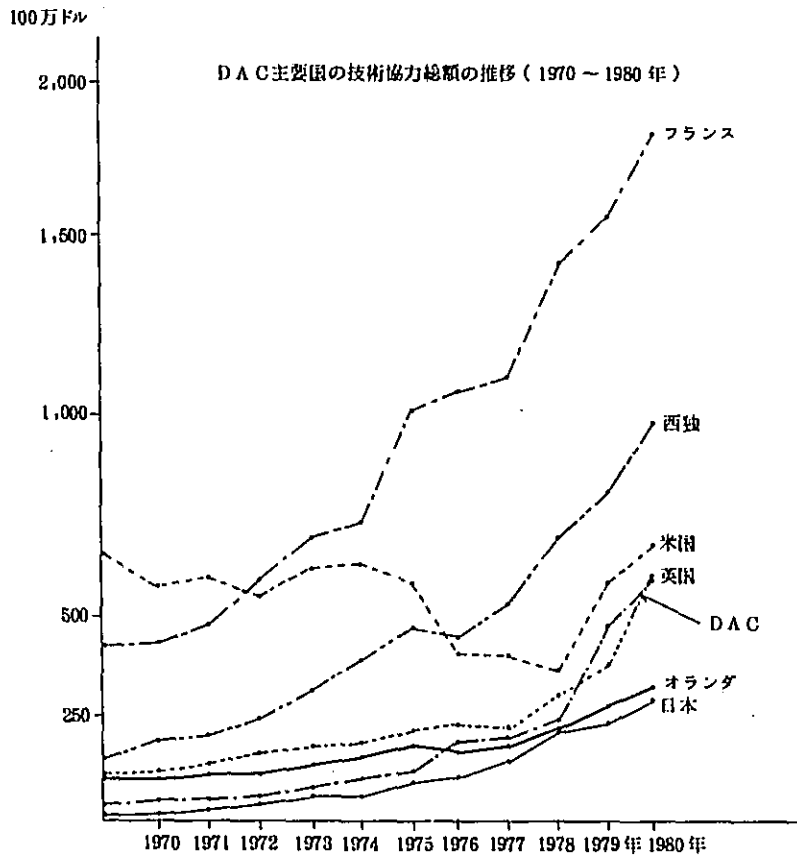
| 国名 | 1人あたり GNP | 経済協力総額(A) | | 政府開発援助(B) | | B/A % | 順位 | 技術協力(C) | C/B % | 順位 |
|----------|--------------|-----------|--------|-----------|---------|----------|----|---------|----------|----|
| | | GNP比 | 872 | GNP比 | 657 | | | | | |
| オーストラリア | 9,390 | 0.63 | 872 | 0.48 | 53.6 | 75.3 | 2 | 53.6 | 81.5 | 5 |
| オーストリア | 10,250 | 0.32 | 245 | 0.22 | 42.0 | 70.6 | 3 | 42.0 | 24.3 | 12 |
| ベルギー | 12,060 | 2.43 | 2,882 | 0.49 | 225.9 | 20.2 | 16 | 225.9 | 38.9 | 7 |
| カナダ | 10,290 | 1.12 | 2,755 | 0.42 | 99.2 | 37.6 | 11 | 99.2 | 95.8 | 1 |
| デンマーク | 12,620 | 1.22 | 786 | 0.72 | 105.2 | 59.5 | 6 | 105.2 | 22.5 | 13 |
| フィンランド | 10,290 | 0.40 | 196 | 0.22 | 32.6 | 54.1 | 8 | 32.6 | 30.8 | 9 |
| フランス | 12,140 | 1.77 | 11,522 | 0.62 | 1,825.1 | 35.2 | 13 | 1,825.1 | 45.0 | 6 |
| ドイツ | 13,400 | 1.28 | 10,584 | 0.43 | 990.7 | 33.2 | 15 | 990.7 | 28.2 | 11 |
| イタリア | 6,910 | 1.01 | 3,999 | 0.17 | 55.4 | 12.4 | 18 | 55.4 | 82.4 | 4 |
| 日本 | 8,900 | 0.65 | 6,766 | 0.32 | 277.8 | 48.8 | 10 | 277.8 | 84.1 | 3 |
| オランダ | 11,240 | 1.46 | 2,313 | 0.99 | 327.6 | 68.2 | 4 | 327.6 | 20.8 | 14 |
| ニュージーランド | 7,090 | 0.48 | 106 | 0.32 | 26.5 | 67.0 | 5 | 26.5 | 37.3 | 8 |
| ノルウェー | 14,030 | 1.49 | 853 | 0.82 | 42.3 | 55.5 | 7 | 42.3 | 89.4 | 2 |
| スウェーデン | 14,620 | 1.51 | 1,837 | 0.76 | 108.8 | 32.7 | 14 | 108.8 | 11.8 | 17 |
| スイス | 16,260 | 2.60 | 2,698 | 0.24 | 34.2 | 91.2 | 1 | 34.2 | 13.9 | 16 |
| 英国 | 9,400 | 2.43 | 12,795 | 0.34 | 505.5 | 13.9 | 17 | 505.5 | 28.4 | 10 |
| 米国 | 11,790 | 0.53 | 13,852 | 0.27 | 724.0 | 51.5 | 9 | 724.0 | 10.1 | 18 |
| DAC諸国計 | 10,770 | 1.04 | 75,061 | 0.37 | 5,476.4 | 35.7 | 12 | 5,476.4 | 20.5 | 15 |

(注) 順位は経済協力総額に占める政府開発援助の割合及び政府開発援助に占める技術協力費の割合についての順位を示す。

(別表2) 主要先進国技術協力実績(方式別)比較(1979年・80年)

| | 日 本 | | 米 国 | | 英 国 | | 西 独 | | フ ラ ンス | |
|----------------|-------|-------|-------|------|--------|--------|--------|--------|--------|------|
| | 1979 | 1980 | 1979 | 1980 | 1979 | 1980 | 1979 | 1980 | 1979 | 1980 |
| 1. 留学生・研修員 (人) | 9,197 | 9,802 | 7,967 | | 17,484 | 15,507 | 88,260 | 88,414 | 18,718 | |
| (1) 留 学 生 | | 1,812 | | | | 11,339 | | 7,939 | | |
| (2) 研 修 員 | | 8,080 | | | | 4,168 | | 30,475 | | |
| 2. 派遣専門家等 (人) | 6,678 | 8,215 | | | 8,765 | 7,614 | 6,697 | 5,850 | 28,186 | |
| (1) 専 門 家 | | 7,139 | | | | 6,511 | | 4,303 | | |
| (2) ボランティア | | 1,076 | | | | 1,103 | | 1,547 | | |
| 3. 機材供与 (百万ドル) | | 85.7 | | | | 31.1 | | 280.4 | | |

(別表3) DAC主要国の技術協力実績



出所: DAC資料より作成

現在政府ベースの技術協力の実施にあたっての国際約束は次のような方式によってとりつけている。

- (1) 「技術協力基本協定」を締結した上で個々の具体的技術協力の実施については下記(2)以下に記すような補足的な合意型式にゆだねる方式
- (2) センター協力や農業協力のような特定のプロジェクトに係る協力については、そのプロジェクトだけについての協定（又は交換公文）を締結する方式。（事務処理の便宜上の措置としてこれを回避し、合意議事録（R/D）を交すこともある）。
- (3) 個々の研修員受入れや専門家派遣、機材供与については様式化された書類（通常 A-1 フォーム、A-2 フォーム、A-3 フォーム、A-4 フォーム及び B-1 フォーム等と及び口上書等公文書の併用により合意をとりつける。わが国の場合これが最も一般的な方式であり、「コロンボプラン」の名称で呼ばれる技術協力のスキームの中でコロンボプラン加盟諸国が共通に使用している方式である。わが国は便宜上同一の様式書類をコロンボプラン加盟国でない中南米・中近東アフリカ地域の諸国に対しても使用している。（個別専門家派遣については、国際機関を除きこの方式によっている。）
- (4) 開発調査実施のための調査団の派遣については在外公館からの口上書（調査実施に先立って予じめ Scope of Works 或いは Terms of Reference 等の名称で調査内容、調査方法等を定めた場合にはこれを口上書に添付する。）による通報及びこれに対する相手国政府からの文書による確認によって合意をとりつける。
- (5) 青年協力隊の派遣については派遣に先立って交換公文による派遣取極を締結する。個々の要請は口上書でなされ、これに対する回答は口上書によってなされる。
- (6) 技術協力協定については、昭和 57 年 2 月 1 日現在、32 カ国との間に協定が締結されている。

2 専門家派遣事業の概要

(1) 専門家の派遣

専門家派遣事業とは、開発途上国の要請に応じて、主として相手国の政府、政府関係機関、試験研究機関、事業所、学校、指導訓練機関等で企画立案、調査研究、指導、普及活動、助言等の業務を行なうためにわが国から専門家を派遣する事業である。通常派遣された専門家は上記の政府関係機関等に配属され、その技術、知識、経験を直接提供すると同時にカウンターパートを指導して技術者の養成につとめる訳であるが、最近では開発政策や諸計画の企画立案に参画したり、相手国の中枢部門にあって行政運営、経済開発計画の策定、地域開発、農業等の開発計画の策定、調整、指導などの高級顧問的役割を果たすことに対する要請も多くなって来ている。また、経済社会開発の重要な分野について複数の専門家をグループで派遣して相手国政府に対し適宜適切な助言を行なうなどの協力から、シンポジウム、セミナー等の型による協力も積極的に行なわれつつある。

(2) 専門家派遣の方式

派遣専門家は派遣の方式によって次の三つのカテゴリーに分類することができる。

(1) 二国間ベース派遣専門家

相手国政府からの要請に基づいて派遣される専門家のことで、渡航費、在勤手当等必要な経費を、原則としてわが国政府が全額負担して派遣する方式である。これは更に次の三つの方式に分類できる。(別表4参照)

① 一般専門家

個々に相手国政府から出される要請に応じて派遣する個別単発的な専門家であり、最も一般的な専門家派遣方式である。

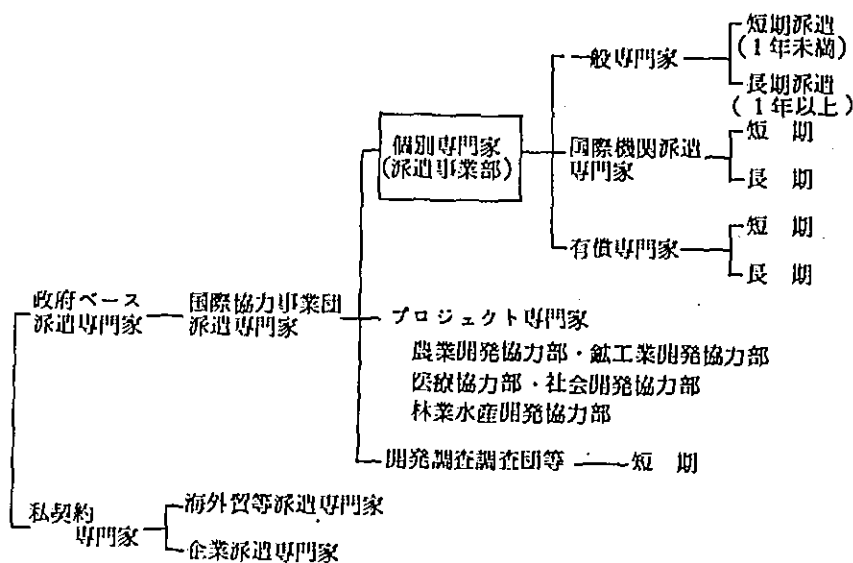
この方式の派遣業務は当事業部が所管している。当事業部における地域及び国別所管はアジア・オセアニア地域が派遣一課、中南米・アフリカ・中近東が派遣二課となっている。(参考資料(1)参照)

② プロジェクト専門家

農業協力、医療協力、海外技術訓練センター及び開発技術協力の名称のもとに専門家派遣、機材供与及びカウンターパート研修員受入れ等をコンバインして一つのプロジェクトの枠を組み立てて実施する協力をプロジェクト・タイプの協力と呼んでいるが、この形式の協力のもとに派遣される専門家をプロジェクト専門家と呼んでいる。プロジェクト専門家も本質的には一般専門家と変りはない。

なお、この方式の専門家の派遣業務の当事業団における所管は、農業協力については農業開発協力部、医療協力については医療協力部、技術協力センターについては主として社会開発協力部、開発技術協力については分野により農業開発協力部若しくは鉱工業開発協力部となっている。

(別表4) 専門家派遣の方式



③ 開発調査調査団

投資前基礎調査等開発調査実施のため技術協力の一環として派遣される専門家からなる調査団である。ただし、これは一般的な派遣専門家とは概念的に異なる点も多い。

(ロ) 国際機関専門家

ESCAP, ECA, 東南アジア漁業開発センターその他の国際機関からの

要請に応じて派遣する専門家である。事業団における所管は当事業部であり、国際機関業務室が所掌している。

(3) 専門家派遣の手続

(i) 一般専門家の派遣手続（個別派遣専門家）

専門家派遣要請の受理から派遣までの手続は次のとおりである。

- ① 専門家派遣の要請は、派遣を希望する国の政府から在外公館を通じてわが国政府になされることが必要である。相手国政府の窓口は通常外務省等正規の外交機関であるが、国によっては海外からの援助受入れのために一元化した政府機関を設けている国もある。派遣要請はこの正規のチャンネルを経ることが必要である。
- ② わが国は開発途上国にある全在外公館を通じ毎年8～9月に一般専門家派遣にかかわる要望調査を実施し、その回答結果をもとに外務省及び関係省庁との間で、翌年度の派遣計画を策定し、具体的な派遣案件を決定する。要望調査表は別表5、記入例の通りとなっている。
- ③ 派遣が決定された案件については、外務本省より在外公館に通報の上、案件ごとに相手国より原則として口上書等の公文書と併せA-1フォームと一般に略称されているパターン化した様式により専門家派遣要請をとりつける。その主な内容は次のとおりである。

(i) 要請の背景についての情報

(ii) 専門家のポスト、任務、資格、年齢限度

(iii) 専門家の任期、勤務場所、住宅提供の有無、諸手当・旅費支給の有無、有給休暇、医療施設の提供の有無、所得税免除の有無、家財道具、自動車その他の輸入物品についての関税等の免除の有無、その他。

これら諸事項について要請国政府の正当な権限を有する者が詳細に記入し、且、署名することが必要である。この様式は、政府が実施する「国際約束にもとづく技術協力」という場合の「国際約束」をとりつけるための手続手段の一つとして使用するものである。なお、前記要望調査に限らず、随時、A-1フォーム貼付の上専門家派遣要請は受け付けられている。

(別表 5)

新規案件調査付表

(記入例)

(優先順位：5)

| | |
|-------------------------------------|--|
| 案 件 名 | 農作物災害保険専門家 |
| 要 請 機 関 (勤 務 場 所) | 農業協同組合省，農村経済研究所（所在地：A市B町） |
| 要 請 人 数 | 1名 |
| 要 請 期 間 お よ び 時 期 | 昭和56年8月から1年間 |
| 要 請 の 背 景 | 当国では毎年天災及び病虫害のため農作物が大きく被害を受け、農家経済を不安ならしめている。政府は不可抗力な天災及び病虫害による危険負担を制度的に分散させ、農家経済を安定させるため、農作物災害保険制度を取り入れるための基礎作業を進めている。政府は本保険制度に関する法案作りのため、本分野で制度の確立している我国よりの専門家を要請してきたものである。 |
| 専門家の業務内容及び専門家の資格 | (イ) 任務 ①本保険制度の基本運営についてのアドバイス，②保険数理及び再保険，③損失評価及び試験事業について同研究所のワーキング・グループを指導する。 (ロ) 資格要件として農作物共済制度（水稲作）に関し、5年以上の実務経験のあるもので、英語を解する者 |
| 受入機関の状況 (カウンターパート・執務室・公用車の提供の有無) | 専門家の受入れ機関である同研究には本年12月よりワーキング・グループを作り、作業を開始する予定であるのでカウンターパートは同グループとなる。執務室および公用車の提供あり。 |
| 在外公館のコメント | |

- ④ 外務本省では要請書の内容を検討し、当事業団宛その写しを送付越し、当事業団はその内容を確認の上当該分野の所管省庁と打ち合わせの上派遣の可否を決定する。派遣すべき専門家の人選にあたっては一般には当事業団から関係省庁等に推せん依頼を行ない、これに応じて関係省庁や地方公共団体や民間団体等が適任者を推せんし、これを派遣専門家候補者とする事が多いが、他に、これら機関から適任者の推薦が得られない場合には、事業団で確保（プール）している専門家の中から候補者を選ぶ場合や海外で技術協力に携ることを希望して事業団に登録している人材の中から候補者を選考することもある。通常要請書が送付されてから派遣決定までには3カ月乃至6カ月を要する。
- ⑤ このようにして適任者を得次第、事業団は外務省にそのむねを報告

し外務省よりとりあえず在外公館に電報をもって本人の氏名、年令、履歴、派遣期間等を通知するが、詳しくは通常B-1フォームと称しているOFFERの様式に詳細を記載して在外公館に送付する。B-1フォームは、要請国政府に対するわが国の正式オファーである。B-1フォームに記載される事項は、候補者の氏名、年令、家族構成、現住所、最終学歴、職業歴、派遣可能な時期と期間、オファーに関する条件等である。

- ⑥ 在外公館はこのオファー（B-1）を要請国政府に提出した後、出来る限り速やかに相手国政府から当該専門家を受入れるか否かの確認（受入れ確認と呼んでいる。）をとりつけ、その結果を外務本省に電報する。
- ⑦ 受入れ確認の通報を受け次第、外務本省はこれを当事業団に通知越し、事業団はこれにより派遣の具体的手続きを進める。具体的には本人及び関係先への派遣決定通知を行ない、専門家としての等級の格付けを決定し、任地赴任の期日を決定し、派遣前研修（オリエンテーション、語学研修等）を行なう等の準備を進める。また、赴任の期日、フライト等決定次第、これを外務本省より電報で在外公館に通報する。なお、国家公務員としての身分を保有している専門家以外については、この間に、専門家としての役務提供契約を事業団総裁との間に締結する。また、専門家には同じく総裁からの要旨「専門家の業務を委嘱する。等級は〇級〇号とする。」旨の委嘱状が交付される。

これらの間の手続の流れを示すと別表6のとおりである。

ロ) プロジェクト方式の協力に係る専門家の派遣手続

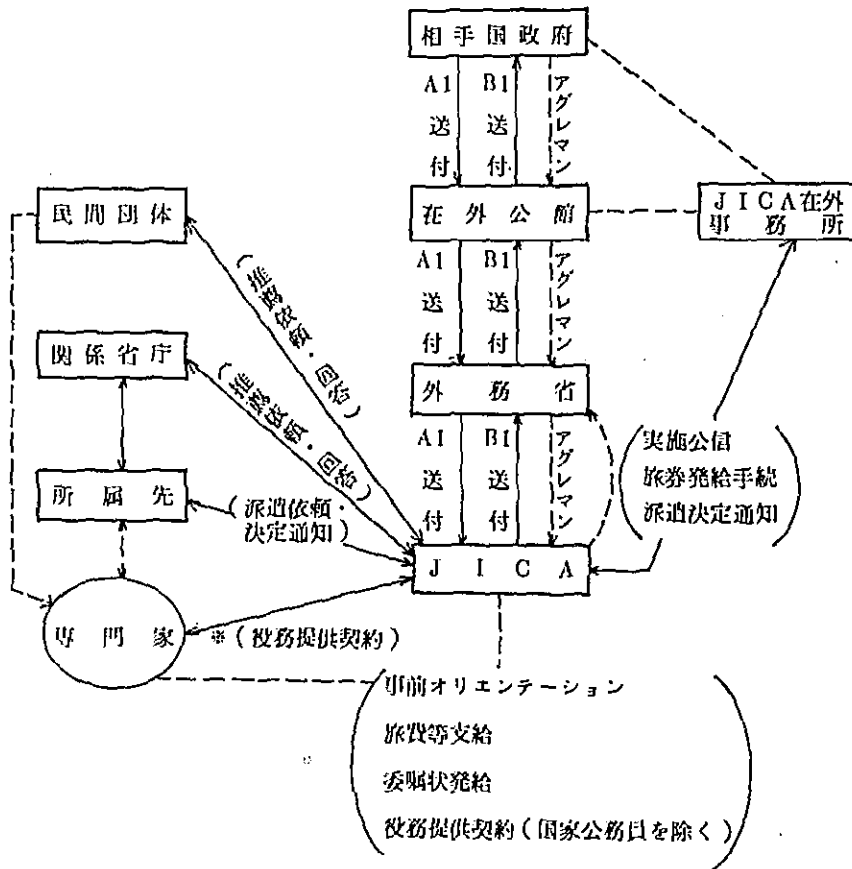
プロジェクト方式の協力については政府間の協定（若しくは交換公文）によるものと便宜上の措置としての合意議事録（R/D）によるものとの二通りがあるところ、いずれの場合も派遣すべき専門家の職務内容等は予め明らかであり、派遣専門家の人選についての国内準備も相当前広に進め得るので原則としてA-1フォームやB-1フォームによる手続は必要としない筈であり、事実、協定（交換公文）に基づくものについてはこれを使用しない。しかしながら、R/Dに基づくものはR/Dそのものが協定締結以前又はこれに代わる一種の便宜上の措置として作られるものであり「国際約束」と見做すことが出来ないものであることにもかんがみ、専門

家を派遣することに一般派遣専門家の場合に準じA-1フォーム、及びB-1フォームを使用する。派遣に到る国内の手続は一般の場合と同じである。

イ 国際機関専門家の派遣の手続

国際機関からの専門家派遣要請も通常在外公館を経由してなされる。要請受理から派遣までの手順は一般派遣専門家の場合に準ずるが、二国間のものではないので、A-1フォーム及びB-1フォームは使用せず、在外公館と外務本省の間の公電信及び要請機関と在外公館の間の一般公文書（ESCAPの場合は特定のフォームにより派遣条件等を確認するようになっている。）で処理する。

別表6 専門家派遣の仕組



* 個人との契約を含む
 (A1 = 相手国政府の正式派遣要請, B1 = 日本側からの正式回答)

3 専門家派遣とその促進のための制度

(1) 派遣法

「国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律」
(昭和45年法律第117号)の制定

一般職の国家公務員を国際協力等の目的をもって、①わが国が加盟している国際機関、②外国政府の機関及び、③人事院規則で定めるこれら①及び②に準ずる機関、(④外国の州又は自治体の機関、⑤外国の学校、研究所又は病院、⑥⑦⑧のほか指令で定める機関)に派遣する際は、派遣期間中も国家公務員としての身分を保有させ、また派遣期間満了の時は職務に復帰させること、派遣期間中も俸給、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100/100以内を支給すること、などを定めるとともに国家公務員災害補償法及び国家公務員共済組合法等の適用について規定し、国家公務員が安心して技術協力のため海外に赴けるよう法的な整備を行なっている。専門家の所属先の相違による身分処遇の差異については別表7のとおりとなっている。

(2) 所属先給与補填制度

地方公共団体及び民間企業・団体等からの専門家派遣を容易にするため、当該専門家の所属先に対して(人件費の補填を行なう制度である。この制度のもとで、事業団は補填額の全額が所属先において当該専門家の利益に使用されることを条件として、派遣期間中及び長期(1年以上)派遣専門家については派遣前2カ月、帰国後1カ月の期間、短期(1年未満)派遣専門家については派遣前1カ月の期間をも含めて、①所属先が当該専門家に支給した前月分の給与のうち俸給、扶養手当、調整手当及び住居手当に該当する種類の給与の合計額、②国家公務員の期末手当に該当する種類の給与として、俸給、扶養手当及び調整手当に該当する種類の給与の前月分支給額の合計額に一定率を乗じて得た額、③当該専門家に係る前月分社会保険料事業主負担分相当額及び前月分退職給与引当金相当額などを当該専門家の所属先に支払うことになっている。

国家公務員については上記の「派遣法」により身分措置がとられているのでこの所属先補填制度の適用はない。また、地方公共団体職員については所属する地方公共団体が、『技術協力のため外国政府に招へいされる等の場合には当該職員を「有給休職」とすることが出来る』との趣旨の地方公共団体の条例上の規定を設けることがこの所属先補填制度を適用し得るための前提であるところ、現在のところは全地方公共団体の約半数がこのような職員休職措置についての規定を条例に盛り込んでいるにとどまる。(分限条例) 地方公共団体からさらに多くの専門家を発掘するための一方途として、このような条例規定を設けることについて地方公共団体の理解を求めるための働きかけを続けることが今後とも一つの課題となっている。

なお、民間企業、団体等から専門家を求める場合、その所属先に対して直接人件費だけを補填すればそれで充分という訳ではなく、その人のために企業・団体等が負担している「諸経費」が人件費以外にもある訳で、こうしたいわば間接的経費をも補填する必要があるという考え方が序々に広まりつつあり、昭和50年度予算において、初めて青年協力隊員についてのみこれが認められることになった。

別表7 専門家の所属先の相違による身分、処遇の差異

| 所 属 | 事業団業務参加の根拠規程 | 派遣中の本人身分 | 所属先の派遣動機 | 所属先との合意書 | 本人との役務提供契約 | 国内給の負担 |
|---------------|--------------|------------------------|-------------------------------|----------|------------|--------|
| 国家公務員 | 派遣法 | 派遣職員 | 国際協力業務を本来業務とみなす | なし | なし | × |
| 地方公共団体 | 地方公共団体条例, 規則 | 出職義務 専任 張免 除職 | 国家公務員に準ずる | 一部有 | 有 | ○ |
| 特殊法人 | — | 出出体 張向職 | 同上 | 一部有 | 有 | ○ |
| 民間企業 | — | 出出体 張向職 | 1. 国の業務への協力 2. 長期的な企業利益に合致 | なし | 有 | ○ |
| なし (事業団専従) | ... | ... | ... | ... | 有 | ◎ |

| 海外給の 負担 | 海外労災 | | 年金・健保・雇保 | | 家族随伴 公費帰国 等の負担 | 派遣に伴 う旅費の 負担 | 備 考 |
|------------|--------------|-----|--------------|-----|----------------------|--------------------|--|
| | 事業団と して加入 | 掛 金 | 事業団と して加入 | 掛 金 | | | |
| ◎ | な し | × | な し | × | ◎ | ◎ | (注) —は不明 …は該当せず。 ◎は事業団が直接に負担 する。 ○は事業団が間接に負担 する。(所属先に補て んする。) ×は事業団として負担し ない。 |
| ◎ | 有 | ◎ | な し | ○ | ◎ | ◎ | |
| ◎ | 有 | ◎ | な し | ○ | ◎ | ◎ | |
| ◎ | 有 | ◎ | な し | ○ | ◎ | ◎ | |
| ◎ | 有 | ◎ | な し | なし | ◎ | ◎ | |

(3) 人材養成確保事業の概要

(イ) 研 修

| 種 | 類 | 目 的 |
|----------|-------------|--|
| 派遣前研修 | 集 合 研 修 | 既に派遣先が決定した者に対し、派遣に際し必要な一般事項につきオリエンテーションを行うとともに、専門家として最低必要な語学力を習得せしめる。 |
| | 個 別 語 学 研 修 | 既に派遣が決定した者に対し英語以外の言語について専門家として最低必要な語学力を習得せしめる。 |
| | 個 別 技 術 研 修 | 既に派遣が決定した者に対し、その保有する技術について必要な技術の補完、追加を行わしめる。 |
| 中期研修 | 国 内 研 修 | 近い将来派遣が予定されている者に対し、専門家として必要な一般知識及び専門的知識を付与するとともに、総合的な語学力を習得せしめる。 |
| | 海外実地研修 | 中期研修の一環として、国内研修修了者を対象とし、国内研修の効果を一層高めるため開発途上地域等において実施研修を行わしめる。 |
| 国内長期技術研修 | | 帰国専門家又は帰国協力隊員で再派遣予定者に対し、比較的長期にわたって、再派遣に伴い必要とされる技術の研修を行わしめる。 |
| 海外長期研修 | | 将来、指導的な派遣専門家としての任務につくことが予定され又は期待される者を海外に派遣して、我が国で蓄積の少ない技術分野について研修を行わしめる。 |

| 内 容 | 備 考 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○年間9回定期的に実施 ○研修期間は各回とも30日間 ○事業団業務，任国事情，専門家の待遇等，健康管理等のオリエンテーションと英語又はその他の言語の語学研修（会話が主体） | <ul style="list-style-type: none"> ○受講者 年間 250～350名 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じその都度実施 ○研修期間は平均1カ月程度 ○英語及び西語，仏語，ポルトガル語，インドネシア語等の現地語の語学研修（会話主体） | <ul style="list-style-type: none"> ○受講者 年間 50～100名 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ，その都度実施 ○研修期間は1週間～1カ月間 ○研修期間，試験場，機械メーカー等において技術の実施研修 | <ul style="list-style-type: none"> ○受講者 年間 50～80名 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○年2回実施 ○研修期間は各回とも約75日間 ○社会開発，保健医療，農林，鉱工の各部門ごとにコースを設定し，それぞれ一般分野（国際協力，開発途上国論等），専門分野及び語学分野について研修 | <ul style="list-style-type: none"> ○受講者 各回とも50～60名 ○原則として研修修了者は全員登録 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○年間2回国内研修修了後実施 ○研修期間は約3週間 ○開発途上地域等における教育機関，研究所等の施設及び関連協力プロジェクトにおいて実施研修 | <ul style="list-style-type: none"> ○国内研修修了者から約3分の1の者を選抜し実施 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じその都度実施 ○研修期間は平均6カ月 ○事業団の指示に基づき，研究機関，試験場，訓練校等の国内研修機関で技術の開発，補完又は向上のための研修 | <ul style="list-style-type: none"> ○受講者 年間 10～15名 ○受講期間中，特別囑託として確保することがある。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○研修機関は2年以内 ○事業団の指示に基づき，理論的又は実践的研究課題について主として先進諸国の機関（大学，研究機関等）で研修 ○上記の研修期間の中途において約3週間の域外研修を実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○原則として，研修修了者は全員登録 |

(ロ) 確 保

| 種 類 | 目 的 |
|-------------|--|
| 登 録 制 度 | 専門家として技術協力を行うため、海外派遣を希望する者について、あらかじめ登録を行っておき、派遣要請に迅速に対処する。 |
| 公 募 制 度 | 個々の派遣要請に応じ、広く一般から派遣専門家を募集する。 |
| 特 別 囑 託 制 度 | 帰国専門家、その他の者で海外派遣を希望し、かつ、専門分野及び語学の能力の優れた者をあらかじめ確保（プール）、待機せしめ、派遣要請に対処する。 |

(ハ) そ の 他

| | |
|---------------|----------------------------|
| 研 修 用 映 画 製 作 | 派遣前研修、中期研修等に必要研修教材としての映画製作 |
|---------------|----------------------------|

| 内 容 | 備 考 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 専門家の確保が困難な分野を中心に登録専門分野を設定 ○ 関係省庁等への協力依頼又は広報等の手段等により募集 ○ 登録にあたっては、個別に内容を審査 ○ 帰国専門家，帰国隊員，研修修了者は優先登録 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係省庁による専門家推せん制度との補完として機能せしめる。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じその都度実施 ○ 新聞広告等による応募者について選考委員会で審査 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係省庁による推せん，登録制度による選抜が困難な場合に実施 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 年間随時，関係各部からの建議に基づき認定委員会の議を経て委嘱 ○ 委嘱期間（最高2年を限度）中，事業団業務への指導，助言（研修講師，コースリーダー，派遣前諸準備等），各種研修参加を指示 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 年間平均確保者 25名程度 |

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ テーマ「ブラジルにおける大規模機械化農業」「技術の適応を求めて」（それぞれ30分もの） （昭和55年度） | |
|--|--|

4 長期派遣専門家に対する諸手当及び福利厚生等諸制度について

| 手 当 ・ 制 度 名 | | 内 容 | |
|-------------|-------|--------|--|
| 給与・ 手当等 | 在外諸手当 | 在勤基本手当 | 専門家の種類、任国、母に応じ定額を任期中支給。 |
| | | 住居手当 | 家賃（1から5の合計額）の実費を支給。ただし、支給限度額がある。 1. 家具付きでない住宅の家賃 2. 家主に支払った権利金等で返済されないもの 3. 車庫、台所設備、冷暖房器具の賃借料 4. 住宅設備を設置した場合の設備費 5. 1年以上の前払いの場合における借入金の利息 |
| | | 家族手当 | 配偶者及び18才未満の子を同伴している専門家に1及び2の合計額を支給。ただし、在勤基本手当の40%を限度とする。 1. 配偶者 在勤基本手当の25% 2. 子 1人につき在勤基本手当の10% |
| | | 子女教育手当 | 1. 6才以上18才未満の子を同伴している専門家に子1人につき月額18,000円を一律に支給。 2. 1の専門家のうち在外公館所在地以外の地に居住し勤務する者に子1人につき年額216,000円を限度に教育に要した実費額を支給。 |
| | | 語学手当 | 任国における職務活動に必要な語学（英語、現地語等）の能力が極めて優れていると認定した専門家に対し、次の語学能力の区分に応じて支給。 1. 1級 在勤基本手当の20% 2. 2級 在勤基本手当の10% |
| | | へき地手当 | 1. 勤務地及び居住地がへき地であると認定された専門家に対し、次の区分に応じて支給。 (1) 1級地（在勤基本手当+家族手当）の20% (2) 2級地（在勤基本手当+家族手当）の10% 2. へき地の認定は、事業団内審議委員会で行う。 |
| | | 特別技術手当 | 1. 職務に必要な技術能力が極めて優れていると認定した専門家に対し、技術能力の区分（4段階）に応じて支給。 2. 技術能力の認定は、事業団内審議委員会で行う。 |

昭和57年2月1日
技術者管理課

| 参考例（一般専門家 任国 インドネシア） | | | 備 考 |
|---|--------------------------------|--------------------------------|--|
| 最高(特号-1) | 標準(3号) | 最低(6号-2) | |
| 504,000 円/月 | 353,600 円/月 | 249,600 円/月 | ○外務公務員の例に準じ改定。 |
| (限度額) 1,505米ドル/月 | 899米ドル/月 | 711米ドル/月 | ○外務公務員の例に準じて支給限度額を改定。 ○通貨間の変動に応じ、年2回調整を実施。 ○住宅事情が特に悪い地域（含インドネシア）は、事業団住宅借上げ制度により特例措置を講じている。 |
| (該当者に対する最高額) 201,600 円/月 | 141,440 円/月 | 99,840 円/月 | |
| (子2人同伴の該当者に対する額) 36,000 円/月 | 36,000 円/月 | 36,000 円/月 | |
| (子2人同伴の該当者に対する最高額) 432,000 円/月 | 432,000 円/月 | 432,000 円/月 | |
| (該当者に対する額) 50,400 円/月 又は 100,800 円/月 | 35,360 円/月 又は 70,720 円/月 | 24,960 円/月 又は 49,920 円/月 | |
| (該当者に対する最高額) 70,560 円/月 又は 141,120 円/月 | 49,504 円/月 又は 99,008 円/月 | 34,944 円/月 又は 69,888 円/月 | |
| (該当者に対する額) A級 9,200 円/日 C級 3,100 円/日 | B級 6,200 円/日 D級 1,500 円/日 | | ○D級は、現在チームリーダーのみに限定して認定している。 |

| 手 当 ・ 制 度 名 | | 内 容 | |
|-------------|-------------|---|--|
| | 国内給付 | 所属先補てん金 | 所属先のある専門家の所属先に対し、その者の派遣中の給与相当額等（補てん金）を補てん。ただし、補てん金の限度は月額550,000円とする。 |
| | | 国内俵 | 事業団以外に所属先のない専門家に対し規定額を直接支給。 |
| 福利厚生等諸制度 | 休暇・他制度 | 一時帰国 休暇帰国 | 1. 不健康地（南米の大都市等を除き全開発途上国が該当）に派遣している派遣期間2年以上の専門家は、1年を経た時点で1回、30日間公費による休暇帰国ができる。 |
| | | 忌引帰国 | 2. 派遣期間1年以上の専門家は、扶養親族死亡の場合忌引帰国（公費）ができる。 |
| | | 学会出席 帰国 | 3. 派遣期間2年以上の専門家は任期中1回、15日間学会出席のため一時帰国（公費）ができる。 |
| | | 健康管理 旅行 | 特定不健康地（中近東、アフリカ諸国）に派遣している派遣期間2年以上の専門家は、1年に1回公費によりヨーロッパ等、先進国に20日間休暇旅行ができる。 |
| | | 高地健康管理 旅行 | 高地（標高2,000メートル以上の地）に派遣している派遣期間1年以上の専門家は、4カ月に1回、4日間公費による保養旅行ができる。 |
| | | 子女一時 呼寄せ | 派遣期間が1年以上の専門家は、1年に1回本邦に残留する20才未満の子を任国に一時呼寄せできる。往復航空賃のうち1人につき20,000円を差し引いた額を支給。 |
| 福利厚生・他制度 | 業務上災害 補償 | 専門家が派遣期間中、業務上、負傷、疾病、身体障害又は死亡等の災害を受けた場合、労災保険（特別加入）から補償がある。 | |
| | 共済給付 | 派遣期間中の専門家及び同伴扶養親族の業務によらない負傷、疾病又は出産に対する給付金、死亡に対する弔慰 | |

| 参考例（一般専門家 任国 インドネシア） | | | 備 考 |
|---|--|--|---|
| 最高(特号-1) | 標準(3号) | 最低(6号-2) | |
| 所屬先の給与規程に基づく額 | | | ○国家公務員は、派遣中俸給が支給されるので、本補てんの対象としない。 |
| 382,000 円/月 | 218,000 円/月 | 127,000 円/月 | |
| 1. 往復航空賃（ジャカルタ～東京 172,400 円×2 = 344,800 円）及び日当、宿泊料、在外諸手当を支給。扶養親族同伴可。 2. 往復航空賃（ただし、50,000 円は自己負担）在外諸手当（公費負担期間に限る）を支給。 3. 往復航空賃、在外諸手当を支給。 | | | |
| 1. 往復航空賃、専門家には1日30ドル、扶養親族には1人につき1日10ドルを20日分支給。 2. 旅行期間中も在外諸手当を支給。 | | | ○インドネシアは該当しない。 |
| 1. 往復航空賃、専門家には1日30ドル、扶養親族には1人につき1日10ドルを4日分支給。 2. 旅行期間中も在外諸手当を支給。 | | | ○インドネシアは該当しない。 |
| （子1人を呼寄せた場合の支給額） （ジャカルタ～東京 172,400 円） $172,400 \text{ 円} \times 2 - 20,000 \text{ 円} = 324,800 \text{ 円/人}$ | | | |
| （給付基礎日額） 14,000 円/日 （遺族補償の場合） 年金 2,861,600 円/年 一時金（遺族特別支給金） 3,000,000 円 | 7,000 円/日 年金 1,430,800 円/年 一時金 3,000,000 円 | 4,000 円/日 年金 817,600 円/年 一時金 3,000,000 円 | ○労災保険の対象とならない赴任途上の災害については、事業団独自に補償。 ○遺族が配偶者及び18才未満の子2人の場合。 |
| | | | |

| 手 当 ・ 制 度 名 | | 内 容 |
|-------------|---------------------------------------|--|
| | | <p>金、重度の疾病に対する見舞金の給付、健康診断料の給付、災害見舞金の給付及び予防接種料の給付。</p> <p>1. 給 付 療養費 実費 出産費 (在勤基本手当+家族手当)の70% 弔慰金 専門家本人 2,900万円 葬祭料 100万円 健康診断料 (派遣時を除く)の補助 災害見舞金 (在勤基本手当+家族手当)の½ 予防接種料 一種につき5,000円を限度</p> <p>2. 掛 金 専門家 (在勤基本手当+家族手当)の$\frac{17}{1000}$ 事業団 (在勤基本手当+家族手当)の$\frac{12}{1000}$</p> |
| | 生活環境整備 | 専門家の生活環境が劣悪で生活が著しく阻害されると認められる場合に生活環境施設を整備する。 |
| | 生活保障制度 | <p>帰国後就職できない専門家に対し、申請にもとづき資格認定の上生活保障金2,600円/日から6,400円/日を次の期間支給。</p> <p>1. 派遣期間5年未満 180日間 2. 派遣期間5年以上 210日間</p> |
| | 特別嘱託制度 | 帰国後さらに再派遣を希望する者等であって、派遣の可能性のあるものを最高2年間特別嘱託として確保。 |
| 旅 費 | 赴帰任旅行に対し、国家公務員旅費規定に準じ、日当、宿泊料、食卓料、航空賃、 | |

- (注) 1. 長期派遣専門家とは、派遣期間が1年以上の者をいう。
2. 派遣期間が1年未満の短期専門家に対しては、長期派遣専門家に支給される旅費

| 参考例（一般専門家 任国 インドネシア） | | | 備 考 |
|---|-------------|-------------|---|
| 最高(特号-1) | 標準(3号) | 最低(6号-2) | |
| | | | |
| | | | 生活環境施設 ◦保安施設 ◦電気供給施設 ◦衛生施設 ◦給水及び排水施設 ◦保健施設 |
| (生活保障日額) 6,400 円/日 | 4,400 円/日 | 2,600 円/日 | ◦支給対象者がその期間中に自己の労働によって収入を得るに至った場合又は雇用保険の失業給付を受けた場合、その差額を支給・就職・死亡した場合以後の生活保障は行わない。 |
| (帰国手当) 315,000 円/月 | 218,000 円/月 | 149,000 円/月 | ◦原則として社会保険に加入させている。 |
| 船賃，鉄道賃，車賃，移転料，着後手当，扶養親族移転料，支度料，旅行雑費及び内国旅費を支給。 | | | |

のうち，移転料，着後手当及び扶養親族移転料を除く旅費を支給する。

5 開発途上国への赴任にあたって

(1) 赴任にあたって

これまで説明いたしましたように、専門家の赴任にあたりましては、要請、A-1・B-1受入通知と、いくつかのステップを経ることになります。この章では専門家として開発途上国に赴任されるにあたり必要な、いくつか留意事項について述べます。

イ 専門家の要件

一般に専門家の要件としては、当然のことながら①Specifyされた技術を有すること、②語学力、③環境適応力、④協調性、⑤指導力、⑥責任感等が求められます。

しかし、最も基本的な要件は、人柄にあると言えます。

相手国の人々の風俗習慣、考え方を理解し、常に相手の立場に立って物事を判断し、適切な指導をすること、誠意ある接し方は、あらゆる壁をのり越えて、親近感をわかれます。要すれば人間として信頼されることになりましょう。このことは極端な言い方をすれば、言葉や技術は二の次と言っても言いすぎではありません。

したがって、開発途上国の人々と接するにあたってもっとも留意しなければならないのは、相手方を見下すような態度をとってはならないと言うことでしょう。

開発途上国の人々は、自尊心が強いと一般的に言われます。また宗教等の影響から、日常生活面での律し方、生活様式、考え方が日本人とは異なり、こちらが当然と考えるような事でも異なった反応を示すことが再三あります。こうした点で専門家には異文化への理解、適合性が求められる事になります。

着任され、業務指導を開始されますと様々な点で、約束どおり物事が進まなかったり、腹立たしい事、予期に反した対応などで困られる事などが予想され、心理的・物理的な負担となる事が多々あると思われれますが、とにかくあせる事なく、腰をすえて協力を進められる事が肝要です。

(2) 専門家の活動とそのポイント

- ① 現状把握に努め（現地の技術レベル国民性，社会的背景など），現地政府の要望に合わせて方針，目標を決め，指導する分野を明確にしておく必要があります。
- ② 現地の様々な factor と自分の factor とを良く考えて，綿密な指導計画書を作成する（期間・分野の制約の中で）。
- ③ 技術開発の手法（応用）を考える。どういう方法でやれば最善の技術移転の impact が得られるか。
- ④ カウンターパートをちゃんと作っておく。
- ⑤ 自分の使う資機材が周囲にあるかどうか確認しておく。
- ⑥ 研究開発に当たる。（創意・工夫）
- ⑦ 仕事の開始と指導計画の調整を効果的にすすめる。

また，派遣専門家は，業務指導の中で以下の点について，常に留意する必要がありますが，これらの諸点については本部への業務報告の中で現状を随時報告して下さい。

- ① 最も効率的技術移転について示唆
- ② 今後の開発をどう考えるか（開発の方向と新たな認識）。
- ③ どこまで出来たか，結果を確認し，客観的に評価する。

具体的方法について

現地の活動を活発化する意味で業務の支援をしてくれる理解者をつくることが大切です。また直接の指導対象者（相手）に自分の仕事上のスピード・方法を熟知させることも欠かせない努力の一つです。

(3) 現地での対応の仕方（カルチャーショックからの立直り）

- ① 現地語を覚える。
- ② 現場の社会的基盤がどんなしくみで動いているか良く観察する。
- ③ 相手の要望に対し，柔軟に対処する。
- ④ 長期派遣専門家は自分の生活をしっかりと礎き，イライラした態度を示さないこと。

以上のことから前述したとおり専門家としては，

- ① 指導能力のある人
 - ② 精神的情緒が安定している人
 - ③ 健康で丈夫な体力の持ち主
 - ④ 技術（Specify された）がしっかりしている人
 - ⑤ コントロールができる人
 - ⑥ 言葉（現地通用語）が支障なく話せること
- etc. と言うこととなります。

(4) 現地での健康管理のポイント

赴任される専門家の方々は、日本出発時に送別会、荷物のまとめ等に忙殺され、心身ともに疲労され、現地到着後は生活環境の大きな変化もあり、疲労度は大きくなります。特に到着直後は緊張感もありますので、身体の変調も気にかける余裕もありませんが、1～3ヶ月経過後に疲労が一時に出る事が多くあります。

時差等の関係に身体も馴れて来ますが、特に水、食物等の変化と身体の変調が重なりますので、この時点での健康管理が、専門家は勿論の事、御家族を含め必要不可欠です。

特に肝炎、マラリア、下痢等の雑病に充分気をつけ飲料水には十分に注意して下さい。マラリアの予防薬は事業団でも用意しています。利用希望の方は係に申し出て下さい。

当事業部では長期専門家については、別表8の個別専門家携行常備用医薬品及び衛生用材供与一覧表記載の医薬品の携行を認めることといたします。この医薬品の使用にあたっては、使用説明書を十分に読んでから使用して下さい。

なお、既派遣の専門家、邦人等で病気等に際し医薬品を必要とする場合には、本薬品を積極的に役立てて下さい。

別表 8 個別専門薬行常備用医薬品及び衛生用材供与一覧表

| 品名 | 容量 | 効能 | 用途 | 用量 | 品名 | 容量 | 効能 | 用途 | 用量 |
|------------|----------------------|---|--|----|-----------|------------------------|------------------------------|---------------------|----|
| 新ベンツ錠 | 30T×4 | | | | シノミン錠 | 100T | 発熱をともなう強い下痢 | 初回4錠、以後12時間ごとに2錠を内服 | |
| 新三井胃腸薬 | 250T | 食欲不振、嘔吐、胸やけ、胃腸痛、下痢、便秘、消化不良、胃腸炎、腸炎 | 1回3錠1日3回 | | チラマイシン軟膏 | 5F×2 | 傷を伴った腫瘍性皮膚炎、膿皮症、顔面炎、皮膚に付く感染症 | 1日数回患部に塗布 | |
| 止瀉丸 | 250錠 | 急、慢性腸炎、嘔吐、消化不良、腸内異常発酵、自家中毒、下痢、急慢性腸炎、生痔瘻 | 1回2錠1日3回 1回2錠1日3回 1回2錠1日3回 1回2錠1日3回 | | リベランズスプレー | 100ml | 防臭スプレー | | |
| ニキリヤンRM | 60T | 急、慢性腸炎、嘔吐、消化不良、腸内異常発酵、自家中毒、下痢、急慢性腸炎、生痔瘻 | 1回2錠1日3回 | | フルコート軟膏 | 5F×2 | 発疹性皮膚炎、皮膚、アトピー性皮膚炎、日やけ | 1日1~3回塗布 | |
| ハイベリン錠 | 450錠 100T | 腸炎、生痔瘻 | 1回2錠1日3回 | | バムランアジュート | 50F×12 | | | |
| バランス錠 | 5錠 100T | 腸炎、生痔瘻 | 1回1~2錠1日3回 | | トクエン普通用 | 80錠入 | | | |
| 綜合ビタ錠 | 100T | 身体衰弱時の栄養補助 | 1日1~2錠を1~2回服用 | | バンドエイド | 3サイズ 47枚入 | | | |
| プロエントラ錠 | 100T | アレルギー性鼻炎、鼻炎、結膜炎、目炎、結核、アレルギー性鼻炎 | 1日1錠を必ず服用時間は午後6~7時の間に服用する | | 綿 | 50枚入 | | | |
| アスコパ錠 | 100錠 250錠 100F | 強い痛みや胃けいれんを伴う急性慢性頭痛、外傷、腰痛、肩痛、骨痛、関節痛、歯痛、頭痛、インフルエンザ | 1回1錠を必ず服用時間は午後6~7時の間に服用する | | ガーゼ | 30cm×1m | | | |
| オラドール中錠 | 100T | 口内炎および咽喉内の炎症の予防と治癒 | 3~4時間ごとに1錠ずつ口中に入れて効成分が唾液中に溶解されるように | | 紙 | 50枚 | | | |
| コンバントリン錠 | 20T | 広域抗菌 | 体重1kgあたり10錠を1回服用 | | 三角巾 | 大 | | | |
| メチスA錠 | 40T | 悪性、各種神経痛、腰痛、歯痛、生痔瘻、外傷痛 | 1日2~8錠1日5回まで | | 和洋両用(ニケツ) | 12×8m | | | |
| ダチオン(チカラ錠) | 100錠 100T | 発熱、頭痛、紅腫、自家中毒、急慢性腸炎 | 1回1~2錠1日1~2回 | | 袖 | 2枚入 | | | |
| エンベントラリム | 10F×2 | 日酔、カンダラ、タン痛 | 1日3~4回併用 | | ハチマキ | 小 スタンレス | | | |
| リベランクリーム | 20F | 創傷 | 患部に塗布する | | ピンセット | 小 スタンレス | | | |
| レスミンコワーク軟膏 | 25F | 急、慢性皮膚炎、シソ疹、神経痛、皮膚炎 | 患部に塗布する | | 体温計 | 1分 | | | |
| チチベリタムS軟膏 | 10F | 創傷、皮膚炎、虫さされ、とびひ、火傷、下疳の治癒、皮膚炎 | 患部に塗布する | | 毛糸 | 小 スタンレス | | | |
| アキロンスプレー式 | 60ml | 創傷、皮膚炎、虫さされ、とびひ、火傷、下疳の治癒、皮膚炎 | 患部に塗布する | | 眼 | 第2 | | | |
| キンカ | 50ml | 創傷、皮膚炎、虫さされ、とびひ、火傷、下疳の治癒、皮膚炎 | 患部に塗布する | | 伸縮包帯 | 3cm×4m×2 6cm×6.5m×2 | | | |
| パチンタス | 10枚入 | 創傷、皮膚炎、虫さされ、とびひ、火傷、下疳の治癒、皮膚炎 | 患部に塗布する | | チンク油 | 50g | | | |
| ハイレインケン玉 | 60F×3 | 創傷、皮膚炎、虫さされ、とびひ、火傷、下疳の治癒、皮膚炎 | 患部に塗布する | | アイスノンベルト | (10F×2) | | | |
| 大テラフルナー目薬 | 15ml×2 | 眼炎、目の充血 | 1回2~3滴ずつ1日5~6回点眼 | | イチヂク錠 | 2錠 | | | |
| ネブドチンキ | 100ml | 皮膚病、皮膚炎、皮膚腫瘍、疥癬の殺菌剤 | 患部に塗布 | | 強力ソルベ | 300T | | | |
| クレゾールケン玉 | 100ml | 皮膚病、皮膚炎、皮膚腫瘍、疥癬の殺菌剤 | 患部に塗布 | | | | | | |

(5) 日常生活の注意

(イ) 使用人との関係

開発途上国に赴任される専門家の多くは、赴任国にもよりますが、使用人を使つての生活を経験されることとなります。使用人の雇用に際しては、前任者からの引継ぎや、他の専門家からの紹介等による出来るだけ身元の明確な者を雇用する必要があります。また、多くの場合、労働目的は単目的になり、全てをとりしきる形での雇用契約は不可能で、門衛は門衛としての職務、庭番は庭番としての職務しか行なわないのが通常の雇用形態です。

また、使用人は、その国の労働法や労基法等の適用を受けることがありますので、雇用にあたりは事前に充分調査しておいて下さい。（例、労働時間、最低賃金、退職金、社会保障等）

一般に開発途上国の人達は、その国の伝統、風俗習慣、宗教等による影響のもと生活を律してきておりますので、物や他人の財産に対する考え方が、日本人とは異なる場合があります。したがって、日本人の側からこれらを充分留意して、紛失、盗難等は自己防衛する必要があります。使用人との関係では雇用主としての態は保持しつつも、他方では信頼、敬愛される雇用主としての関係に充分配慮して下さい。特に生活上は家族を含め、錠の習慣に早く慣れるようにするとともに重要な身の廻り品等を保管する部屋、トランク等は必ず錠するようして下さい。

(ロ) 住 宅

着任後、前任者の住宅を引継ぐ場合を除き、新規に住宅を探す場合については、任国における他の専門家、事務所等のアドバイスを必ず受けるようして下さい。

一般に住宅を探す場合の要件としては、

イ 生活環境、買物、子女の通学等の便宜

ロ 勤務先との距離

ハ 家屋の構造、スペース、設備、価格

等に配慮するとともに契約内容に充分気を付けて下さい。（帰国の際等の解約条項）

特に家具付きの場合は、その数、損傷度、更に家屋のイタミ具合は事前に家主との間で確認をとり、その補修、経費負担等を取り極めて下さい。特に契約価格等は周辺の価格、条件の等しい他の専門家の借料を参考に交渉する必要があります。

また、附帯設備等については、電気、水道、排水（風呂、トイレを含む）、電話引込み等を確認するとともに、防犯上のチェック（旋錠、門壁、柵、窓等）に充分配慮して下さい。

(6) 交通事故の防止

過去に発生している事故の多くは次のようなケースです。

- ① 直線道路でスピードの出し過ぎに起因し路面の変化に対応出来ず路肩よりの転落
- ② 直線道路での居眠り運転等による道路柵、立木、対向車輛との衝突、停車中の他の車輛への追突
- ③ 交叉点、サークル内での不注意による接触・衝突事故
- ④ 車輛整備等の不充分さに起因する事故（ブレーキ故障等）

不幸にして事故が発生した場合においては、早急に次のアクションをとって下さい。

- ① 現場の保持、警察への通報、事務所・大使館への通報（軽度な車輛事故の際は不要）、（必要な場合の保持、事務所、大使館等の顧問弁護士との相談）事業団本部への通報、（事故状況を出来るだけ詳細に）保険会社への通報
- ② わが国の免許を有する方は出来るだけ国際免許証へ切り換えの上持参されるようにして下さい。
- ③ 各専門家には必ず、自動車保険（強制保険制度は殆んどどの国が無い）に加入して下さい。
- ④ 着任後2～3ヶ月に事故の発生率が高くなっております。交通規則、道路の通行方向（左側通行）等がわが国と異なる国が多いので、出来るだけ早く慣れる必要があります。

6 国際紛争，治安の悪化等に対する対処について

(1) 盗難，その他

わが国を含め，いつれの国においても盗難等の発生率は近年増加傾向にあります。

赴任途次の空港，ホテル，任国到着後のホテル，買物等の際，現金，小切手，パスポート等紛失したり盗難に合ったりしないよう呉々も御留意下さい。自分だけは安全と考えられることは危険です。

多額の現金等は必要な時以外は出来るだけ持たないようにして下さい。

特に空港，外貨交換所，銀行退出時等は気をつけて下さい。

(2) 国際紛争，国内紛争の際の処置

最近開発途上の国では，国内的要因による治安の悪化及び国際紛争等が発生するケースが多くあるところ，この場合の対処は以下によって行なって下さい。

(イ) 一般に専門家は一般の民間在留邦人と異なり，政府ベースの協力のもと派遣されておりますので，その行動には慎重さを要します。直接的な生命財産に影響を生じる恐れのある緊急な場合を除き，在外公館及び当事業団事務所等との密接な連絡のもとに行動して下さい。

(ロ) 専門家間の連絡手段，避難方法，ルート等は事態が深刻な段階に進む前に充分協議しておく必換があります。

(ハ) 緊急時等の処置としては，次の二つがあります。

① 緊急一時避難

国内・国際紛争等の影響を受けて，専門家が一時的に任国外に避難せざるを得ない事態が発生した場合，緊急やむを得ぬ場合を除き，任国のわが方，大使館等を経由し，事業団に申請しその許可を得た上で近隣の国へ一時避難を行なうことが出来ます。

この場合においては，旅費，滞在費等は規定により支給されますが，これはあくまでも短期間紛争の解決が見通せる場合に限られます。

なお，一時避難後も事態の解決がない場合においては，帰国していただくこととなります。

② 早期帰国（緊急避難）

戦乱、内乱等の非常事態により、技術協力が困難であり、その早期解決の見通しが無い場合においては(1)と同様手続きを経て事業団総裁の緊急避難命令に従って所定の派遣期間満了前に本邦に帰国していただく事があります。

いずれの場合も役務提供契約に定められた派遣期間にかかわらず、帰国後30日を限度として緊急避難期間が適用され、状況によりこの期間は、最大90日間まで延長がありますが、避難の際におけるさまざまな要因から、ケース・バイ・ケースで事業団の規程により、その取扱いが定められます。

(I) 災害見舞金

こうした場合で、その後、任国に帰任出来なかった場合や、地震、水害、火災、その他の非常災害により、任国にある家財の $\frac{1}{2}$ 以上が滅失した場合には、在勤基本手当（家族手当を含む）の月額額の $\frac{1}{2}$ に相当する額を災害見舞金として給付します。

(II) 専門家損害救済金

専門家が任地に携行した家財、又は任地で取得した家財が、(I)と同様の理由の非常災害（盗難は原則として非常災害に該当しません）により、適切な措置を講じられず滅失・破損した場合事業団は損害の全部又は一部を補てんするため、査定の上、専門家1人につき100万円（扶養親族を随伴している場合には140万円）を限度額として損害救済金を支給します。

ただし、被害家財のうち1件の取得価格が10,000円未満の物品、消耗品並びに現金・有価証券・貴金属等被害事実及び損害額の客観的立証が困難な動産は、特に明白な証拠のない限り補てん対象としません。

また、相手国政府、保険会社から補償がある場合は、補償額確認の後、損害救済金額を決定します。

損害救済金を受けようとする専門家は、損害救済金支給認定申請書を事業団海外事務所又は在外公館を経由して、かつ、その証明を添えて提出して下さい。

なお、損害救済金支給認定には、被害家財の取得価格及び取得時期を証を証明する証拠書類が必要となりますので、1件10,000円以上の物品を購入した場合は領収書等忘れずに保管しておいて下さい。

なお、(I)及び(II)とも携行機材等の公用品については適用されません。

(E) 緊急避難等による帰国の際はとくに下記の事項について十分に確認して下さい。

④ 通報及び承認（大使館，本部）

任地を離脱する日及びルート，手段，氏名リスト，第1次中継地（安全な）からの離脱，到着，通報

⑤ 経 費

離脱にともなう経費明細の把握（車輛借上，ホテル代等），残置された家財等のリスト，価格明細（精算が必要となる為）

⑥ 到 着

一時避難国については、到着日，宿泊及び連絡先，本邦帰国の場合には、帰国日，フライト，帰国者リスト，航空券等の手配の必要性，同送付先の連絡を何らかの手段で本部宛行なって下さい。

7 専門家派遣事業の主な業務手続と注意事項

(1) 渡航経費等の支払い

事業団は、派遣手続の事務処理上、下記のとおり旅費及び派遣手当を支払います。

(イ) 派遣前における支払い

長期派遣専門家 には、赴任のための旅費として、航空賃（実際は切符）等、日当、宿泊料（又は食卓料）、支度料、移転料、旅行雑費（健康診断に要した費用、予防接種の費用等で立替領収書が示されたものに限る。健康診断料については限度額あり。）、着後手当及び内国旅費のそれぞれ全額を、派遣手当として、在勤基本手当、家族手当¹⁾、子女教育手当（一律分²⁾、へき地手当³⁾、語学手当⁴⁾、等（1）から4）は該当専門家のみ支給。3）から4）については後払いの場合があります。）及び住居手当（住居手当限度額の8割以内の額。後ほど、住居手当認定申請書の提出をまって精算いたします。）のおおむね当初2カ月分を、赴任時において支払います。

短期派遣専門家 には旅費（移転料及び着後手当を除く。）、語学手当等、（該当者のみ支給。）を支給しますが、派遣期間が6カ月以内の場合は派遣期間区分の旅費を、派遣期間が6カ月を超える場合は6カ月分の旅費を、赴任時に事業団において支払います。短期派遣専門家に対する語学手当等の派遣前、派遣中の支給については、原則として長期派遣専門家に対する派遣手当の支給方法に準じます。

(ロ) 派遣中の支払い口座の開設及び送金

① 滞在費等の送金

派遣中事業団から専門家へ支払う経費（国内俸は除く。）は外地の銀行を通じて送金します。長期派遣専門家に対する派遣手当の3カ月目以降の支給分あるいは短期派遣専門家の6カ月目以降分の日当・宿泊料（又は食卓料）は、毎月送金します。

② 送金期間及びその内容

送金時期は、当該月の中旬には指定銀行に届くよう振り込みます。（東京銀行での送金実行日は毎月5日前後ですが、通信事情の悪い地域

にある銀行への振込みは若干遅れることがあります。)

送金内容は、別途「滞在費等支給明細書」(別表9)によって各専門家にお知らせしますが、指定銀行への入金日と明細書の到着日は通信事情により若干前後しますのであらかじめ御了承下さい。

③ 口座開設

専門家は赴任前又は着任後速やかに銀行口座を開設し、事業団に滞在費等受取銀行口座指定届を提出して下さい。外地の銀行は、任国内の銀行でも他の国の銀行でも差し支えありません。ただし、東銀の融資を受ける場合は、東京銀行信託会社ニューヨーク本店に口座開設をして下さい。

イ 口座開設にあたって、原則的には滞在費等口座と公費(現地業務費)口座を開設して下さい。尚、開設銀行については出来る限り、事業団の推薦する銀行を利用して下さい。また、国によっては、個人で二つの口座の開設が禁じられている国もありますので御注意下さい。

ロ 公費口座は出来る限り現地の銀行を利用すると便利です。

ハ 滞在費等の受取銀行口座指定届(以下「口座届」という)を提出する際には以下の点を明記して下さい。

- ① 銀行名及び支店名(支店名が不明ですと入金されません)。
- ② 銀行所在地(これには都市名だけでなく、町名番地まで記入して下さい。電算機入力に伴うコーディングの際重要な要素となります)。
- ③ 口座名義人及び口座番号

滞在費等支給明細書

小川ツキカミ 80/03/25 ~ 82/03/24

81 年 04 月分

MR. TARO KOKUSAI

C/O COMMERCIL CENTRE, TELEPHONE ORGANIZATION OF THAILAND, ASOK-DINDAENG EXCHANGE BLD., ASOK-DINDAENG, BANGKOK 4, THAILAND

| 派遣番号 | 氏名 | コクサイ タロウ 殿 | |
|--------|-----------|------------|----------|
| 派遣等級 | | | |
| 1等 2号 | | 40 % | 20 % |
| 在勤基本手当 | 家族手当 | 4880 | 2440 |
| | 語学手当 | 122760 | 61380 |
| 支給 | 現地業務費 | | 294 |
| | 特別技術手当 | | 36000 |
| 控除 | 滞在外等支給合計額 | | S 294 |
| | 滞在外等支給合計額 | | S 546560 |
| | 控除合計 | | 7593 |
| | 差引支給額 | | S 294 |
| | 差引支給額 | | S 553967 |

口座番号 振込銀行名

滞在外等 THE BANK OF TOKYO LTD. BANGKOK
 (公 費) A/C NO. 1164 / (A/C NO. 1163 BANGKOK
 (THE BANK OF TOKYO LTD. BANGKOK

- (注) 1 住居手当欄のSは米国通貨ドルを示します。
 2 在勤基本手当、家族手当、語学手当等の欄の下端に表示されている額は、当該支給月の支給基本手当額、(住居手当はその月の認定月額)上段は当該月前までの調整額を意味します。

④ 送金先別口座開設方法及び口座番号の通知要領

専門家への最初の送金は、口座開設されていない状態（Account open）で実施されますが、2回目の送金からは口座番号が必要となります。従って最初の送金受領後小切手帳及び入金通知書を受け取った際、速やかに小切手帳に表示されている口座番号を口座開設届に記入の上事業団に連絡して下さい。

なお、銀行口座の開設にあたっては、任国により事情がこととなりますので派遣前に充分担当者に確認下さい。

イ. 東京銀行信託会社ニューヨーク（以下東信ニューヨーク）を送金先とする場合

口座開設依頼手続を出発前に東京（JICA）にて行ない（Account open）第1回目の入金後、東信ニューヨークからの小切手帳及び入金通知書の送付によって知らされる口座番号を滞在費等銀行口座届に記入し、速やかに本事業団宛送付して下さい。

ロ. 現地から東信ニューヨークに対し口座開設依頼手続き完了後、事業団に対し送金先を東信ニューヨークにするよう依頼する。

ハ. 現地銀行を送金先とする場合

① 現地銀行に入金し、口座開設後、口座番号を滞在費等銀行口座届に記入し速やかに事業団宛送付して下さい。

⑤ 送金レート

日本円と外国通貨との交換レートは、送金日当日の東京外国為替市場におけるスポット買いの第1相場のレートによりますが、このレート表示は技術的に困難なため前記明細書には記載されません。

⑥ 任期終了時の送金

任期終了日の属する月の派遣手当は、原則として帰国後精算のうえ支払います。

⑦ 銀行口座開設上の参考事項

イ. 東京銀行信託会社ニューヨーク本店

① 口座開設依頼手続が出発前に東京（事業団）で行う事ができる。

② 現地銀行に較べ財産保持が安全である。（ドル口座で開設）

- ㊦ 取立は現地銀行を通じて行うため現金化するための日数がかかりますので、この点は不便になります。(約1ヶ月)
- ロ 本邦銀行各国支店
 - ① 本邦銀行各国支店に入金し、速かに口座届を提出する。
 - ② ドル口座が開設できる。
- ハ 現地銀行
 - ① 公費口座は現地銀行が便利です。
 - ② ドル口座が開設できなくて、現地通貨口座のみしか開設できなく、又現地通貨から米ドルへの交換が制限される国があるので注意が必要です。
 - ③ 政情不安定な国においては、財産の保持が充分でない場合がある。
 - ④ 現地銀行に入金し、速かに口座届を提出する。
- ⑧ 東京銀行信託会社ニューヨーク本店への口座開設
 - イ 東京銀行信託会社ニューヨーク本店への預金口座の開設手続
 - ① 東京銀行信託会社ニューヨーク本店 (The Bank of Tokyo Trust Company New York Main Office ... 100 Broadway, New York, N. Y. 10005 U. S. A. 以下「東信本店」とする。)に預金口座 (Personal Checking Account) を開設する場合は、出発する前にあらかじめその手続を行う事が出来ます。

ただし、実際に口座が開設されるのは、事業団より第一回分の在勤手当が、東信本店に送金され、同店が受入れた後となる。

第一回分の在勤手当を同店が受入れると同時に、東信本店は、小切手帳及び入金通知書を送付します。

これにより、口座が開設された事となります。
 - ② なお、上記により、東信本店に預金口座を開設された専門家は、赴任地 (現地銀行) にも銀行預金口座を開設してください。
 - ロ 東信本店に開設された預金口座より任地において預金を引き出す場合には、
 - ① 同店より送付された小切手を振り出してそれを任国の取引銀行に持込み、小切手の取立依頼を行います。この場合小切手はパーソナ

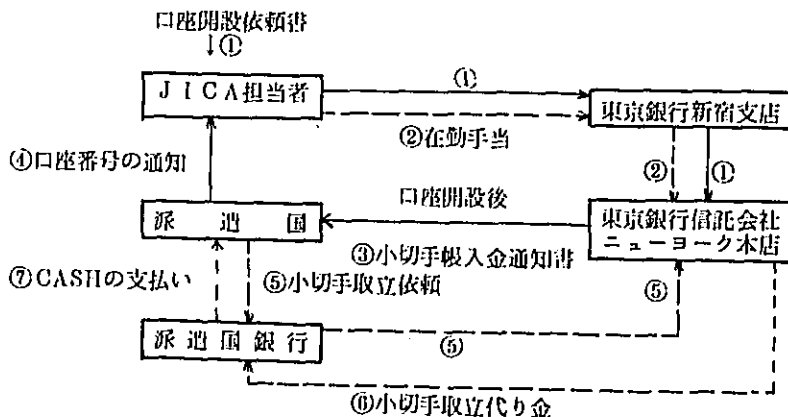
ルチェックのため、任国の取引銀行の窓口ではすぐには現金化されません。現金化するには、この小切手が取引銀行経由で東信本店に送られ、預金勘定の引落しをした後、同店の資金が任国取引銀行に到着した時となります。この期間は、任国の地域の郵便事情により異なりますが、1カ月位必要となります。急ぐ場合は、「電信送金、電信料は天引き扱い。」と指示してください。

- ⑩ 東信本店の口座の使用にあたっては、小切手を振出す都度、別紙にその小切手番号及び金額を記入しておき、残高を確認しておいてください。また、月々東信本店より送付される残高証明書を手に入れた際には、必ず自分の記録と突き合わせるようにしてください。

ハ その他

- ① 任地において、急に現金が必要となる事があると思われるので、日常生活で必要となると見込まれる程度の預金を任地の現地銀行口座として開設することが便利です。
- ② 東信本店にある口座は、日本にあるパーソナルチェックの口座と異なり月の平均残高が300ドル以下になりますと自動的に口座から手数料が月間2ドル引き落とされるようになっております。
- ③ 任期をおえ日本に帰る際には、東信本店の口座の解約手続きをして下さい。

手続きは、日本語で解約を申し出る旨の簡単な依頼書を作成のうえ口座解約後の残高の送金先銀行名、受取人名、振込口座番号、住所及び届け済みのサインを記入し、東信本店あて送付して下さい。



(2) 住居手当

(イ) 住居手当の支給要件

長期派遣専門家が任国において住居を契約する場合は「派遣専門家の手引」、(以下「手引」という)の住居手当の項を必ず読んで下さい。

一般に専門家の住宅については、次の五つの形態により住宅の確保がされます。㊦専門家が相手国における住宅所有者から私契約によって一定期間賃貸借契約を結ぶ場合、㊧ホテル等に滞在する場合、㊨任国政府から現金の提供がある場合、㊩住宅そのものの提供がある場合、㊦㊧及㊩が併用される場合、このいずれの場合についても事業団における住居手当の認定は異なることとなります。また、住居手当は全て申請が前提となりますので特に注意して下さい。なお、申請にあたっては、事業団海外事務所又は在外公館の証明を受ける必要があります。

(ロ) 住居手当の認定申請

① 概算支給

前述のとおり住居手当は専門家からの申請に基づき支給しますが、赴任時に限り、1ヶ月+ α ヶ月($0 \leq \alpha \leq 1$)を当該専門家の住居手当上限額の80%を限度として支給することができます。したがって、暦月の3カ月目からは申請書に基づき支給し、その際赴任時に概算支給された手当は精算されます。又、3カ月目の送金までに申請がない場合は、申請されるまで一時住居手当は支給されませんので特に注意して下さい。

ただし、事業団借上げ住宅制度の適応を受ける特殊区域(6カ月以上の家賃の前払いが必要である区域等)については別途、概算支給方法があります。(事業団借上げ住宅制度、参照)

② 認定申請及び支給額

イ 短期間ホテル滞在の場合

住居手当認定申請書「ホテル等用」及び「借上げ住宅用」
提供住宅
と併せて同時に申請して下さい。申請にあたっては、室料の支払いを明らかにする領収書、明細書等を必ず添付して下さい。申すまでもありませんが、飲食代は対象となりません。又、金額の記入欄には、通貨の単位を明記して下さい。

ロ 長期間ホテル滞在の場合

住宅事情等の関係から一般住宅に入居されないでホテルに長期滞在する場合は、ホテル責任者（支配人等）から契約書を取り付ける必要があります。この場合契約書には契約期間、室料、契約日を明記して「借上げ住宅用」の住居手当認定申請書で申請して下さい。

ハ 民間住宅に入居する場合

住宅調書を記入するにあたり、調書裏側の「記載上の注意」を参照の上記入して下さい。又、契約月日、契約期間家賃は重要な事項ですので特に注意して記入して下さい。

特に米貨換算レート適用日は契約日としておりますので注意して下さい。尚、本邦における換算レートは「東京銀行月報」の電信買レートを基準にしています。

ニ 任国政府等から住宅の提供がある場合

一般に住居手当は、支給されません。しかし、提供住宅が不完全であると認められた場合（住居調書による）においてはその状態に応じて住居手当限度額の10%、または20%相当額が支給されることとなります。ただし、この場合附帯設備の工事費や購入費等は認定額の査定上考慮されません。

ホ 任国政府等から現金の提供がある場合

この場合は、住居手当の申請をする際、現金提供報告書を必ず提出して下さい。なお、明らかに現金提供を受けており任国政府よりA、フォーム等公文書で提供が確認されているものについては、報告書が未提出のものでも認定額の査定上考慮する場合があります。

ヘ 任国政府から住宅の提供があり、かつ現金の提供がある場合

現金提供額が在勤基本手当の10%以下の場合は調整は行ないませんが、10%以上の場合は在勤基本手当を調整します。

ただし、事業団から支払う住居手当がある時は、住居手当からの控除を優先します。

イ) 事業団借上げ住宅制度

① 特殊区域の指定

事業団では、原則として6カ月以上の家賃の前払いが慣行となっている地域又は家賃が著しく高い地域を特殊区域と指定しております。(別表10)

② 概算支給

特殊区域を任地とする専門家の場合、原則として赴任時における概算支給は行いません。しかし、住宅を確保するために前払い金が必要な場合には、①家賃月額、②契約期間及び前払い期間、③振込み銀行、支店名、口座番号を明記した事務連絡等の文書(電信等)を提出して下さい。この場合には仮に認定額を定め、概算額上限額の8割以下を送金します。

この場合本部では認定申請書の到着をまって正式に認定を行ない事業団負担金額を定め精算します。

別表10 特殊区域(昭和57年3月31日現在)

| 国名 | 区域 | 国名 | 区域 |
|-----------|-----------|--------|----------|
| インドネシア | 全域 | イラク | バグダッド区域 |
| ラオス | ヴィエンチャン区域 | ジョルダン | アンマン区域 |
| バングラデシュ | ダッカ区域 | ザイール | キンシャサ区域 |
| ビルマ | 全域 | 象牙海岸 | アビジャン区域 |
| パキスタン | 全域 | ソマリア | モガディシオ区域 |
| サウディ・アラビア | 全域 | タンザニア | 全域 |
| イエメン | サナ区域 | リベリア | 全域 |
| シリア | 全域 | モーリタニア | ヌアディブ区域 |
| アラブ首長国連邦 | 全域 | スーダン | 全域 |

(二) その他の注意すべき点

- ① 契約締結に際して、契約期間の設定は任期終了日をもって契約期間の末日とするように努めて下さい。
- ② 転居や契約延長等で契約内容に変更が発生した場合にも、変更発生時点から1カ月以内に住宅調書を提出して下さい。尚、契約期間が切れて、2ヶ月を過ぎても提出がない場合には、住居手当の支給を一時見合わせる事が有りますので御注意下さい。
- ③ 出発時に概算支給(一括前払いを除く)された場合は、定期送金時に

は概算送金されません。従って、未だ、住宅契約が行なわれていない段階でも、至急ホテル代などの申請書を提出して下さい。

- ④ 任国政府等より現金供与がある場合、その額をすべて（住居手当として支給されたもの以外も）その明細を必ず報告して下さい。
- ⑤ 事業団借上げ住宅において長期概算支給する場合、査定、精算等の都合上、原則として上限額まで支給できませんのであらかじめ御承知下さい。

(3) 携 行 機 材

イ 範 囲

①派遣専門家の現地指導に必要な機材で、①相手国から提供されないもの、②任国での調達が困難な機材に限り事業団が専門家からの申請に基づいて購送する。③専門家が所有する機材で指導上必要な機材の輸送経費が含まれます。

ロ 分 類

購送機材（事業団が購入、送付する機材で、現地引取りの時点で相手国に贈与する。原則として日本製品に限られ、引取り、諸掛り、任国内輸送費は相手国負担）

輸送機材（事業団が技術協力が必要と認めた専門家所有の機材で往復の輸送費は事業団が負担します。但し、国内輸送費、引取り諸掛、任国内輸送費は原則として負担しません）

ハ 購送金額

輸送費を含まず、長期専門家50万程度、短期専門家35万程度。原則として、1人年1回の購送請求を受けてますが、必要に応じ追加購送を認める場合もあります。

ニ 申請上の注意

- ① 事業団は専門家の申請「機材購送申請及び理由書」により手続を行ないますが、機材の仕様（電源〔電圧、プラス・マイナスの許容度、ヘルツ、フェーズ〕周波数、性能、附属品、形式、数量、参考銘柄〔会社名、TEL、参考型式、金額カタログ等あればそのコピーを貼付、銘柄指定

の場合はその理由)) 等、明確にされて申請して下さい。付属品、予備部品についても同様、当該機材の必要理由も必ず記載の事、特殊仕様は特に詳細に説明して下さい。

なお、機材購送申請には必ず記名捺印して下さい。チーム派遣の場合は連名にして下さい。

- ② 申請にあたっては、購送機材は、優先順に上位から記入し、関連機材についても理由の欄にわかるように説明を加えておいて下さい。標準付属品以外に付属品が必要となる場合は、それも必ず記入して下さい。
- ③ 赴任後の申請は相手国政府、所属機関、大使館、J I O A 事務所等と充分協議の上申請して下さい。(但し、コミットメントは控える)
- ④ 購送、輸送の区分を明確にし、一般機材購入、書籍、文房具(含雑貨)をそれぞれ別用紙に記入して下さい。但し、一般的な語学辞典、参考書(当該分野に関係ない。)の購送は認めません。(専門書の購入については10万円、文具類は5万円がそれぞれ上限であるが文具類については、持込みが禁じられている国(例、ブラジル)もあるので御注意下さい。)
- ⑤ 機材の購送→受領には通常2～3ヶ月を要します。受注生産のものは一般に6ヶ月程度の製造期間が必要です。
機材の申請書類は必ず写をとって手元に残しておいて下さい。
- ⑥ 輸出保険との関連で、品目ごとの価格が判明している場合はその価格を記入して下さい。
- ⑦ 機材の調達にあたっては、入札等により業者を選定するので、業者への直接発注は絶対に行なわないで下さい。
- ⑧ 現地調達(但し、事務所所在国派遣専門家に限る)可能な物品は明記して下さい。また、小額事務用品はなるべく現地業務費を活用して下さい。
- ⑨ 機材の発送にあたっては、輸出貿易管理令の規定にもとづく、輸出手続が必要になります。エクスセス等で送る場合でも必要となりますので、担当者と充分協議して下さい。

ホ 機材の引取り

携行機材は、引取り手続との関連から、専門家所属機関あるいは、相手国政府の窓口機関宛に送付されることとなり、専門家宛とはなっていないので、到着通知があり次第所属機関と協議の上、すみやかに引取りを行なって下さい。

機材は、現地到着後、引き取りの時点で相手国に供与されたこととなります。引取り費用は原則として相手国側の負担となっています。供与した機材を専門家が使用する場合は、在外公館、JICA事務所を通じ、あらかじめ、相手国政府、所属機関等の了解を得ておく必要があります。機材は専門家在任中はその管理下で使用され、離任後はカウンターパートにより、充分活用が図られる事が必要で、運用コスト等相手国政府が負担可能であることを確認の上申請することが必要です。

なお、輸送機材の引き取り費用は専門家の負担となりますが、事情によっては現地業務費の臨時支給を検討しますので申請して下さい。

勿論、個人用のものは負担いたしません

ヘ 輸送にともなう書類

機材の送付方法は原則として、航空貨物（エアーカーゴ）、重量や容積が大きい場合は海送となります。赴任後の業務上早急に必要な場合はエクスプレス（携行）によることも可能です。

輸送関係書類は、事業団より外務省経由、在外公館に送付しますが、遅延した際は、事業団より専門家に直接送付するコピーをもとに、在外公館より保証書（Letter of Guarantee）の発給を受け、引き取り手続を行なうことが可能です。

一般に作成される書類としては、Bill of Lading（空送の場合 Airway Bill）、Insurance policy（オリジナルは事業団保管）Invoice、Packing List、Measurement Certificate（空送を除く）が作成され、そのコピーが専門家宛に送付されます。

なお、購送される機材には、別送手荷物及び超過手荷物を除き全て、特別約款の付された保険がかけてあり、機材の引取り時に破損、紛失等の事故が発見された場合は直ちに事業団に報告して下さい。（保険求償期間の

関係があります。)無事受領を確認した場合には、機材検収調書に必要事項記入の上必ず本部に提出して下さい。また、任期終了後本邦への帰国にあたっては、赴任時携行した輸送機材は、その全部または一部を、あらかじめ承認された方法(船便または別送扱等で任国出発日2カ月前までに申請書を事業団に提出し、その承認を受けた場合)により本邦に返送する場合、その経費が支給されますので、精算に支障のないよう、私物とは別梱包の上、事業団派遣担当課宛送付下さい。

ト 携行機材の受領確認

携行機材については、専門家帰国直前に当該機材の受領書を取り付け、機材の引渡しを行なって下さい。

| 機材検収調書(仕向地用) | | | |
|-------------------------|------------------------|---|-----|
| | 昭和 | 年 | 月 日 |
| 国際協力事業団 | | | |
| 総 裁 殿 | | | |
| | 任 国: | | |
| | 業 種: | | |
| | 専門家名: | | |
| 下記のとおり機材を検収しましたので報告します。 | | | |
| 記 | | | |
| 1 | 船, 空便名 | | |
| 2 | 陸揚港(空港)名及び到着年月日 | 年 | 月 日 |
| 3 | 配属先, 到着年月日 | 年 | 月 日 |
| 4 | B/L (AIRWAY BILL) ナンバー | | |
| 5 | INVOICE ナンバー | | |
| 6 | PACKING LIST ナンバー | | |
| 7 | 保険証券ナンバー | | |
| 8 | 主要機材名 | | |
| 9 | 検収結果 | | |

| |
|--|
| i) 検収年月日、場所（開梱年月日） 年 月 日、場所 ii) 荷姿、（外装及び内装、各ケース毎） iii) 損害の有無及び種類 1 不着、2 不足、3 破損、4 水濡（海水、雨濡）、5 汚損、6 錆損、 7 その他（ ） iv) 上記機材につき保険求償手続が必要な場合紛失、破損の状況（できれば開梱時の写真添付） 10 船荷証券面に貨物状態に関する摘要があれば記入して下さい。 11 税関等での貨物状態に関する摘要があれば記入して下さい。 12 その他（梱包状態等） |
|--|

チ 携行機材の使用

携行機材は専門家の技術指導ならびに活動上必要とするものを供与するものであり、申すまでもなく公用品です。どのような場合においても自宅等に置き私的に使用する等の行為は誤解を生みますので絶対に行なわないで下さい。帰任にあたっては、消耗品（文具、紙類を除き）以外の物品については、配属先に引渡しの上相手国からの受領書、後任者がある場合は後任者から引継ぎ受領書を取り、本部宛提出して下さい。

(4) 報告書の作成及び提出について

専門家の報告書は、専門家派遣事業に携わる関係者が業務の進捗状況及び業務環境を的確に把握し、より効果ある技術協力を進めていく上で、不可欠のものであります。

また、報告書は、後続専門家にとって重要な情報であるとともに国際協力に関する貴重な情報、資料として広く活用されます。

つきましては、以下の要領で報告書を作成し、提出して下さい。なお、在外公館、事業団海外事務所に対しても随時連絡、報告を行なうことは必要不可欠であり、重要な事項に関しては、これら機関を経由の上、報告書を提出して下さい。大使館、事務所のない場合は本部に直送して下さい。また、報告書の通し番号、報告年月日等も必ず記入の上重要と思われるものについては事務所所在地にあっては、事務所にコピーを提出して下さい。事業団では

受領の都度派遣事業部長名で受領通知を送付いたします。

(f) 報告書の種類と提出時期

- ① 着任報告：着任後出来るだけ早急に
- ② 赴任時報告書：任期3ヶ月以上の専門家は、赴任後2ヶ月以内
- ③ 定期報告書：任期6ヶ月以上の専門家は、最低3ヶ月に1回（赴任時報告書提出後）
- ④ 中間報告書：任期2年以上の専門家は、その任期の中間時期
- ⑤ 指導計画報告書：任期延長決定後1ヶ月以内
- ⑥ 総合報告書：全専門家に対し帰国後1ヶ月以内
- ⑦ 事務連絡：随時

その他、任国政府に提出した報告書等も添付書類として、付け加えて下さい。
なお、任期3ヶ月未満の短期専門家は業務日誌を帰国後1ヶ月以内に総合報告書に添付して提出して下さい。

(g) 各報告書の記載内容

① 着任報告

現地到着後、速やかに海外事務所、在外公館へ出向き、滞在手続（滞在ビザへの切換等）を行ない、その紹介等により任国所属機関に、出向くとともに着任直後の最初の報告として、（派遣期間が短い場合以外は）、次のものを貼付の上報告を行なって下さい。

- イ 赴任時片道航空券残券（往復切符支給の場合は除く）
- ロ 往路順路直行経由の空港税等の支払済半券
- ハ その他事業団から提出を求められている書類

（任地到着後早急に提出を必要とする書類）

イ 赴任時、海外送金の受入れ銀行口座を開設していない場合は、「滞在費等受取銀行口座指定届」を着任後速やかに事業団宛送付して下さい。なお、口座指定届には必ず銀行の住所を記入して下さい。

（但し、派遣期間が、6ヶ月未満の場合は不要）なお、現地業務費等の受入れ銀行口座についても、上記に準じ開設して下さい。（公金扱口座）なお国によっては二つの口座の開設が禁じられている国もありますのでこの場合はその旨報告して下さい。

- ロ 現地で住居が決定した時点、又は、住所が決定せず、ホテル等に居住する場合、着任後2カ月を経過した時点で、住居手当認定申請書を提出する。(申請書には必ず海外事務所、又は在外公館の証明を付し、契約書、領収書を添付する。なお、契約書には契約期間、契約日、家賃額等訳文を記して下さい。
- ハ 相手国政府等より、現金提供を受けた場合は、その都度必ず、現金提供報告書により、その明細を正確に事業団に報告して下さい。

② 赴任時報告書

イ 勤務機関

(勤務機関名及び住所、勤務機関の沿革、予算、組織図、職員数とその職務内容、執務室の状況、勤務時間及び休日、年次休暇数、当該機関における第3国の協力の有無——国際機関を含む——等)

ロ 業務内容

(勤務機関の業務、専門家の業務)

ハ カウンターパート

(氏名、年齢、職位、専門分野、専門家との業務上のかかわりあい、日本での希望研修分野及び機関)

ニ 指導計画

(任期中のマスター・プラン)

ホ 機材

(アナカン輸送、エクセス輸送、購送機材の引き取りに要する手続き及び日数、勤務先所有機械の種類及び利用状況)

ヘ 現地生活の実情

(住居、食事、言語、日用品、祝祭日、任国滞在にかかる諸手続、教育、健康状態等)

ト 赴任時の任国に対する印象

③ 定期報告書

イ 業務の進捗状況

(赴任時報告書の(ロ)、(ハ)、(ニ)項を踏まえ、進捗状況及び変更があればその理由、業務上の問題点、購送機材の引き取り及び使用状況等)

- ロ カウンターパートの研修計画（任国内外）
- ハ 勤務先の専門家に対する協力状況
- ニ 現地生活の実情
- ホ その他

④ 中間報告書

- イ 現時点までの業務上の成果及び問題点
- ロ 任期後半の業務計画
- ハ 勤務先の専門家に対する協力状況
- ニ 中間時における任国の印象
- ホ 第3国の協力状況

わが国の協力に関する対応に関する参考意見，開発計画，統計資料，地図，等の基本資料についても入手可能であれば，事業団宛送付下さい。

- へ 国際協力事業団に対する要望

⑤ 指導計画報告書

- イ 総括
（業務の実績と評価）
- ロ 指導計画
（任期延長の理由，任期延長期間の業務マスタープラン）

⑥ 総合報告書

- イ 派遣の背景
（要請背景，勤務機関，要請書の業務内容）
- ロ 実際の業務内容
- ハ 業務の評価と今後の協力のあり方に対する助言
- ニ 国際協力事業団に対する要望
- ホ 感想

⑦ 事務連絡

事業団への連絡，要望事項，クレーム等派遣事業部長宛に御通報下さい。金銭，業務に関連する事項で，重要な連絡事項については，必ず本信及びコピー2部を作成し本信及びコピー1部を事務所長宛に提出し，1部を保管として下さい。その際発信年月日，通し番号等を必ず記入し

て下さい。事業団よりの回答は必ず、この番号を引用の上行なうこととなります。

イ) 派遣専門家総合報告書等管理要領

(1) 目的

本要領は、開発途上国に派遣した個別専門家が任期中において業務指導等にあたり作成した各種報告のうち、イ赴任時報告書、ロ中間報告書、ハ指導計画報告書、ニ総合報告書、ホ評価報告書、へその他（業務報告書、携行機材等）についてその協力内容、問題点等の把握、後任者への円滑な引継を図るとともに当該国におけるわが国の実施する他の協力においても広くこれを活用し、総合的な利用を図ることを目的としている。

(2) 範囲

整理保管の上、活用を図る報告書は、以下の区分により取り扱うこととする。

イ 赴任時報告書

専門家はその配属先に着任後、当該機関に関する各種情報（機関の名称、住所、沿革、予算、組織図、職員数、調査、研究等の内容、第3国の協力状況、現地生活の実情）資料、指導計画書を報告越したもののについては、必要に応じ各事業部回覧の上、保存する。

ロ 中間報告書

専門家が任期の中で中間的に業務の推移状況成果、指導上の問題点、勤務先の専門家に対する協力状況、事業団に対する要望事項等に関し報告されているもの。

ハ 指導計画報告書

専門家が業務指導を円滑に進め、技術移転を効果的に進めることを目的として任期の始め及び延長、継続等の段階で作成した指導計画書について保管する。

ニ 総合報告書（含む、帰国報告書）

専門家の任期終了時において、任期内における業務指導全般においてとりまとめたもの（活動の現状評価、問題点、相手国への勧告、後任専門家への引継、今後の協力の在り方、当事業団への要望等）並び

に専門家が当該分野にかかわる技術的移転を中心に、協力の位置付け、背景、改善事項等について日本文、現地語、英語で作成した報告書については、これを保存し、関係事業部、専門家所属先へのコピーの送付を含めその効果的な利用を図ることとする。

ホ 評価報告書

専門家の赴任期間中の協力効果、指導目標の達成状況、問題点等に関する評価を内容とする報告については、その適切な保管利用を図るものとする。

ヘ その他（業務報告書）

専門家からの業務上の連絡事項のうち当該専門家の活動に係る基本的事項、問題点について記述されている報告については、これを保管する。また、携行機材についても、申請及び購送関係書類等は、別ファイルとして保管する。

(3) 整理保管及び利用

各専門家からの報告については、別紙にもとづく整理要領にもとづき整理保管し、専門家等の利用に供する。

整理及び保管利用は、財団法人国際協力サービスセンターオリエンテーション担当者をもってこれにあてることとする。

保管場所は48階派遣事業部コア内に地域別、国別に保管場所を定め保管する。

(4) 保管期間

各種報告書の保管期間としては当該業種について継続派遣中のものについては、協力期間が終了するまでの間は保管することとし、当該専門家の派遣をもって協力が終了するものについては、原則として5年間保管する。

(5) 整理要領

イ 整理保管

派遣中専門家より提出のあった各種報告については、担当課においてその内容を確認の上、その保管区分を明確にし、保管を要するものについては、ファイル保管を行うものとする。

なお、回覧途次部長等より保管を指示されたものについても、同様

に取り扱うものとする。

ロ 報告書の種別コード

各報告の種別区分コードは、別紙(1.イ)による。

ハ 目録

整理保管を要する報告書については、別紙(2)にもとずきカード目録を作成する。

冊子目録については、登録台帳を利用し(別紙5)、年1回程度印刷目録を編纂する。

ニ ファイル

ファイルサイズは、原則としてA-4版とし各専門家を単位とし報告種別ごとに分冊の上保管する。分冊されたファイルについては、国、地域業種区分のものと、専門家名を表記したボックス型ケースに収納する。

ホ 配架コード

ファイル下段に三段区分ラベルを貼付しカード目録上も同様区分表示を行なう。

報告書の配架は、これによる事とする。(別紙2.ロ)

① 地域及び国、国際機関コード(別紙3)上段4桁

② 業種コード (別紙4)中段6桁

業種コードについては、継続的派遣のある場合は、識別コード(別紙1,ロ)を付して区分する。

③ 書架コード

① 専門家記号として氏名のイニシャルの後一記号を付す。

② 派遣コード 派遣の年(西暦,末尾2桁)及び月(月の英語名のイニシャル)を表示

ヘ 登録番号

各報告書の管理コードとして、別紙2.ハに表示する通し番号により登録番号を表示する。

ト 目録の作成

報告書については、カード目録として図書整理カード(和書)を使用し、以下の記述を行なうこととする。

チ 使用コード

① 報告書種別区分コード

- 赴任時報告書……………赴任 (FR)
- 中間報告書……………中間 (MR)
- 指導計画報告書……………指導 (TR)
- 総合報告書……………総合 (GR)
- 評価報告書……………評価 (ER)
- その他 (業務報告書)……………業報 (OR)
- (携行機材)……………携機 (EQ)

② 識別コード

- 0 新規
- 1 後任, 継続
- 2 延長

③ 報告書目録様式

(ローマ字表記)

地域・国コード(4桁) 専門家氏名(漢字表記)

| | |
|---|---|
| 長 | 短 |
|---|---|

業種コード(6桁) 指導分野(業種)

書架コード(4桁) 報告種別

| | | | |
|----|-----|----|----|
| 赴任 | 中間 | 推計 | 総合 |
| 評価 | その他 | 携機 | |

配属先

登録番号 派遣期間 ~ 頁 附属

| | |
|---|---|
| 有 | 無 |
|---|---|

報告日付 本邦所属先

受領日付

担 当

④ 配架コード

| | |
|---------|---------|
| 0550 | ← タイ |
| 201020 | ← 業種コード |
| KT-82-M | ← 識別コード |

タイ, 上水道専門家(新規)
1982年3月1日派遣
国際太郎

⑤ 登録番号

報告書の受領年の2桁及び受理月(2桁)及び通し番号(3桁)をもって表示する。

1982年4月1日付報告受理・82-04-001

⑥ 地域・国・国際機関コード

別紙3

| 国コード | 国名 | 国コード | 国名 |
|------|-----------|------|-----------|
| 0000 | (アジア地域) | 1000 | (中近東地域) |
| 0010 | バングラデシュ | 1010 | アフガニスタン |
| 0040 | ブータン | 1040 | アルジェリア |
| 0070 | ビルマ | 1070 | バハレーン |
| 0100 | カンボディア | 1100 | エジプト |
| 0130 | 中国 | 1130 | イラン |
| 0160 | インド | 1160 | イラク |
| 0190 | インドネシア | 1190 | イスラエル |
| 0220 | 韓国 | 1220 | ジョルダン |
| 0250 | 北朝鮮 | 1250 | クウェイト |
| 0280 | ラオス | 1280 | レバノン |
| 0310 | マレーシア | 1290 | リビア |
| 0340 | モルディヴ | 1310 | モロッコ |
| 0370 | モンゴル | 1340 | オーマン |
| 0400 | ネパール | 1370 | カタール |
| 0430 | パキスタン | 1400 | サウディ・アラビア |
| 0460 | フィリピン | 1430 | スーダン |
| 0490 | シンガポール | 1460 | シリア |
| 0520 | スリ・ランカ | 1490 | チュニジア |
| 0550 | タイ | 1520 | トルコ |
| 0580 | ヴィエトナム | 1550 | イエメン |
| 0610 | ブルネイ | 1580 | 南イエメン |
| 0640 | 台湾 | 1610 | アラブ首長国連邦 |
| 0670 | 香港 | 1990 | 区分不能(中近東) |
| 0900 | その他アジア | | |
| 0970 | マラッカ | 2000 | (アフリカ地域) |
| 0980 | メコン | 2010 | アンゴラ |
| 0990 | 区分不能(アジア) | 2030 | ベナン |
| | | 2050 | ボツワナ |

| 国コード | 国名 | 国コード | 国名 |
|------|------------|------|------------|
| 2070 | ブルンディ | 2770 | ウガンダ |
| 2090 | カメルーン | 2790 | 上ヴォルク |
| 2110 | カーボ・ヴェルデ | 2810 | ザイール |
| 2130 | 中央アフリカ | 2830 | ザンビア |
| 2150 | チャード | 2850 | ジンバブエ |
| 2170 | コンゴ | 2990 | 区分不能(アフリカ) |
| 2190 | 赤道ギニア | | |
| 2210 | エチオピア | 3000 | (中南米地域) |
| 2230 | ガボン | 3010 | アルゼンティン |
| 2250 | ガンビア | 3040 | バハマ |
| 2270 | ガーナ | 3070 | バルバドス |
| 2290 | ギニア | 3100 | ボリヴィア |
| 2310 | ギニア・ビザオ | 3130 | ブラジル |
| 2330 | 象牙海岸 | 3160 | チリ |
| 2350 | ケニア | 3190 | コロンビア |
| 2370 | レソト | 3220 | コスタ・リカ |
| 2390 | リベリア | 3250 | キューバ |
| 2410 | マダガスカル | 3280 | ドミニカ共和国 |
| 2430 | マラウイ | 3310 | エクアドル |
| 2450 | マリ | 3340 | エル・サルヴァドル |
| 2470 | モーリタニア | 3370 | グレナダ |
| 2490 | モーリシアス | 3400 | グアテマラ |
| 2510 | モザンビーク | 3430 | ガイアナ |
| 2530 | ニジェール | 3460 | ハイティ |
| 2550 | ナイジェリア | 3490 | ホンジュラス |
| 2570 | ルワンダ | 3520 | ジャマイカ |
| 2590 | サントメ・プリンシペ | 3550 | メキシコ |
| 2610 | セネガル | 3580 | ニカラグア |
| 2630 | セイシェル | 3610 | パナマ |
| 2650 | シュラ・レオーネ | 3640 | パラグアイ |
| 2670 | ソマリア | 3670 | ペルー |
| 2690 | 南アフリカ | 3680 | プエルトリコ |
| 2710 | スワジランド | 3700 | スリナム |
| 2730 | タンザニア | 3730 | トリニダード・トバゴ |
| 2750 | トーゴ | 3760 | ウルグアイ |

| 国コード | 国名 | 国コード | 国名 |
|------|-------------|------|-------------|
| 3790 | ヴェネズエラ | 5170 | フランス |
| 3800 | 南領アンティル | 5190 | 西ドイツ |
| 3990 | 区分不能(中南米) | 5210 | 東ドイツ |
| | | 5230 | ギリシア |
| 4000 | (オセアニア地域) | 5250 | ハンガリー |
| 4010 | オーストラリア | 5270 | アイスランド |
| 4040 | フィジー | 5290 | アイルランド |
| 4070 | ナウル | 5310 | イタリア |
| 4100 | ニュー・ジーランド | 5330 | リヒテンシュタイン |
| 4130 | パプア・ニューギニア | 5350 | ルクセンブルグ |
| 4160 | トンガ | 5370 | マルタ |
| 4190 | 西サモア | 5390 | モナコ |
| 4220 | ギルバード・エリス | 5410 | オランダ |
| 4250 | ソロモン諸島 | 5430 | ノールウェー |
| 4280 | 米領太平洋諸島 | 5450 | ポーランド |
| 4310 | ミクロネシア | 5470 | ポルトガル |
| 4320 | ニュー・ヘブリデス | 5490 | ルーマニア |
| 4340 | マリアナ諸島 | 5510 | サン・マリノ |
| 4370 | 西カロリン諸島 | 5530 | スペイン |
| 4400 | ヤップ島 | 5550 | スウェーデン |
| 4990 | 区分不能(オセアニア) | 5570 | スイス |
| | | 5590 | イギリス |
| 5000 | (ヨーロッパ地域) | 5610 | ヴァチカン |
| 5010 | アルバニア | 5630 | ユーゴスラヴィア |
| 5030 | オーストリア | 5650 | ソヴィエト連邦 |
| 5050 | ベルギー | 5670 | 米 国 |
| 5070 | ブルガリア | 5690 | カナダ |
| 5090 | サイプラス | 5990 | 区分不能(ヨーロッパ) |
| 5110 | チェコ | | |
| 5130 | デンマーク | 9990 | 区分不能(世界) |
| 5150 | フィンランド | | |

国際機関コード(4桁).....TBL011

| コード | 名称 | コード | 名称 | 桁数 | テーブル表示 | 桁数 | コード | 名称 | テーブル表示 | 桁数 |
|------|---------------|-----|--------|----|--------|------|---|---------|--------|----|
| 0000 | 国際協力事業団 | | JICA | 4 | | 8128 | 国連調査訓練研究所 | UNI TRA | 6 | |
| 8100 | 国際連合 | | UN | 2 | | 8129 | 通常技術援助計画 | UNRPTA | 6 | |
| 8101 | アフリカ経済委員会 | | ESA | 3 | | 8130 | 万国郵便連合 | UPU | 3 | |
| 8102 | アジア太平洋経済社会委員会 | | ESCAP | 5 | | 8131 | 世界保健機構 | WHO | 3 | |
| 8103 | ヨーロッパ経済委員会 | | ECE | 3 | | 8132 | 世界気象機関 | WMO | 3 | |
| 8104 | ラテンアメリカ経済委員会 | | ECLA | 4 | | 8133 | 国連災害救済調整官 | UNDRO | 5 | |
| 8111 | 国連食糧農業機関 | | FAO | 3 | | 8134 | 国連ボランティア | UNV | 3 | |
| 8112 | 関税と貿易に関する一般協定 | | GATT | 4 | | 8135 | 世界知的所有権機構 | WIPO | 4 | |
| 8113 | 国際原子力機関 | | IAEA | 4 | | 8151 | 経済協力開発機構 | OECD | 4 | |
| 8114 | 国際復興開発銀行 | | IBRD | 4 | | 8152 | 開発援助委員会 | DAC | 3 | |
| 8115 | 国際民間航空機関 | | ICAO | 4 | | 8153 | アラブ石油輸出国機構 | OAPEC | 5 | |
| 8116 | 国際開発協会 | | IDA | 3 | | 8154 | 石油輸出国機構 | OPEC | 4 | |
| 8117 | 国際金融公社 | | IFC | 3 | | 8155 | アジア郵便連合 | AOPU | 4 | |
| 8118 | 国際労働機関 | | ILO | 3 | | 8156 | アジア蔬菜センター | AVRDC | 5 | |
| 8119 | 政府間海事協議機関 | | IMCO | 4 | | 8157 | 東南アジア漁業開発センター | SEAFDEC | 7 | |
| 8120 | 国際通貨基金 | | IMF | 3 | | 8158 | アジア工科大学院 | AIT | 3 | |
| 8121 | 国際電気通信連合会 | | ITU | 3 | | 8159 | 行政に関するアジア極東地域機関 | EROPA | 5 | |
| 8122 | 貿易開発会議理事會 | | TDB | 3 | | 8160 | International Secretariat For Volunteer Service | ISVS | 4 | |
| 8123 | 国際貿易開発會議 | | UNCTAD | 6 | | 8161 | 米州機構 | OAS | 3 | |
| 8124 | 国連開発計画 | | UNDP | 4 | | 8162 | アフリカ統一機構 | OAU | 3 | |
| 8125 | 国連教育科学文化機関 | | UNESCO | 6 | | 8163 | アフリカ・マダガスカル共同機構 | OCAM | 4 | |
| 8126 | 国連児童基金 | | UNICEF | 6 | | 8164 | 東南アジア農業大学 | SEARCA | 6 | |
| 8127 | 国連工業開発機関 | | UNIDO | 5 | | 8165 | 西アフリカ稲作開発協議會 | WARDA | 5 | |

| コード | 名 称 | コード | 名 称 | コード | 名 称 | 桁数 | テーブル表示 | 桁数 | コード | 名 称 | テーブル表示 | 桁数 |
|------|----------------------|------|----------------------|------|------------------|----|----------------|----|------|------------------|----------|----|
| 8168 | 東南アジア運輸通信開発機構 | 8168 | 東南アジア運輸通信開発機構 | 8312 | ドイツ復興金融公庫 | 6 | SEATAC | 6 | 8312 | ドイツ復興金融公庫 | KFW | 3 |
| 8169 | 東南アジア文部大臣機構 | 8169 | 東南アジア文部大臣機構 | 8313 | 中期信用中央金庫(イタリア) | 6 | SEAMEO | 6 | 8313 | 中期信用中央金庫(イタリア) | MC | 2 |
| 8170 | アジア太平洋協議会-食糧肥料技術センター | 8170 | アジア太平洋協議会-食糧肥料技術センター | 8314 | 海外開発局(イギリス) | 10 | ASPAC- FFTC | 10 | 8314 | 海外開発局(イギリス) | ODA | 3 |
| 8171 | アジア太平洋電気通信共同体 | 8171 | アジア太平洋電気通信共同体 | 8315 | 海外民間投資会社(アメリカ) | 3 | APT | 3 | 8315 | 海外民間投資会社(アメリカ) | OPIC | 4 |
| 8172 | アジア中小工業技術ネットワーク | 8172 | アジア中小工業技術ネットワーク | 8316 | スウェーデン輸出信用公庫 | 3 | TNA | 3 | 8316 | スウェーデン輸出信用公庫 | ABSEK | 5 |
| 8173 | 国際熱帯農業研究所 | 8173 | 国際熱帯農業研究所 | 8317 | スウェーデン開発庁 | 4 | IITA | 4 | 8317 | スウェーデン開発庁 | SIDA | 4 |
| 8180 | コロンボ計画事務局 | 8180 | コロンボ計画事務局 | 8401 | 海外技術者研修協会 | 2 | CP | 2 | 8401 | 海外技術者研修協会 | AOTS | 4 |
| 8181 | コロンボ計画スタッフカレッジ | 8181 | コロンボ計画スタッフカレッジ | 8402 | 海外コンサルティング企業協会 | 4 | CPSC | 4 | 8402 | 海外コンサルティング企業協会 | ECFA | 4 |
| 8201 | アジア開発銀行 | 8201 | アジア開発銀行 | 8403 | 日本輸出入銀行 | 4 | ASDB | 4 | 8403 | 日本輸出入銀行 | EXIMBANK | 8 |
| 8202 | アフリカ開発銀行 | 8202 | アフリカ開発銀行 | 8404 | 国際開発センター | 4 | AFDB | 4 | 8404 | 国際開発センター | IDCJ | 4 |
| 8203 | 欧州開発基金 | 8203 | 欧州開発基金 | 8405 | アジア経済研究所 | 4 | EDF | 4 | 8405 | アジア経済研究所 | IDE | 3 |
| 8204 | アメリカ開発銀行 | 8204 | アメリカ開発銀行 | 8406 | 国際建設技術協会 | 3 | IDB | 3 | 8406 | 国際建設技術協会 | IECA | 4 |
| 8301 | 国際開発局(アメリカ) | 8301 | 国際開発局(アメリカ) | 8407 | 日本シオス協会 | 3 | AID | 3 | 8407 | 日本シオス協会 | IMAJ | 4 |
| 8302 | 輸出金融公社(ドイツ) | 8302 | 輸出金融公社(ドイツ) | 8408 | 日本プラント協会 | 3 | AKA | 3 | 8408 | 日本プラント協会 | JCI | 3 |
| 8303 | 経済協力中央金庫(フランス) | 8303 | 経済協力中央金庫(フランス) | 8409 | 海外貿易開発協会 | 3 | CCCE | 4 | 8409 | 海外貿易開発協会 | JODC | 4 |
| 8304 | 英連邦開発公社 | 8304 | 英連邦開発公社 | 8410 | 石油開発公社 | 3 | CDC | 3 | 8410 | 石油開発公社 | JPDC | 4 |
| 8305 | カナダ国際開発局 | 8305 | カナダ国際開発局 | 8411 | 金融鉱業事業団 | 4 | CIDA | 4 | 8411 | 金融鉱業事業団 | MMAJ | 4 |
| 8306 | クレディ・ナショナル(フランス) | 8306 | クレディ・ナショナル(フランス) | 8412 | 海外建設協力会 | 3 | CN | 2 | 8412 | 海外建設協力会 | OCAJ | 4 |
| 8307 | ドイツ開発公社 | 8307 | ドイツ開発公社 | 8413 | 海外経済協力基金 | 4 | DEG | 3 | 8413 | 海外経済協力基金 | OECF | 4 |
| 8308 | 輸出信用保証局(イギリス) | 8308 | 輸出信用保証局(イギリス) | 8501 | アジア太平洋協議会 | 3 | ECGD | 4 | 8501 | アジア太平洋協議会 | ADC | 3 |
| 8309 | 輸出開発公社(カナダ) | 8309 | 輸出開発公社(カナダ) | 8502 | (ASPAC) 経済協力センター | 4 | EDC | 3 | 8502 | (ASPAC) 経済協力センター | ASPAC | 5 |
| 8310 | 輸出信用保証庁(スウェーデン) | 8310 | 輸出信用保証庁(スウェーデン) | 8503 | メコン委員会 | 3 | EKN | 3 | 8503 | メコン委員会 | ECOCEN | 6 |
| 8311 | 米国輸出入銀行 | 8311 | 米国輸出入銀行 | 8504 | アジア太平洋開発行政センター | 4 | EXIM | 4 | 8504 | アジア太平洋開発行政センター | MECON | 5 |
| | | | | 8507 | | | | | 8507 | | APDAC | 5 |
| | | | | 8508 | | | | | 8508 | | TECHNONE | 8 |
| | | | | 8510 | | | | | 8510 | | UNIC | 4 |

| 大分類 | 中分類 | 小分類 | | 大分類 | 中分類 | コード | | 小分類 | | | | |
|----------|------------|----------|----------|--|------|-----------|----------|---|---|----------|----------|----|
| | | コード | コード | | | コード | コード | | | | | |
| 計画行政 | 開発計画 行政 | 10 10 10 | 10 10 10 | 開発計画一般 総合地域開発計画 行政一般 財政・金融 環境問題 統計 情報・広報 公益事業一般 | 社会基盤 | 20 20 80 | 20 20 80 | 気象・地震 | | | | |
| | | 10 10 20 | 20 30 10 | | | 社会基盤一般 | | | | | | |
| | | 10 20 10 | 20 30 20 | | | 河川・砂防 | | | | | | |
| | | 10 20 20 | 20 30 30 | | | 都市計画・土地造成 | | | | | | |
| | | 10 20 30 | 20 30 40 | | | 建築住宅 | | | | | | |
| | | 10 20 40 | 20 30 50 | | | 測量地 | | | | | | |
| | | 10 20 50 | 20 40 10 | | | 通信放送一般 | | | | | | |
| | | 20 10 10 | 20 40 20 | | | 郵便 | | | | | | |
| | | 20 10 20 | 20 40 30 | | | 電気 | | | | | | |
| | | 20 10 30 | 20 40 40 | | | 放送 | | | | | | |
| 公共・公益事業 | 公益事業 | 20 10 40 | 30 10 10 | 農林水産 農 林 水 産 | 農 | 30 10 10 | 30 10 10 | 農業一般 | | | | |
| | | 20 20 10 | 30 10 20 | | | 養蚕 | | | | | | |
| | | 20 20 20 | 30 10 30 | | | 農産 | | | | | | |
| | | 20 20 30 | 30 10 40 | | | 農産機 | | | | | | |
| | | 20 20 40 | 30 10 50 | | | 農産加工 | | | | | | |
| | | 20 20 50 | 30 20 10 | | | 畜産 | | | | | | |
| | | 20 20 60 | 30 20 20 | | | 家畜 | | | | | | |
| | | 20 20 70 | 30 20 30 | | | 畜産加工 | | | | | | |
| | | 運輸交通 | 運輸交通 | | | 20 20 10 | 20 20 10 | 運輸交通一般 道路 陸道 鉄道 港湾・海運 航空 | 畜 | 20 20 10 | 20 20 10 | 畜産 |
| | | | | | | 20 20 20 | 20 20 20 | | | 道路 | | |
| 20 20 30 | 20 20 30 | | | 陸道 | | | | | | | | |
| 20 20 40 | 20 20 40 | | | 鉄道 | | | | | | | | |
| 20 20 50 | 20 20 50 | | | 港湾・海運 | | | | | | | | |
| 20 20 60 | 20 20 60 | | | 航空 | | | | | | | | |
| 20 20 70 | 20 20 70 | | | 都市交通 | | | | | | | | |

| 大分類 | 中分類 | 小分類 | | 大分類 | 中分類 | コード | | 小分類 | 大分類 | 中分類 | コード | | 小分類 |
|------|-----|----------|----------|-----|-----|----------|----------|----------|-----|-----|----------|----------|--------|
| | | 業 | 業 | | | 業 | 業 | | | | 業 | 業 | |
| 農林水産 | 林業 | 林業 | 林業 | 業 | 業 | 30 30 10 | 30 30 10 | 林業 | 業 | 業 | 60 20 10 | 60 20 10 | 觀光一般 |
| | | 林産加工 | 林産加工 | | | 30 30 20 | 30 30 20 | 林産加工 | | | 60 20 20 | 60 20 20 | 觀光施設 |
| 鉱工業 | 水産 | 水産 | 水産 | 産 | 産 | 30 40 10 | 30 40 10 | 水産 | 産 | 産 | 70 10 10 | 70 10 10 | 人的資源一般 |
| | | 水産加工 | 水産加工 | | | 30 40 20 | 30 40 20 | 水産加工 | | | 70 10 20 | 70 10 20 | 教育 |
| 鉱工業 | 鋳工業 | 鋳工業 | 鋳工業 | 業 | 業 | 40 10 10 | 40 10 10 | 鋳工業 | 業 | 業 | 70 10 30 | 70 10 30 | 職業訓練 |
| | | 工業 | 工業 | | | 40 20 10 | 40 20 10 | 工業 | | | 70 20 10 | 70 20 10 | 科学・文化 |
| 農林水産 | 林業 | 林業 | 林業 | 業 | 業 | 40 20 20 | 40 20 20 | 林業 | 業 | 業 | 80 10 10 | 80 10 10 | 保健医療 |
| | | 化学工業 | 化学工業 | | | 40 20 30 | 40 20 30 | 化学工業 | | | 80 10 20 | 80 10 20 | 人口家族計画 |
| 農林水産 | 水産 | 水産 | 水産 | 産 | 産 | 40 20 40 | 40 20 40 | 水産 | 産 | 産 | 90 10 10 | 90 10 10 | 社会福祉 |
| | | 鉄鋼非鉄金属 | 鉄鋼非鉄金属 | | | 40 20 50 | 40 20 50 | 鉄鋼非鉄金属 | | | 90 10 20 | 90 10 20 | 労働 |
| 農林水産 | 水産 | 水産 | 水産 | 産 | 産 | 40 20 60 | 40 20 60 | 水産 | 産 | 産 | 90 10 99 | 90 10 99 | その他福祉 |
| | | 機械工業 | 機械工業 | | | 40 20 70 | 40 20 70 | 機械工業 | | | 99 99 99 | 99 99 99 | その他 |
| 農林水産 | 水産 | 水産 | 水産 | 産 | 産 | 40 20 80 | 40 20 80 | 水産 | 産 | 産 | | | |
| | | 繊維工業 | 繊維工業 | | | 40 20 90 | 40 20 90 | 繊維工業 | | | | | |
| 農林水産 | 水産 | 水産 | 水産 | 産 | 産 | 50 10 10 | 50 10 10 | 水産 | 産 | 産 | | | |
| | | パルプ・木材製品 | パルプ・木材製品 | | | 50 10 20 | 50 10 20 | パルプ・木材製品 | | | | | |
| 農林水産 | 水産 | 水産 | 水産 | 産 | 産 | 50 10 30 | 50 10 30 | 水産 | 産 | 産 | | | |
| | | 食品工業 | 食品工業 | | | 50 10 90 | 50 10 90 | 食品工業 | | | | | |
| 農林水産 | 水産 | 水産 | 水産 | 産 | 産 | 60 10 10 | 60 10 10 | 水産 | 産 | 産 | | | |
| | | その他工業 | その他工業 | | | 60 10 20 | 60 10 20 | その他工業 | | | | | |
| 農林水産 | 水産 | 水産 | 水産 | 産 | 産 | | | 水産 | 産 | 産 | | | |
| | | エネルギー一般 | エネルギー一般 | | | | | エネルギー一般 | | | | | |
| 農林水産 | 水産 | 水産 | 水産 | 産 | 産 | | | 水産 | 産 | 産 | | | |
| | | 電力 | 電力 | | | | | 電力 | | | | | |
| 農林水産 | 水産 | 水産 | 水産 | 産 | 産 | | | 水産 | 産 | 産 | | | |
| | | ガス・石油 | ガス・石油 | | | | | ガス・石油 | | | | | |
| 農林水産 | 水産 | 水産 | 水産 | 産 | 産 | | | 水産 | 産 | 産 | | | |
| | | その他エネルギー | その他エネルギー | | | | | その他エネルギー | | | | | |
| 農林水産 | 水産 | 水産 | 水産 | 産 | 産 | | | 水産 | 産 | 産 | | | |
| | | 商業経営 | 商業経営 | | | | | 商業経営 | | | | | |
| 農林水産 | 水産 | 水産 | 水産 | 産 | 産 | | | 水産 | 産 | 産 | | | |
| | | 貿易 | 貿易 | | | | | 貿易 | | | | | |

⑥ 専門家報告書目録（登録台帳記入項目）

地域・国名，業種，専門家名，派遣期間，報告種別，頁，報告年月日，
配属先機関名，担当

(5) 現地業務費

専門家の現地における活動費等は，相手国政府が負担するのが建前ですが，相手国や所属機関の財政事情から，これら経費の負担が困難な場合が多いので，事業団では，派遣専門家の活動が円滑かつ効果的に推進出来るよう，個別専門家については，次の項目による活動経費を支給しています。

イ 現地業務費， ロ 現地業務費臨時支給， ハ 現地研究費
ニ 国際機関専門家域内旅費

(イ) 現地業務費

全ての個別専門家に対し，月額 30,000 円を任期中，毎月支給します。
（1ヶ月に満たない任期期間については15日以上は1カ月とし，15日以下は½カ月 15,000 円としています。）現地業務費の支給対象は「派遣専門家の手引」，（現地業務費の支出費目解説」に記載されておりますので参考として下さい。

現地業務費は公金ですので，その支出は公正であることは勿論，出納状況の明細についても帳簿等により支出費目別に証拠書類にもとづき記帳を行ない，証拠書類の紛失等（支出不可となります。）を防止する様保管に充分留意して下さい。

また，原則として個人口座とは別に公金口座を開設し，銀行名及び所在地住所，口座番号，口座名義を事業団宛報告して下さい。

現地業務費は別に定める様式にもとづく受払報告を帰国時に事業団に提出していただきますが，長期派遣専門家等で，派遣期間が翌年度以降にわたる場合は，当該事業年度末現在で中間報告書を提出して下さい。（現地業務費受払報告書記入例 別表11）

現地業務費支出時には必ず相手のサイン等のあるレシートを取りつけて下さい。タクシー代，郵便代等通常レシートの取得出来ないものについてもあらかじめレシート用紙を用意しておくとう便利です。レシートの入手

が不可能な場合は、その理由を明記して下さい。会議費使用時には、日付、目的、出席者名を出席者リストに必ず記入して下さい。

なお、赴帰任旅費で支給済の分、現地到着日のタクシー代、現地出発日のタクシー代等は現地業務費の支出対象とはなりませんのであらかじめ御留意下さい。

現地業務費の管理は、チーム派遣（同一の所属先に複数で派遣されている。）を除き、前任者との交代派遣の場合でも、個人単位となります。チーム派遣の場合は、現地業務費管理者を定め、代表者として前述の銀行口座を開設し、現地業務費の支出に係る領収書等の証拠書類をB5版用紙に糊付けし、4半期毎に区分し保管の上、請求あり次第提出して下さい。（年度末には請求の有無にかかわらず提出）、チーム派遣の現地業務費管理者の交代は、上記「派遣専門家の手引」現地業務費の会計に定められた手続にしたがって下さい。

(ロ) 現地業務費臨時支給

開発途上国における専門家の所属先等が専門家の技術指導にあたり必要とする業務経費を負担出来ず、また負担しても早急な資金手当が困難であり、現地業務費の定額支給分では支出が困難な場合には、現地業務費の臨時支給につき考慮することが可能です。この場合には海外事務所のある派遣国においては、海外事務所を経由し、それ以外は直接事業団に支出金額、支出目的及びその理由を明確にして事務連絡で申請して下さい。本部では内容検討の上支給が妥当の場合においては支出許可を回答の上送金するので、回答を待ってから手続きを進める事として下さい。（なお、海外事務所が所在する場合は原則として事務所へ送金することとなりますので、申請は事務所経由で実施して下さい。）

昭和 年度第 期(月分)

現地業務費受払報告書(記入例)

国際協力事業団総裁 殿

第 号

昭和 年 月 日

派遣国
指導科目
(又はプロジェクト名)
氏名

- 長期専門家の場合は
3ヶ月毎に報告書、出納簿のみを
送付し、領収書は帰国時に一括提
出して下さい。
- 短期専門家の場合は
帰国時に報告書、出納簿、領収書
を同時に提出して下さい。
- 提出は、帰国後1週間以内にお願
いします。

上記について別紙支払内訳の通り報告します。

この欄は必ず現地通貨で

現地業務費支出内訳

| 費用区分 | 受 入 額 | | | 支 払 額 | | | | 残 額 | 備 考 |
|-------------|-------|--------------|--------|-------|--------|-----|--------|--------|-----|
| | 繰越額 | 本期受入 | 計 | 1月分 | 2月分 | 3月分 | 計 | | |
| 受 入 | | RP 52,779 | 52,779 | | | | | | |
| (1)調査研究謝金 | | | | | | | | | |
| (2)資機材購入費 | | | | | 27,500 | | 27,500 | | |
| (3)消耗品費 | | | | | | | | | |
| (4)交 通 費 | | | | | | 500 | 500 | | |
| (5)城 内 旅 費 | | | | | | | | | |
| (6)通信運搬費 | | | | | | | | | |
| (7)印刷製本費 | | | | | 500 | | 500 | | |
| (8)借料・払料 | | | | | | | | | |
| (9)雇 入 費 | | | | | | | | | |
| 00会 議 費 | | | | 5,800 | | | 5,800 | | |
| 01雑 役 務 費 | | | | | | | | | |
| 02現 地 研 究 費 | | | | | | | | | |
| 計 | | | | 5,800 | 28,000 | 500 | 34,300 | 18,479 | |

現地業務費出納簿（記入例）

「費目解説」を参考に記入して下さい。

外貨交換の計算書も
証換書類です。
その他の領収書同様
必ず捺印して台紙
に貼って下さい。

| 年月日 | | 摘要 | 費目別 | 受 | | 払 | | 残 | 証換 番号 |
|-----|----|-------------------|---------------|-----|--------|--------|--|--------------|----------|
| 1 | 19 | 37,500 円を受入れ、sに換金 | (1S=294.50) | 127 | 33 | | | | 1 |
| | 20 | 現地通貨に換金 | (1S=414.5 RP) | RP | 52,779 | | | RP 52,779 | 2 |
| | 22 | カウンターパートとの打合せ | 会議費 | | | 5,800 | | 46,979 | 3 |
| 2 | 1 | 図書購入 | 資料購入費 | | | 27,500 | | 19,479 | 4 |
| | 7 | 報告書のコピー | 印刷製本費 | | | 500 | | 18,979 | 5 |
| 3 | 4 | タクシー代 | 交通費 | | | 500 | | 18,479 | ○ |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

できるだけ具体的に詳しく

○任期为次期（この場合 4.5.6 月）まで継続する場合、この額を次期報告書、受領額の繰越欄に記入して下さい。
○任期終了で残がある場合、現地通貨から US\$ へ、US\$ から日本円に換金し（この場合も計算書が必要）事業団に返納して下さい。
○逆に任期終了で、この欄が赤字の場合であっても追給はありません。
※また残が 0 である必要はありません。

○タクシー代、電話代、切手代など領収書のとれないものは捺付しなくても結構です。
○但し、遠距離バス、航空賃、国際電話など領収書のとれるものは必ず添付して下さい。
○上記以外で領収書の用紙がない場合は ICA RECEIPT を使って下さい。

※ 但し、○長期専門家の任期の最終月の未送金の場合、短期専門家以て現地業務費を全任期分を支給しなかった場合につきましては、本来支給すべき額までの赤字追給はいたしません。
○この場合、見込受入記入でなく赤字額をそのまま記入して下さい。

- （注） 1. この帳簿には送金外貨を交換した任借賃の受払について記帳する。
2. 前記よりの繰越金があるときは受の当該金額欄に記入する。
3. 残額は翌年度にわたり使用が出来る。
4. 受入れられたときは、受入外貨に対する邦貨及び換算相場を摘要欄に記入する。
5. 費目別欄には支払の費目別（規定第 1 に定める費目）を記入する。
6. 受払にともなう証換書類は、各期毎（又は月・年）に分けて番号を付し、その番号を証換番の欄に記入する。
7. 記入はボールペン又は万年筆とする。

現地業務費の支出費目解説

| 支出費目 | 費目解説 |
|-----------|---|
| 1) 調査研究謝金 | 調査・研究委託、通訳、翻訳等の謝金を整理する。 |
| 2) 資機材購入費 | (1) 調査、研究、研修、試験等用資機材費を整理する。 (2) 供与機材の部品購送費および取付料を整理する。 (3) 業務参考図書費を整理する。 |
| 3) 消耗品費 | (1) 事務用品費を整理する。 (2) 調査、研究、研修、試験等用消耗材料および器材費（資機材購入費以外のもの）を整理する。 (3) 発電機、ポンプ、トラクター等業務用機械設備の燃料費を整理する。 (4) 肥料、種苗、飼料等材料費を整理する。 |
| 4) 交通費 | 現地内交通費を整理する。 |
| 5) 域内旅費 | (1) 現地内出張旅費（運賃、日当、宿泊料）を整理する。但し短期専門家の場合、日当、宿泊料は支払いません。 (2) 本部の指示による隣接国への調査等のための旅費（運賃、日当、宿泊料）を整理する。但し、国際機関派遣専門家は除く。 |
| 6) 通信運搬費 | (1) 電信、電話、郵便料を整理する。 (2) 機材引取等荷物運搬料を整理する。 |
| 7) 印刷製本費 | 教材、報告書等の印刷代、製本代を整理する。 |
| 8) 借料損料 | 器具、機材、施設、設備、車馬等の借料、使用料、損料を整理する。 |
| 9) 傭人費 | タイピスト、運転手、補助人夫等の臨時傭上費を整理する。 |
| 10) 会議費 | (1) 業務計画、遂行、整理に関する会議費を整理する。 |
| 11) 雑役務費 | (1) 倉庫料等荷物保管料を整理する。 (2) 機械、器具の据付、保守、修繕料を整理する。 (3) 機材引取のための税関、エージェント手数料等各種手数料を整理する。 (4) 簡易な補工事費を整理する。 (5) 現地カウンターパート等に対する慶弔金を整理する。 (6) その他、他の科目に整理することが不適当なものを整理する。 |

R E C E I P T

To: Japan International Cooperation Agency

Date _____

| Remarks | Total |
|---------|-------|
| | |
| | |
| | |

Grand total _____

Signed By _____

(イ) 現地研究費

現地研究費は教育及び調査研究等の協力を目的とした専門家について開発途上国における技術指導を効果的に実施するために必要な経費で相手国が負担出来ず、このため研究調査に支障をきたしている場合を対象としており、調査費（現地における資料、標本の採集、分布調査等及び標本・検体の運搬・購入等に要する調査旅費、仙人費、車輛備上費、標本等の運搬費及び標本・検体購入費等）、調査実験分析費（調査資料等を実験分析するために必要な資機材の購入及び修理、並びに補助員等の雇用に要する経費）、資料印刷費（調査及び実験、分析結果に基づく資料及び教材等の印刷製本に要する経費）につきその経費をわが方で負担することが可能です。支出額は対象専門家1人につき月額110,000円以内となっている。

経費は、海外事務所所在国の派遣専門家については事務所経由、他は直接事業団に、別に定める現地研究費支給申請書にもとづき必要事項記入の上（任国における専門家の業務内容、申請の背景、必要性、具体的業務計画等を記入貼付する。）申請金額、積算基礎、内訳を必ず記入の上事業団に提出すれば、内容審査の上、支給決定額を定め申請のあった専門家に支給額を通知します。本件申請は業務計画にもとづき、4半期毎に提出していただきます。また、全ての支出金額については証拠書を貼付の上精算書を提出することが必要です。

(ロ) 国際機関専門家域内旅費

国際機関に派遣する専門家の当該機関加盟国等への調査等のための旅費（運賃、日当、宿泊料）については、本経費によっており専門家からの申請に基づき、予算の範囲内で必要と認められた額を支給します。

(6) 専門家生活環境整備費

特定不健康地、へき地等へ派遣されている専門家の生活環境施設（別表参照）が、次の要件を満たしている場合、生活環境整備費の申請をすることができます。

- ① 専門家の生活環境が劣悪で、施設を整備しなければ専門家の生活が著しく阻害されると認められる場合

- ② 当該施設を専門家が継続して2年以上利用できるものである場合
 生活環境整備費の申請をしようとする専門家は、専門家生活環境整備申請書を事業団海外事務所長を経由して（海外事務所がない国にあっては専門家が直接）、かつ、経費概算見積書等を添えて申請して下さい。また、施設の整備が完了した場合は、速やかに専門家生活環境整備完了報告書を提出して下さい。

別表

| 施設名 | 説明 |
|-------------|--|
| 1. 電気供給施設 | 専門家の居住地における電気の供給に必要な発電機、変圧機、電線等の機材 |
| 2. 給水及び排水施設 | 専門家の居住地における給水及び排水の管理に必要なポンプ、貯水槽、浄水装置、配管等の機材 |
| 3. 保安施設 | 専門家の居住地における保安の確保に必要な街灯、警報装置、保安柵等の設備 |
| 4. 衛生施設 | 専門家の居住地における衛生の保持に必要なごみ及び汚物の処理、害虫駆除等のための設備等 |
| 5. 保健施設 | 専門家の健康維持に必要な運動施設及び運動用具、医薬品等 |
| 6. その他の施設 | 前各号に準ずる施設であって、総裁が専門家等の生活の利便又は安全衛生を確保するために特に認めるもの |

8 帰国時の諸手続

専門家の帰国に関する手続は以下のとおりです。

(1) 帰国時の手続

(イ) 帰国航空切符の手配

短期派遣専門家 は出発時に通常、往復の航空切符が支給されますが、**長期派遣専門家** の航空券は片道切符なので帰国予定の1カ月前位に、専門家及び扶養親族が帰国切符を現地で受領できるよう、原則として事業団が航空代理店を通じて手配し、専門家にも連絡します。また、帰国月の派遣手当等は、通常の場合は帰国後精算支給となります。

(ロ) 帰国日程の連絡等

専門家は、帰国日程が決定したら必ず海外事務所又は在外公館及び事業団に帰国日時及び航空便名を連絡して下さい。事業団は、専門家所属先及び留守宅に連絡します。航空代理店による空港出迎えはいたしません。帰国時に東京での宿泊手配を希望される方は、事前に派遣担当者まで連絡して下さい。

なお、帰国時、予防接種が有効期限切れになっていないか証明書を確認し、必要な場合は現地で接種を受けて下さい。

(ハ) 海外事務所、在外公館への連絡

専門家は、帰国に際し、業務遂行状況、指導結果、今後の協力のあり方、問題点等を事業団海外事務所又は在外公館に必ず報告して下さい。

(ニ) 帰路変更の取扱い

専門家は所定の任期を終了して帰国することが当然であり、例えば、任国における有給休暇を帰国時に適用し任期を繰り上げて任国を離れ、途中の立寄りや滞在にあてることはできません。また、所定の任期を終了し帰国する場合も、帰路は順路直行によることが原則であり、帰路を変更したり途中経由地に滞在することは認められません。

しかし、専門家が特に帰国時に途中立寄のため順路直行によらないで帰国（帰路変更）を希望する場合には、専門家の申請に基づきこれを承認す

ることがあります。希望者は任国出発予定日の少くとも1カ月前までに（必着）、帰路変更願を海外事務所を經由して（ない国では直接）事業団に提出して下さい。なお、申請を行うことができるのは、派遣期間が3カ月以上の専門家（調査団員は除く。）に限られます。この場合の旅行中の事故については、事業団は責任を負いません。（労災の適用は受けられません。また、帰路変更による本邦への帰国が7日を超える場合は海外共済の適用も受けられません。）

- ① 帰路変更が海外事務所等の事業団の業務に支障を及ぼさないこと。
- ② 帰路変更に係る旅行目的及び旅行地が外交上又は専門家としての立場上不適当なものでないこと。
- ③ 所定の任期満了日（専門家が任国における業務を終了し、任国から本邦へ出発する日の前日をいう。）後に行われるものであること。
- ④ 派遣期間満了日の翌日から起算して7日以内に完了するものであること。
- ⑤ 専門家が本邦において所属機関を有する場合には、帰路変更につき、その所属機関の承認を得ているものであること。

（注） 帰路変更に係る旅行期間中、派遣期間満了後の期間の旅行については、所属機関の身分の下に行われることとなります。なお、帰国に要する旅費は順路直行によるものとした場合の計算額の範囲内とします。（帰路変更の場合の航空賃は、すべてエコノミーの料金とします。）

（2）帰国直後の手続

専門家は帰国直後速やかに事業団において以下の帰国手続を完了して下さい。

- ① 帰国届の提出
使用済帰国航空切符の提出
- ② 任地・順路直行経由地の空港税支払済半券、帰国時の予防接種の領収証の提出
- ③ 現地業務費管理者にあっては受払い報告又は引継ぎ報告

④ 帰国月，帰国時の派遣手当，旅費（航空賃等，日当，宿泊料（又は食卓料），移転料（長期派遣専門家のみ），旅行雑費）の精算及び内国旅費の支給

⑤ 旅券失効手続

住民票への登録，外貨売却，貨物引取り等所要事項終了後担当課を通じて失効の手続をして下さい。

(3) 帰国報告会

事業団は，専門家の帰国後，関係者の出席のもと必要に応じ報告会を開催いたします。

(4) 帰国専門家の生活保障制度

帰国後，労働意志を有するにもかかわらず生業に就けない専門家に対し，資格認定の上，以下のとおり一定期間生活保障金を支給します。生活保障を受けようとする専門家は，帰国後速やかに申請書（様式有り）を事業団に提出して下さい。

(イ) 保障の対象者

生活保障金の支給対象者は，長期派遣専門家及び長期派遣専門家であってやむを得ない理由により1年未満で帰国した者とします。ただし次の場合は対象としません。

- ① 専門家が自己の責に帰すべき重大な事由により帰国させられた場合
- ② 専門家が正当な事由なくして自己の都合により帰国した場合

(ロ) 保障の期間と金額

保障の期間は次のとおりです。

- ① 専門家として委嘱された日から帰国後までが5年未満の場合，180日
- ② 同5年以上の場合，210日

その期間，下表の生活保障金を支給します。

| 専門家の号 | 支給日額 |
|-------|--------|
| 特号 | 6,700円 |
| 1号 | 6,700 |
| 2号 | 5,400 |
| 3号 | 4,600 |
| 4号 | 3,900 |
| 5号 | 3,300 |
| 6号 | 2,700 |

(昭和57年4月1日現在)

イ) 保障金の減額と支給停止

支給対象者がその期間中に、自己の労働によって収入を得るに至った場合、又は雇用保険の失業給付を受けるに至った場合、その差額を支給します。支給対象者は毎月末に申請書(様式有り)を事業団に提出して下さい。

また、事業団の他の給付を受ける場合は、その期間、保障金は支給しません。

給付対象者が就職、又は死亡した場合、以後の生活保障は行いません。支給対象者が、就職した場合は直ちにその旨事業団に届け出(様式有り)して下さい。

9 他の技術協力実施形態

(1) 機材供与（単独機材）事業の概要

(イ) 概 要

機材供与事業は、技術協力の一環として、昭和39年度から実施されているものですが、その目的とするところは、開発途上国がわが国の技術協力その他により一応の技術的知識又は経験を有していても、必要機材の欠乏又は不足のため、技術上の訓練、伝達、普及等が円滑に行われず、既存の技術が有効に活用されない場合に、当該国の要請を受けて必要機材を供与し、これを通じて開発途上国の経済、社会の発展に貢献することを目的とするものである。この機材供与は技術協力の一環として行われるものであるので、例えば、①派遣中の専門家の現地における指導業務を一層効果的とするもの、②専門家等の帰国後に相手国側のカウンターパートがさらに開発業務を継続遂行する上において必要とするもの、③研修員が帰国後にわが国で習得した技術知識を有効に活用するために必要とするもの等がその主たる対象であり、研修員受入あるいは専門家派遣などの「人」による技術協力との有機的組み合わせによりその効果を高からしめんとするものです。

このような趣旨から本事業については、①なんらかの形で「人」とのつながりがあり、また、②1件についての金額があまり多額にならないものであり、かつ③同一品目を多数供与するというような商品援助的なものではないものを対象とすることを原則としています。

供与される機材の種類は、農機具、工作機械、漁具、医療関係機材、各種車輛、電子顕微鏡、電気通信機器、竹加工用機材、養蚕関係機材など極めて多岐に亘り、その価額は5百万円から5～6千万円程度のものが多くなっています。

なお、ここにいう単独機材は派遣専門家及び青年協力隊隊員の「携行機材」並びに技術訓練センター等プロジェクト方式の協力に係る機材とは区別して扱い、予算上もこれらの機材とに別個に措置されています。外務本省での単独機材供与事業の主管は技術協力第1課、事業団での主管は派遣事業部管理課となっています。

(ロ) 単独機材供与の手続

(A) 機材供与の基本的な考え方

単独機材の供与にあたっては、毎年8～9月に外務省は翌会計年度における機材供与案件の要望調査（別表第12表の様式による。）を開発上国にある全ての在外公館に対し実施します。

在外交館は相手国政府及び関係機関からの機材要請案件をとりまとめ、優先順位を付して本省に回報します。

本省では、その内容を審査し、当事業団に対し、機材供与基本方針とともに、個々の要請案件内容を送付越します。事業団はこれにもとずき、当該国に対する供与実績、供与効果、人とのつながり等を調査し、案件の整理、供与金額の積算を実施します。

機材供与に関する一般的方針としては、

- | | | |
|--------|-----------|-----|
| ① 地域配分 | アジア、オセアニア | 50% |
| | 中近東、アフリカ | 30% |
| | 中南米 | 20% |

② 一般方針

- ① GNP . perCapita の低い国
- ② 被供与国の Needs に応じ、かつ国民の民度、技術水準に適した機材の供与
- ③ 食糧（農水産）、職業訓練、医療、エネルギー、電気通信等の分野に関する機材供与に重点を置く
- ④ 商品援助的な機材供与は行わない。
- ⑤ 派遣専門家、受入研修員、協力隊等人とのつながりのある機材で、技術移転効果が大きいとみられるもの。

事業団においては、上記方針等を肝案の上、供与機材の内容を検討し、実施案件及びリザーブ案件リストを作成、外務省に提出します。外務省（経済協力局、技術協力一課）は、このリストにもとづき検討を行い、案件を決定し再度事業団に修正及び変更内容を通報し、事業団は、これにもない機材供与実施計画を作成の上外務省に提出します。

外務省は提出された実施計画を審査の上、同省より大蔵省に協議し、そ

単独機材供与要望調査表

(別表12)

(作成年月日)

| | | |
|---|--------------|--|
| 1 | 団体名 | |
| 2 | 優先順位(注1) | |
| 3 | 件名 | |
| 4 | 公債等日付・番号(注2) | |
| | 要請の主管官庁 | |
| 5 | 設置場所 | |
| | 荷受人(コンサイエー)名 | |
| | A47フォーム提出時期 | |

| | | | | | |
|------|-----|----|-----------|----|--------|
| 6 | 機材名 | 仕様 | メーカー名及び型式 | 数量 | 総算額(円) |
| (注3) | | | | | |

(注1) 要請件数が複数の場合、必ず記入のこと。
 (注2) 公債等なし、2本指に報告済みの場合のみ記入のこと。
 (注3) 1. 競争入札により購入するため、機材名毎にメーカー名を出来るだけ複数記入のこと。但し、メーカー名が不明の場合には、仕様を詳細明記のこと。

| | | |
|----|--------------|--|
| 7 | 供与要請の背景(注4) | |
| 8 | 機材の使用目的、使用方法 | |
| 9 | 供与された場合の予期効果 | |
| 10 | 人との結びつき | |
| 11 | 在外公館のコメント | |

(注4) 2. 新橋所定を参照する場合には、その理由を明示のこと。
 過去に同種機材を供与したことがある場合または、過去に供与した機材と関連する場合はその旨明記のこと。

研究者 氏名

| | | | | | | | |
|---|---|---|-----|-------|----|------|------|
| 年 | 氏 | 名 | コース | 供与の地位 | 氏名 | 所属科目 | 稼働時間 |
| | | | | | | | |

の承認をとりつけて当該年度の実施案件が決定されます。

- (B) 上記の審査を経て供与が決定された案件については外務本省より在外公館を経て相手案より、機材供与要請書（A-4フォーム）が提出されます。

A-4フォームの内容は要請機材は使用目的、設置場所、使用電力（直流、電圧等）、仕様、メーカー名、見積価格、メンテナンス、コンサイニー、使用する専門家、研修施設等についての情報等それぞれについての詳細を記入するようになっています。

要請に対して適確な機材を調達するためには正確な仕様（specification）が必要であり、外務本省は在外公館に対し、要請にあたっては、A-4フォームは出来得るかぎり詳細、正確に記入せしめるよう指導しています。

- (C) 在外公館からのA-4フォームは外務本省で入手しだい、当事業団に回付されこれにもとづき、当該機材の仕様の作成を行います。

仕様については派遣事業部で作成しこれにもとづく機材調達請求を当事業団調達部に申請し、調達部において、その内容を審査確認の上、予定価格の設定、メーカー、販売業者による入札、落札者との契約、納入機材の検基、運送業者との契約等一連の調達業務を実施します。

機材によっては仕様に従って特別に製造する必要があるものも少なくなく、一般に調達業務には多大の時間を要し、当該年度内に処理し得ず、予算を翌年度に繰り越す事もあり得ます。

- (D) 調達機材は運送業者の手を経て指定されたコンサイニー宛事業団から直送され、これに関する書類（船荷証券、保険証券、インボイス、パッキングリストなど）は、別途（本省経由）在外公館宛空送されます。在外公館はこれを任国政府へ公文書を付して送付します。このようにして機材は陸揚港においてC.I.F.建てで相手国関係当局に引き渡された時、相手国政府の財産となります。（従って荷揚以降の現地通関料及び内陸輸送料等の引き取りに要する経費は、相手国政府が負担することになりますが、往々にして政府部内の連絡不十分のため、引き取りが円滑になされず長期間引き取れないケースがあるので注意を要します。）なお、供与機材は原則として船便により輸送しますが、特殊な事情がある場合は機材の一部又

は全部を航空便で送付することがあります。

(四) 相手国政府に対する供与機材の引き渡しが完了した時には、在外公館は当該政府から当該機材を受領した旨の受領証を徴するとともに機材の検収調査を貼付の上本省に送付します。一般に機材供与にあたっては公館長等から相手国政府に対し正式に引渡式等を経て供与が行われる事が望ましく、送付した機材については、輸送中の破損、盗難等により機材の稼働が不可能な場合も生ずるケースもあります。この場合は保険救済の対照となりますので、通常海送の場合は90日以内(内陸輸送等の期間の長い特別の場合についてのみ180日以内)、空送の場合は30日以内に機材の到着状況を確認の上破損等のある場合は、在外公館の公信、公電等により、外務本省宛通報を要します。

(イ) その他

(A) 事業団は供与機材の仕様の決定段階では、関係専門家との打合せを含め、必要な場合には、現地調査等を実施の上仕様の確認を行うこともあります。

(B) 供与機材については、一応5年間をめどに、機材の利用状況等を確認するとともに、破損、故障等の場合、相手国が要請する時は機材修理チームの派遣を行うこともあります。

また供与機材によってはその据付け、操作指導等の目的で、短期専門家を派遣することも実施しております。

(C) 機材供与事業の業務の流れは、別表第13となります。

(2) 研修員受入事業

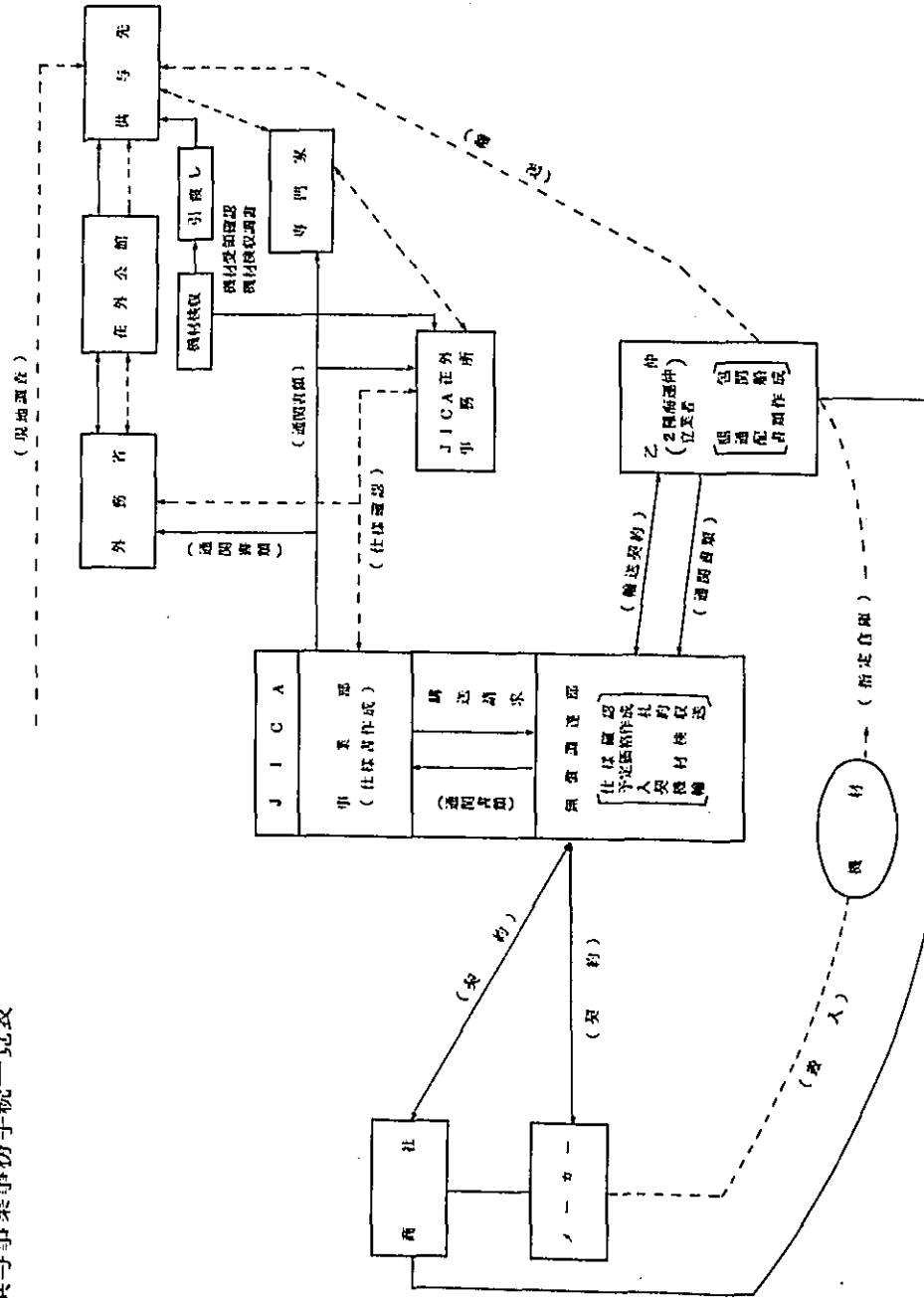
(イ) 事業概要

研修員受入れ事業は、昭和29年にわが国がコロombo・プランに加盟して以来、開発途上国から研修員を受け入れ、当該諸国の社会的経済的発展に必要な人づくりに協力するとともに、わが国とこれら諸国との友好親善の増進の面でも大きな貢献をしている極めて重要な事業で、専門家の派遣事業とともに技術協力のいわば車の両輪といわれている。

研修員の受入れは年間3,500名に及び集団及び個別受入れの形態によっている。

(別表 13)

機材供与事業事務手続一覽表



集団研修は開発途上国に共通してニーズの高い研修内容のコースをあらかじめ設定して、集団的に研修を実施するものであり57年度は約183コースを予定している。

個別研修は各国から個々に要請される専門分野についてその個別のニーズに合致した研修を行うもので、次の二つの方式がある。

(A) 単発受入

あらかじめ研修分野を限定せず、相手国の要望に基づいて随時研修プログラムを作成し受け入れる。

(B) カウンターパート受入

わが国が実施している専門家派遣、プロジェクト協力との有機的関係を図り、協力効果を一層高めるため、相手国のこれら協力に関連する研修員を受け入れる。なお、国際機関等からの要請に基づいて受け入れる場合も含まれる。

(ロ) 専門家カウンターパートの受入

専門家カウンターパートの受入れについては毎年8月頃要望調査を実施いたします。この際以下の点に留意して回答して下さい。

(A) 受入枠との関係で各専門家の要望を全て満たすことは出来ません。したがって配属先はもとより本人には絶対に受入れをコミットしない様にして下さい。

(B) 研修員としては、真に技術移転効果が期待出来ることが条件で、日常の勤務状況、性格、協調性、技術、勤務先における地位、語学力等には充分注意して下さい。

(C) 折角受入れたものの帰国後配置換又は転職等がありますと受入れの意義を失いますので注意して下さい。

(D) 新規派遣の長期専門家で前任者が居ない場合は協力開始後1年間経緯した上で申請して下さい。

派遣事業部においては、以上にもとづき各専門家からの要請をとりまとめ、研修事業部との割当協議を行い、その結果を各専門家宛通知いたします。

通知を受けた専門家は直ちに受入研修員の候補者を配属先と協議の上受

入れにともなう諸手続を開始して下さい。

この際単に研修員を通報越すのみでなく、受入れに関する要望、本邦の受入先等カウンターパートの受入れが円滑に進むよう基本的情報を洩らさず通知して下さい。

- (ロ) 受入通知を行った後、9月末日までに受入研修員の決定通知が文書でなされない場合は、受入通知はキャンセルされ、他と調整されることとなりますので注意して下さい。

(3) プロジェクト方式技術協力

(イ) 事業概要

当事業団（JICA）が行っている技術協力の形態は、研修員の受け入れ、専門家の派遣、機材の供与の3つを基本としている。

この3つの形態は、それぞれ独立の技術協力事業として従来から実施されているが、これらは概して相互の関連のないままに行われているため、これら3つの事業とならび、特定分野の技術協力計画の立案から実施まで、一貫して計画的に総合的な技術協力を行うことを目的として、上記3形態を関連づけて実施する「プロジェクト方式技術協力」という形態が生まれた。

プロジェクト方式技術協力では、特定分野における相手国の開発計画等への協力を通じ、相手国の技術者等に対して技術の移転を図ることを目的としている。特定分野とは、農業、林業、水産業、医療、公衆衛生、人口家族計画、職業訓練、鉱工業、中小企業および関連の研究協力などである。

(ロ) プロジェクト方式技術協力の実施

実施の具体的方法としては、相手国にある特定の場所（農業試験場または研究所、特定の農業開発地区、大学医学部等の医療機関、あるいは職業訓練所など）を拠点として、数カ年にわたって計画的かつ総合的な技術協力を行うものである。このため、わが国から各種チームの派遣、専門家の派遣、機材の供与、研修員の受け入れを有機的に組み合わせた協力を行い、相手国はプロジェクトの拠点となる土地・建物・施設などの提供、わが国の派遣する専門家のカウンターパートとなる専門家等の提供、および運営費等のローカル・コストを負担する建前をもって、相互に合意した技術協力プロジェクト

を実施するものである。

さらに、プロジェクト方式技術協力では数カ年にわたって特定の拠点を対象として、人的にも金銭的にもかなりの規模の技術協力を展開することとなるが、個々のプロジェクトにつき、通常はまず実施機関（わが国は当事業団。相手国は特定の政府機関または単に政府関係機関）の間で討議議事録（Record of Discussions=R/D）が締結され、その後必要に応じ政府間協定ないし交換公文がとりかわされることとなる。

(イ) プロジェクト方式技術協力の形態

プロジェクト方式技術協力は、総合的、長期的、かつ相当程度の規模という性格をもつことはすでに述べた。それは技術の移転という目的の実現に直接寄与するものであると同時に、BHN（Basic Human Needs=人間生活の基本的要請）を満たす効果もきわめて大きく、国際的にも技術協力の中心として評価されている。さらに、プロジェクトというモニュメンタルな性格も加味されて、近年は協力要請が増加するとともに、その要請案件の内容も、一層総合化、大規模化（資金協力との結び付き）、高度化する傾向にある。

しかし、プロジェクト方式技術協力は、あくまでも技術協力の1形態であることに変わりない。その本質的役割は、技術の移転による各種開発分野での人材養成であり、その点、開発事業の実現に直接協力する資金協力とは異なる。

(A) 海外技術協力センター事業

1960年度から開始されたもので、各種職業訓練、電気通信、水産加工、船舶など、開発途上国の経済や社会開発に必要な各分野における人材養成を目的とした訓練または研究機関等の設置に対する協力である。具体的には、①初・中級技術者、指導者の養成を目指す人材養成に対する協力、②研究開発、実用試験等に対する協力、③生産技術の開発および改良に対する協力、④地域開発に対する協力、⑤学校教育に対する協力 - などがある。

(B) 保健・医療協力事業

1966年から医療協力事業となった。その内容は、寄生虫、ウイルス、結核、ガン、成人病、心臓病、さらには公衆衛生、家族計画、看護婦養成

などの各分野において開発途上国国民の健康の維持と増進を図ることにより、社会福祉の向上に寄与することを目的としている。そのための医療教育、研究予防対策、地域保健医療サービスの向上、環境衛生の改善等に対し協力する。

(C) 農林業協力事業

1967年度に開始された農業協力事業が77年度から農林業協力事業となった。稲作、畑作、養蚕、畜産、林業、水産養殖などの各分野における人材の養成、技術水準の向上を図るとともに、開発途上国の農林水産業分野の自立的発展の基盤造りに対して協力する。具体的には、①訓練センターやモデル的な普及農場の設置に対する協力、②技術の改良普及事業への協力、③灌漑等生産基盤整備に対する協力、④それらの協力(①～③)を総合した地域農業開発に対する協力、⑤農業教育および試験研究に対する協力、などがある。

(D) 産業開発協力事業

従来の開発技術協力事業に代えて1978年度から開始された事業で、開発途上国の中小規模工業等、特定産業の育成・振興を目的とするものであり、政策の企画・立案、人材養成、研究開発、生産技術開発等に対する協力を有機的に結びつけ、総合的かつ多角的視点からその効果的な実施を行うものである。

(4) 開発調査

(1) 事業概要

開発調査とは、国際約束にもとづいて、開発途上国の経済、社会的基盤の整備にかかわる各種の開発プロジェクトの現地調査および国内作業を実施し、計画の推進に寄与する為の報告書を作成する事業を総称している。このため当該プロジェクトの調査を目的として派遣される調査団は多くの分野から成る専門家によって編成される。

具体的な調査形態としては次のものがある。①一定地域について様々な開発の可能性を探り、その開発の方向づけを示す「総合開発計画の策定」、②特定分野の「長期開発計画の策定」、③特定プロジェクト実施に対する「フ

「フィービリティ調査」(技術的および経済的財政的妥当性), ④特定の施設の「基本設計」, ⑤特定施設のための「実施設計」, ⑥地下水の賦存状況および利用の可能性等を調べる「地下水開発調査」, ⑦鉱物などの賦存状態を調べる「資源開発調査」, ⑧各種開発計画の基礎となる「地形図, 海図の作成調査, 森林資源調査および水産資源調査」などがある。

対象分野としては, 道路, 港湾, 鉄道, 橋梁, 通信, 観光開発などの「インフラストラクチャー」をはじめとして, 農林水産業, 鉱工業, 電源開発のほか, 厚生, 医療, 教育, 行政, 消防などあらゆる分野にわたって調査団が派遣されている。

調査対象国は, 通常, 特定の一国を対象とするが, 数カ国にまたがるプロジェクトの場合もある。

開発調査の結果は, 相手国政府に対する報告書としてとりまとめられる。相手国政府は, この報告書をもとにしてその地域の開発のためのプロジェクトを選定し, あるいは特定プロジェクト実施の緊急性, 妥当性といったものについて判断し, 実施の可否を決定することになる。つまりこの点で開発調査は, 相手国政府の政策判断の基礎的資料を提供する意味をもっているのである。

また, 開発調査の多くを占めているフィービリティ調査は, 対象となるプロジェクトが技術的, 経済的あるいは財政的に成り立ち得るかどうかを調べるものである。そこで, この調査結果にもとづいて, 相手国政府は自己資金, 世銀, アジア開発銀行, アフリカ開発銀行などの国際金融機関や, 第3国あるいはわが国からの資金調達を行うことになる。

したがって, それらの資金協力を行う場合の判断の基礎資料として, 開発調査報告書はなくてはならない検討材料となっている。

また, わが国が無償資金協力を供与する場合には, あらかじめ学校, 病院, 研究所, パイロット農場などの施設や供与機材について基礎的設計をしておく必要があるが, これらについても開発調査において実施されている。

開発調査は, また相手国の技術レベル向上にも役立っている。すなわち, 現地調査を相手国の技術者と共同して作業を行い, さらにはこれら技術者を研修員としてわが国に受け入れて資料分析, 報告書作成事業に従事させるな

どの方法を通じて「技術移転」を図っているのである。ただし、ここでいう「技術移転」というのは、個別の技術の移転のみならず、個々の技術を総合的に組み合わせて、技術面のみならず、経済、財政、社会などのそれぞれの面からみて妥当な一つの開発計画へと高める技術をも含むものである。

このように開発調査は、一つのプロジェクト実現のための第一段階である。いわば技術協力と資金協力との接点にある協力といえる。

(ロ) 開発調査の実施手続き

開発調査は一定の手続きに従って行われる。調査内容にもよるが、その調査期間は数カ月から数年に及ぶものまでである。一般的に手続きの流れは次のようなものである。

(A) 協力要請

相手国政府から日本政府に対して、まずある調査の協力についての正式要請が届けられる。通常はわが国の在外公館を通じてこの要請を受けることが多いが、相手国政府の要人が来日した際、またわが国のプロジェクト・ファイナニング・チームが派遣された際に行われることもある。

(B) 実施計画の作成

要請を受けた調査について、関連情報の収集を行い、調査の実施可能性を検討する。その結果、外務省において調査団派遣の方針を決めると、当事業団に実施の準備を指示するとともに、関係各省庁と協議し、調査の実施計画案を作成し、基本方針が決定される。

(C) 事前調査団の派遣

実施計画が確定すると、調査団員を決定し、事前調査団を派遣する。事前調査では、相手国の要請内容を確認するとともに、調査対象地域を踏査して、本格調査の可能性およびその取り進め方につき検討し、必要な情報資料の収集を行う。その結果、調査の範囲等に関する先方政府との合意文書（Scope of work S/W 作業範囲の確定＝本格調査の内容、相手国の便宜供与などを定めたもの）の原案が作られる。

(D) 本格調査団の派遣

わが国在外公館と相手国政府との間で調査の実施に関し口上書交換により、国際約束が形成された後、S/Wに署名が行われ本格調査団が派遣さ

れる。調査団は合意文書に定められた範囲で、相手国の協力を得ながら現地調査を行う。

(D) 国内作業

本格調査の結果を総合的に分析して報告書案の作成を行う。なお、報告書案をとりまとめる中間段階で、相手国へ説明チームを派遣する場合もある。

(E) 報告書案説明チームの派遣

報告書案がまとまると、相手国に調査結果の報告を行い、先方の意見を取り入れて最終報告書を作成する。

(F) 報告書の送付

最終報告書が完成すると、相手国と約束した部数だけの報告書を送付して、一つの調査が終了する。

(イ) 主な調査の形態

(A) フィージビリティ調査

フィージビリティ調査(Fensibility Study = F/S)は、あるプロジェクトを実現するのに先立って、そのプロジェクトの技術的、経済的、財政的な妥当性を検討して、必要な勧告を行うものである。開発調査の大部分は、このフィージビリティ調査が占めている。

対象となる分野は次のようなものである。

- ① 農業開発(灌漑排水施設建設による米作増産計画、酪農振興計画、とうもろこし開発計画など)
- ② 林業開発(植林、伐採計画、紙パルプ工場設置計画など)
- ③ 水産業開発(漁港建設整備計画など)
- ④ 工業開発(電源開発、繊維工業、鉄鋳業、化学工業などの開発計画)
- ⑤ インフラストラクチャー整備(道路、港湾、通信、放送、鉄道などの建設整備計画)

これらのほか、都市開発、水資源開発、河川改修、観光開発など多岐の分野にわたっている。

フィージビリティ調査の結果、そのプロジェクトが、技術的、国民経済的、財政的にフィージブル(実施可能)と判断されると、通常の場合、調

査報告書をもとにして、自国政府で資金手当をするか、あるいはわが国等の外国政府もしくは世銀などの国際金融機関から融資を受けて、プロジェクトの実施に移ることになる。

(B) 実施設計調査

フィージビリティ調査および基本設計調査の次段階として工事の実実施設計図書を作成するのが、実施設計調査(Detailed Design Survey=D/D)である。したがって、通常、工事費の一部に含まれるものであるが、相手国政府の要望が強い場合には、技術協力の一環としてプロジェクトの工事着工に必要な資料、具体的な設計図、仕様書の作成などからなる実施設計調査を行う場合があるわけである。ただしこの場合、本体プロジェクトに対する資金供給源の目やすが立っていること、プロジェクトのフィージビリティが確認されていることが条件になる。

(C) 基本設計調査

基本設計調査(Basic Design Survey or Preliminary Design Survey)は、病院、研究所など、特定施設の基本設計(概略設計)を行うものである。通常、道路・港湾・電気通信プロジェクトなど借款の対象となる可能性の高い案件はフィージビリティ調査として取り上げられ、直接的に経済効果を算出するのが困難な病院、学校、研究所などの建物が基本設計調査の対象となる。

この調査は通常、わが国からの無償資金協力対象の建物について行われることが多い。したがって、先に述べたフィージビリティ調査と円借款の関係と同様に、技術協力と資金協力の結びつきの典型的な例といえる。

(D) 地形図作成、森林資源、水産資源調査

① 地形図作成

地形図(地図)は、開発計画の立案や開発プロジェクトを実施に移す際、必要不可欠の基礎的資料である。地形図作成には多くの時間、人員、資金、高度の技術が必要であり、開発途上国には国土基本図さえ不備な国が多いところから、地形図作成に対する協力要請は多い。

地形図はあるプロジェクトについて、マスタープラン調査(Master Plan Study=M/P)やフィージビリティ調査を行う際、そのプロジェ

クトの開発計画立案に必要な範囲で作成されることが多い。しかし、前述した事情により、一定の規格をもって広範囲にわたり、多目的一般的に使用される。いわゆる国土基本図作成の形で整備することも重要である。これは開発のための基盤整備という意味で意義がある。

通常、地形図作成調査というのは、この基本図作成調査をいい、縮尺5万分の1（または2万5,000分の1）、対象面積1万～2万平方キロ程度で、3～5年間をかけて作成している。

② 森林資源調査

森林資源調査は、76年度から新設されたもので、通常3年間程度をかけて、航空写真撮影、現地踏査、国内での森林解析などを行って、対象森林の蓄積量、樹種などの森林資源の賦存状況を把握するものである。

この調査では、森林地帯の地形図が得られるところから、その地域における適正な土地利用計画の策定や、流域管理計画の策定なども可能となる。

③ 水産資源調査

水産資源調査は、漁船を使用して実際に試験操業を行い、調査対象海域に生息する魚類の魚種、賦存量、適正漁期、適正漁法などを把握するものである。通常、異なった調査時期に毎年6カ月程度、2年間にわたって行われる。

調査の結果、その対象海域が漁場として有望との判断が得られると、引き続き商業ベースによる1～2年の試験操業を行った後に、本格的操業が行われることになる。

(E) 資源調査

鉱物資源の賦存状況を調査し、開発のための基礎的な資料を提供することを目的とするものである。

鉱物資源調査（資源開発協力基礎調査）は、地質調査、物理探査、ボーリング調査などを実施し、それらを通じて鉱物資源（非鉄金属のうち銅、亜鉛、鉛などを中心）の賦存の可能性を調査するもので、通常3年間にわたり行われる。

(F) 地下水開発調査

これは乾燥地域等における良好水確保のため必要な調査を行うもので、78年度からは3年がかりでマリにおいて一部ボーリングによる試掘を含め調査を実施している。乾燥地域のみならず東南アジアのような湿潤地帯においても良好水の確保はなかなか困難であり、本調査に対する途上国からの要請は根強いものがある。

(G) その他

これらのほか、開発調査では、先方政府の要望に応じて、相手国の公共的な開発計画に関するものであれば、すべて応えることができる。

(5) 青年海外協力隊員

(イ) 事業概要

青年海外協力隊派遣事業は、アジア、アフリカ、中近東、中南米、南太平洋の開発途上国に対する政府ベースの技術協力の一環として、昭和40年から開始された青年の海外ボランティア活動である。

その目的は、①技術を有するわが国の青年が、相手国の国民の中に直接融け込み、必要としている技術・技能を提供し、相手国の国造り、人造りに協力する。②青年と相手国国民との間に、協力活動を通じて、相互の理解と親善を図る。

派遣された協力隊員は厳しい生活環境、言葉の相違など異文化の壁を乗り越え協力活動を行っており、その成果は極めて高く評価されている。まさに青年の若さと情熱に依るところが大きい事業といえる。

(ロ) 沿革

わが国の青年海外協力隊事業は、昭和40年4月、当時の海外技術協力事業団（当事業団）の一部局として事務局が設立されたことに始まる。すでに1950年代の後半からわが国の各種青年運動は国際的連帯を指向しつつあり、1961年には米国において故ケネディ大統領主唱による「平和部隊」が実現したことにも触発され、青年海外協力隊の発足となったものである。

(ハ) 隊員の派遣

(A) 協力隊派遣取り決め

協力隊員は、受け入れ国政府とわが国政府との間で締結される2国間派遣取り決め（交換公文による）にもとづいて派遣される。

初めて隊員を派遣する場合は、まず受け入れ国政府からの打診が行われるが、要請が出されてから取り決め締結に至るまでの手順は、おおむね次のとおりである。

- ① 受け入れ国側より協力隊員の派遣を希望する具体的理由、派遣分野、人数、時期の詳細を外交ルートを通じて要請してくる。
- ② わが国では、その協力隊員の派遣がわが国と受け入れ国間の友好関係の強化に寄与するかどうか、受け入れ国側の要請する分野についての派遣が可能か、わが国が今後ある程度まとまった隊員を継続的に派遣することができるかどうか などの点を総合的に検討したうえで、最終的判断を下す。
- ③ 隊員の派遣が適当と判断された場合には、わが国から派遣取り決め案を受け入れ国側に提示し交渉に入る。両国間で合意に達した場合には双方が希望する場所（通常は受け入れ国の首都）で、通常、相手国外務大臣とわが国の駐在大使との間で派遣取り決めに署名する。

取り決めの主な内容は、①協力隊員が両国間の合意にもとづいて派遣されるものであること、②わが国は隊員の往復旅費および滞在費を負担するほか、協力活動に必要な機材、医薬品を隊員に携行させること、③受け入れ国は隊員に対し、関税、所得税などの免除および住居、医療などに対する便宜を供与することなどである。

(B) 派遣手続き

隊員の派遣については、各受け入れ国からの具体的な要請にもとづいて、年2回、国内において一般公募が行われる。その結果合格した者に対して、語学、南北問題と開発、異文化の理解、派遣国の事情、技術研修等を内容とした約4カ月間の派遣前訓練を行ったうえで、正式な隊員として派遣される。

(C) 募集・選考

隊員募集は毎年春と秋の2回、定期的に行っている。

隊員の選定基準としては、主として次の諸点である。①応募資格は満20

歳以上、原則として35歳までの日本の青年男女。①学歴は原則として問わないが、短大卒程度以上の学力と教養を身につけてあることが望ましく、同時に任務遂行に必要な語学能力を有する者。②受け入れ国の要請に応じられる専門的技術・技能を有する者。③現地の社会環境に適応し、受け入れ国国民と融合できる適性を有する者などである。

④ 訓練

選考に合格した者は、協力隊員としての適性を身につけさらに一層研鑽するため、約4カ月間の派遣前訓練が課される。訓練は技術調整研修の必要性、勤務先との関係などに応じて年4回（4月、6月、10月、12月）開始され、訓練方式は集団合宿である。

⑤ 現地活動

隊員は受け入れ国に到着後、約1カ月間の現地訓練を受ける。これは隊員が現地学校に入学して語学を勉強するか、または民家に下宿して、実際に現地人と起居を共にしながら、現地の生活習慣、現地語の習熟を目的とするものである。隊員はこの現地訓練を終えてから、初めて各自の配属先（官公庁・地方公共団体等）に配置され、本格的な協力活動を開始することになる。

協力活動は受け入れ国によって異なるが、形態別に大別すると次のとおりである。①村落の一員として農村社会の中に融け込み普及活動を進めていく「村落型」（例えば稲作、家畜飼育）。②職業訓練や理数科教育のように実習、授業を担当する「教室型」（例えば日本語教育、ラジオ、テレビ等職業訓練）。③土木建築、通信関係の現場工事に従事する「現場勤務型」（例えば土木設計、測量、電話架設）。④設計や試験研究を任務とする「オフィス・試験所勤務型」（例えば栽培実験、地質調査）などに分けられる。

協力隊員の任期は原則として2年である。しかし、協力活動が期間内に完了せず、受け入れ国側の延長要請があれば、1年程度の任期延長が承認される。

10 その他の協力形態

(I) 無償資金協力

(i) 事業概要

無償資金協力とは、開発途上国に対する資金協力のうち、相手国政府に返済義務を課さないで、資金を供与する形態の二国間援助である。

無償資金協力の目的は、開発途上国の経済、社会の発展、住民福祉の向上及び民生の安定に寄与することにある。昭和40年に開始されたわが国無償資金協力は、今日までに資金の量が大幅に増加し、現在ではわが国政府開発援助を推進する重要な柱として、わが国と開発途上国との友好関係の増進に大きな貢献をなしている。

わが国の無償資金協力は、経済開発等援助費による一般無償援助、災害関係援助など（一般の無償資金協力）のほか、食糧増産等援助費による食糧援助（国際小麦協定の一部を構成する食糧援助規約に基づく援助で、米、小麦などの食糧を贈与するもの）、昭和52年度より開始された食糧増産援助（食糧増産努力を支援するための肥料、農機具などの贈与）から成っている。

わが国が昭和55年において行った無償資金協力の支出額は約950億円であり、これは前年の支出額約709億円に比較すると約34%の増加となった。

また、一般の無償資金協力のうち、技術協力と関連のある案件については、昭和53年から国際協力事業団を通じて実施促進業務を行っている。

それぞれの援助の内容は次のとおりである。

(A) 一般無償援助

一般無償援助は経済的収益性が低く、相手国政府が自己資金あるいは借入れ資金により投資することが困難な案件で、住民の生活水準の向上に直結している案件が対象となっている。主な具体的対象分野としては、教育、医療・保健、農業、民生・環境改善、通信・運輸などがありわが国無償援助の中核をなしている。

なお、水産、文化、災害、食糧については、上記対象分野からは独立した協力形態として無償協力を行っている。

(B) 水産関係援助

開発途上国の水産振興に寄与するために、行う無償援助である。

具体的には漁業訓練施設、漁業訓練船、水産研究施設等のための資金を無償で供与する援助である。

近年開発途上国においては、深刻化しつつある食糧問題に対処するため、農業生産増大を図るとともに、動物蛋白の供給源として水産資源の開発利用を図るため、水産振興を重視する傾向が強まっている。しかし、開発途上国は水産振興・漁業開発に必要な資金や技術・経験に不足していて、いまだに十分に開発利用し得ない状況にあることが多い。そこで、世界で最も進んだ水産技術と、豊富な経験を有するわが国に対して、その協力による水産開発を図りたいという数多くの要請が寄せられているわけである。このような要請に応えて、水産関係プロジェクトに対して無償資金協力を行うことは、開発途上国の経済および社会開発に寄与するとともに、漁業面における従来からの友好協調関係の維持・発展にも役立ち、きわめて有意義なことである。

開発途上国の中には、経験不足のため自国の水産業の開発すべき方向について暗中摸索の状態にあると思われる国もある。わが国としては、こうした国々の水産業の現状を十分に把握し、各国の水産業の水準に合わせて、その国にとって最適であり、またその国の水産業に直接寄与する案件について協力することになっている。

具体的には、漁業振興のための機材（漁網、縄、釣針などの漁具をはじめ、簡易冷蔵庫、製氷機、冷凍トラックなど）、漁業研究用機材、船外機、船内機関、小型漁船、漁業訓練船、漁業調査船などの供与および水産高校、漁業訓練大学、水産センター、水産試験場、養魚場、漁業基地などの建設に必要な資金を、本援助の枠内で供与している。

(C) 文化関係援助

文化関係援助は正式には文化無償協力と呼ばれ、昭和50年度から新たに文化交流に関する国際協力の一環として実施されることになった援助である。

具体的には、開発途上国における教育および研究の振興、文化財および

文化遺跡の保存利用，文化関係の公演および展示などの開催のために使用する資機材の購入に必要な資金の供与を行うものである。この援助は，1件について5,000万円以内で実施されることになっている。

実施手続きは，おおむね一般無償援助の場合と同様であるが，一つ大きく異なることは，文化関係援助の場合，内容が類型的かつ比較的簡略なものであり，また1件5,000万円以下と小規模であることなどの理由から，個々の案件について事前の閣議決定は行わず，援助の取極締結後毎年適宜とりまとめて閣議報告を行う仕組みを採用していることである。

(D) 災害関係援助（緊急援助）

開発途上地域における災害救済のために緊急に支出される援助である。通常は日本赤十字社を経由するか，あるいは国際機関を通じて実施されている。

地震，洪水あるいは内乱などの災害により，開発途上国に多くの罹災者が発生した場合，その国から直接あるいは国際機関を通じて，わが国に対して救援物資の供与の要請が寄せられることが多い。

外務省は相手国あるいは国際機関からの要請，わが国の現地大使館からの情報などを総合的に考え合わせて，援助の必要性，金額，内容および援助を適正かつ緊急に実施できる適当な機関を決定し，その実施について大蔵省（主計局）と協議する。この決定の際には，死亡者数を含む被害状況，諸外国の対応振りに示される国際世論などに関する情報が重要な参考となる。

実施が決定されれば，閣議了承を経て，わが国の現地大使館は外務省からの訓令に基づいて相手国との間で，援助に関する口上書を交換する。また外務省は，決定された実施機関（日本赤十字社など）との間で援助実施の委託に関する書簡を交換する。実施機関は，援助実施後速かに外務省に対して報告書を提出する。

このように，緊急性を要するこの援助の特殊性から，一般無償援助の通常実施手続きとは違った，きわめて簡素化された手続きによって実施されているのが，この援助の一つの特色である。

(四) 食糧援助

わが国の食糧援助は、ガットのケネディ・ラウンド(KR)関税一括引下げ交渉の一環として成立した国際穀物協定を引き継いだ国際小麦協定の中の食糧援助規約-(Food Aid convention) 1971年-に基づき実施されている。

食糧援助規約は、深刻な食糧不足に悩む開発途上国に対し、抛出国が援助する穀物の量を規定している国際協定である。

同規約に基づき、わが国は昭和43年以降、米及び被援助国が希望する場合には農業物資を食糧不足国に無償供与してきた。しかしながら昭和52年度から食糧増産援助が開始されたことによりこの食糧援助は52年度以降、基本的に米を援助の対象としてきている。

なお、食糧援助規約については、加盟国の抛出货量増大などを軸として、53年2月から改定交渉が開催されていたが、昭和55年8月新規約につき合意が成立し、同年7月、「1980年の食糧援助規約」が発効した。この新規約により、わが国の年間抛出貨義務量は、小麦換算225,000トンから30万トンに増加した。

① 食糧援助の形態と方式

食糧援助規約に基づく援助は、原則として小麦または粗粒穀物(ライ麦、大麦、オート、とうもろこし、ソルガム)の形態で実施することになっている。しかし、わが国は、世界の食糧問題解決のためには、開発途上国の食糧増産への自助努力を支援することが基本的に重要であるという考え方に立ち、またわが国が小麦の大量輸入国であるという立場からも、この規約に留保を付して、米および農業物資(農業生産に直接的効果のある肥料、農薬、小型農機具)を供与対象物資としてきた。しかし、昭和52年度予算からは新たに食糧増産援助費を計上して、開発途上国の食糧増産のための農業物資の援助を別途行うことになったので、この規約に関する援助に関して同年度からは原則として米による援助を行うことにしている。

食糧援助の方式としては、すでに説明した一般無償援助と同様に現物供与方式をとっておらず、被援助国政府に、わが国の供給者と援助米の

購入契約を締結させ、その契約に基づいて被援助国側の責務を事後的に弁済するという「資金供与方式」をとっている。

わが国は、昭和48年からは被援助国の負担を軽減し、援助の実施を円滑に行うため別途予算措置を講じ、輸送費、保険料の全額または一部を、わが国で負担することになっている。

② 食糧援助の実施

食糧援助の潜在的対象国は多数にのぼっている。外交ルートを通じてなされる援助要請に基づいて実施を検討するにあたっては、その国の食糧不足状況（生産量、輸入量、各国からの援助状況など）をはじめとして、経済社会情勢、外貨事情、わが国との関係などを総合的に考慮して実施を決定している。

実施の流れとしては、予算成立後、外務省で各国からの要請をとりまとめ国別配分案を作成する。国別援助規模としては、これまでの例では1,000万ドルから30万ドルまで大小様々である。続いて、配分案について大蔵省と協議し、援助供与の方針を決定する。決定した国については通常、大使館を通じて相手国政府に対しその旨を知らせ、またその金額、援助米の種類、輸送費、保険料の負担額立て義務（後述）などについて通報する。なお、援助米の種類については、原則として相手国の希望を尊重する。また、このプレッジは当該国との債権国会議、あるいは要人往来の際に行われることもある。

(四) 食糧増産援助

わが国としては、開発途上国の食糧問題は基本的には、自助努力による食糧増産により解決されるべきであるとの立場をとっており、わが国はこうした自助努力を支援するため、これまで無償援助により食糧増産に役立つ各種の農業プロジェクトを実施してきた。

更に昭和52年度からは、食糧増産援助として新たに予算措置を講じ、新予算の下で食糧増産援助は飛躍的に増加している。同援助は一般無償援助で実施される各種農業プロジェクト援助とともに、農業開発に重点を置いている開発途上国に対して大きな貢献をしている。

食糧増産援助によって供与される農業物資としては、肥料、農薬、小型

農機具のほか、場合によっては耕耘機、トラクター、ポンプなどの農業用機械がある。

① 食糧増産援助の供与

援助対象国としては、食糧増産のための自助努力を行っている開発途上国（過去の例ではアジアのLLDC, PDCが多い）である。その選定にあたっては、相手国の要請に基づいて、その国の穀物・肥料の需給状況、KR食糧援助による農業物資供与の実績、わが国との関係などが考慮される。また、この援助の目的から考えて、相手国が有する明確な食糧増産計画などに基づいて、わが国の援助物資が効果的に使用されると認められる場合に供与される。（多くの場合、被援助国の特定地域を援助の対象として指定する。）

なお、援助効果を長期にわたって維持するため、主にわが国の行っている農業技術協力との関連が重視されている。

② 見返り通貨の積立て

食糧増産援助および食糧援助においては、開発途上国の他の経済社会開発計画のローカル分の資金として役立てるため、被援助国の事情に応じて、わが国の援助額と等価額または3分の2の額を現地通貨で積立てることを被援助国に対して義務づけている。この見返り資金は、被援助国の農業開発を含む経済社会開発に寄与する事業のローカルコストに使用することにしており、使用対象事業の決定には、事前に相手国政府はわが国政府と協議を行っている。

③ 援助の実施

食糧増産援助の実施は、一般無償資金協力およびKR食糧援助と同様である。相手国政府は援助受け入れの大前提として、食糧増産計画の具体的内容（特に計画実施との関連で必要とする物資とその量）、援助物資供与対象地域（地域選定の理由および農業技術協力との関連）等のデータを、在外公館を通じ外務省に提出しなければならない。実施の手続きについては、大体一般無償援助と同様である。

なお、具体的に食糧増産の効果が現われているかどうかをチェックするため、被援助国に対し報告書の提出を適宜求めることとしており、調

査団の派遣も行っている。

(ロ) 無償資金協力実施のしくみ(交換公文署名まで)

(A) 無償資金協力の実施体制

一口に無償資金協力の実施といっても、それは開発途上国からの援助要請、内容検討、調査、援助方針決定。予算化、在外公館を通じての相手国との交渉および書簡の交換、さらに援助実施のための契約書の検討・認証、実施過程での各種指導・折衝、支払業務、援助効果の確認を含んでいる。通常では、援助要請を受理してから、援助効果の確認まで数年間を要するものである。

現在、実施の大部分は外務省が担当している。外務省は実施過程において、関係各省(大蔵、経企、通産等の各省庁)と連絡協議し、また契約書の認証に際しては通産省(輸出貿易管理令にもとづく輸出承認との関連上)およびその他援助対象物資ないし対象案件に関係ある省庁と随時協議を行っている。

交換公文締結までの主な過程は次のとおりである。

(B) 案件の決定

① 援助要請案件の審査

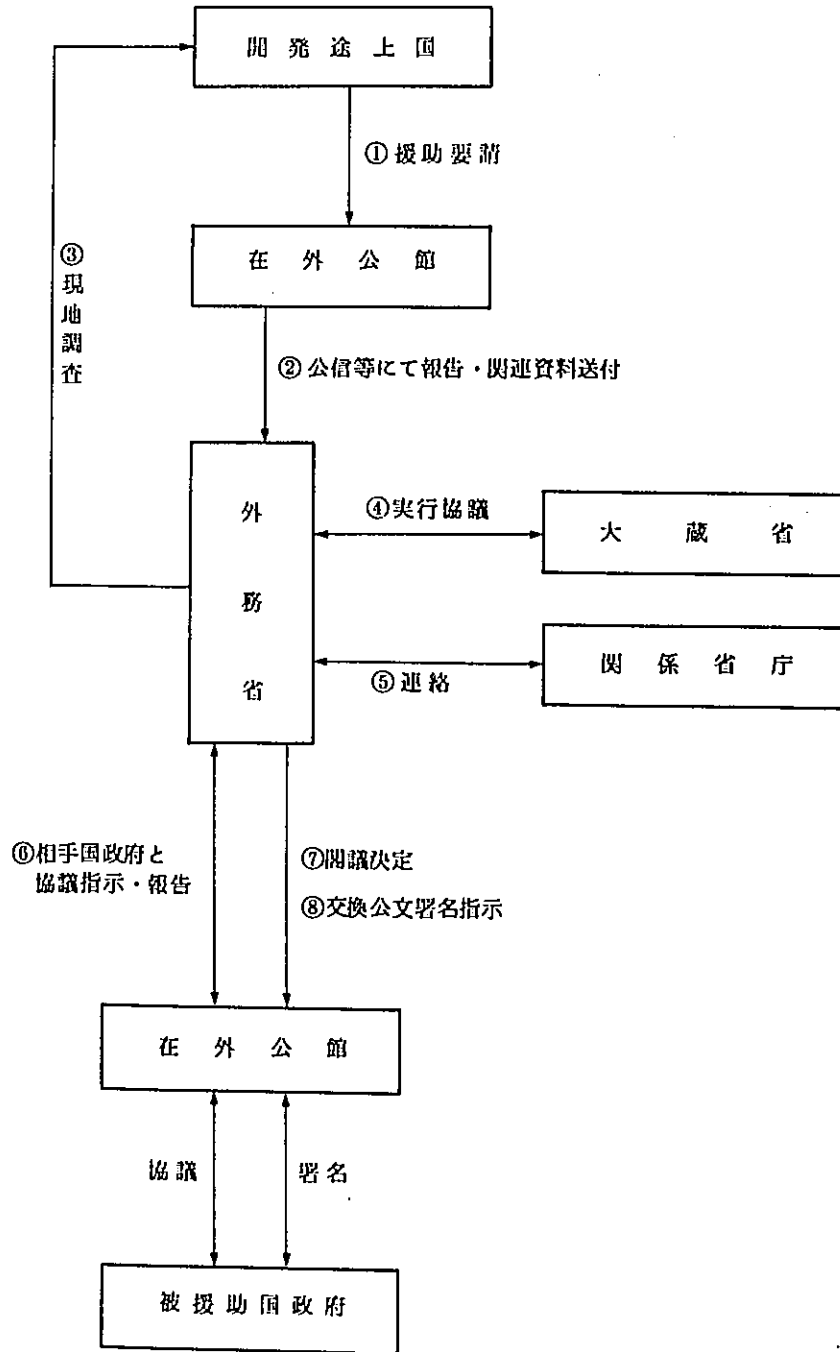
開発途上国からの援助要請は、主としてわが国在外公館を通じて提出される外務省はこうした要請に関して、関連資料を収集・分析することにより無償資金協力の妥当性を判定し、採否の第1次決定を行う。採決する方向が出た案件については、相手国からの正式援助要請を基礎に、必要に応じて現地調査を行い、追加情報を入定することで、適正な援助規模等の概算額を確定する。

② 予算確定と実行協議

外務省は、予定されている案件について大蔵省と実施協議をととのえ、予算成立後、在外公館を通じて援助内容のより具体的な交渉を相手国政府と行っている。

実施協議とは、国別、援助対象案件別の援助額を日本政府として決定するための協議である。実施協議では十分な資料を基にして、種々の角度から援助の妥当性について最終的検討が加えられる。

無償援助のしくみ（交換公文署名まで）



③ 交換公文交渉・閣議決定・署名

予算が成立し、実施協議がととのえば、相手国政府と援助の具体的交渉を行うことになる。

無償援助コミットメントの形式としての交換公文（原）案に盛り込まれるわが国協力の内容について実質的な合意が成立すると、交換公文署名の段取りとなる。しかしこのためには、両国政府において署名のための国内手続きを経る必要があり、わが国の場合は閣議決定を行っている。

署名は、わが国の任国駐在大使と被援助国政府における責任ある地位にある人との間で行われる。

交換公文の署名により、正式にわが国が援助をコミットすることになり、具体的な実施に移ることになる。

（イ）無償資金協力実施のしくみ（交換公文署名後）

（A）契約

① 契約の締結と銀行取り決め

交換公文の署名により、無償資金協力は実施の段階に入るわけであるが、契約は被援助国政府（または指定当局）と、日本の業者との間の契約、すなわち直接方式である。日本の業者の選定方法は、援助の性格上公正に選定されることが必要であることから、通常日本の業者を対象とした一般競争（入札）を原則としている。

契約の締結と並行して、被援助国政府（または指定当局）は、援助資金を日本政府から受け入れ、かつ、日本側契約者に対して支払うための特別勘定（口座）を開設し運用するため、日本の外国為替公認銀行との間に銀行取り決めを早急に締結する。

この銀行取り決めは、日本側契約者が契約支払条項に基づく前金払いの受け取り、あるいは輸出承認を通産省より取得するための申請書に必要な支払授權書（A/P）を被援助国政府が発給する根拠となるものであり、契約締結と同時に実施に入るためには必要不可欠である。

② 契約の認証

契約の認証とは、上記の契約が、当該援助（贈与）の対象として適格であることを日本政府が確認することであり、契約の発効要件である。

具体的には、外務省が被援助国政府から、通常わが国在外公館を通じて契約書を取り寄せ、契約されている物資に関係ある省庁と協議し、認証の可否を決定する。

(B) 契約履行と支払い

日本側契約者は、認証済契約書および支払授權書（A/P）を受領することにより、契約を履行する。

日本側契約者は、契約書中の支払条項および支払授權書に基づき、指定される手続きに従って被援助国政府（機関）の発給する証明書または輸出船積関係書類を添付して、指定銀行に対して支払請求を行う。指定銀行の請求により、日本政府（外務省）は、部内の所要の支出手続きを経た後、指定銀行内の被援助国政府名義の贈与勘定に、日本円（非自由円）で払込みを行う。指定銀行はこの払込みを受けた後、被援助国政府に代わり直ちに当該業者に支払いを行う。

なお、分割払いの契約の場合は、上記の手続きが繰り返されることになる。

(二) 無償資金協力の実施の流れ

わが国は予算の単年度主義が法令によって定められているため、援助のための予算確定から交換公文署名、契約、施工・支払いまでを、原則として会計年度内に行う必要があること、および具体的なプロジェクトが候補案件として提出されてから、援助効果の確認まで数年を要することが注意を要するポイントである。

(A) 案件の選定

案件は、相手国援助受入担当機関とのコンタクトを通じて、相手国にあるわが国の在外公館より政府（外務省）に随時報告されるが、要人の往来等の際、相手国から複数のプロジェクトが候補案件として示されることもある。

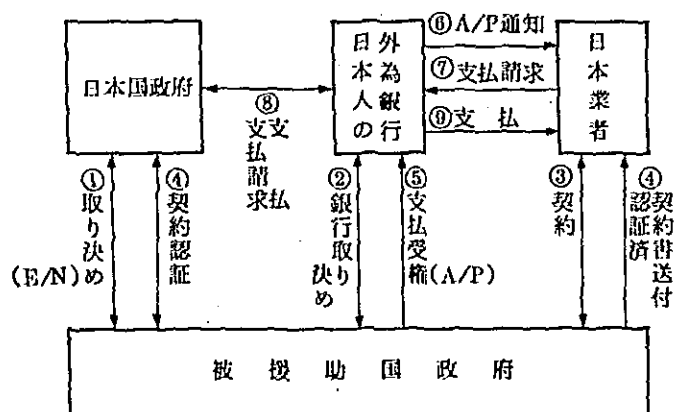
また、わが国の在外公館（実館）がない場合、これまでわが国の援助受け入れの実績がない国、プロジェクトの算定能力に乏しいと思われる国等に対しては、わが国から積極的に政府調査団を派遣して当該国の発展のために必要なプロジェクトを発掘することになっている。

(B) 案件の調査

相手国政府は候補案件を絞って、プライオリティーの高い案件について正式な援助要請を提出してくるので、政府（外務省）は必要ならば在外公館から追加資料を取り寄せ、わが国の援助政策にも照らして要請内容の検討を行う。その結果、援助対象案件として適当と考えられるものについては、政府ベースの事前調査団を派遣する。

調査団はそのプロジェクトに関連した相手国の事情（例えば病院の場合は相手国の医療事情全般）、援助を実施した場合の効果、適性規模、敷地等について詳細に調査する。この調査で適正と認められれば、民間のコンサルタントを含む調査団を派遣して、基本設計を実施することとなる。基本設計調査はわが国が予算額を決定する場合および相手国が施工業者を入札する場合の重要な参考資料となる。

・無償資金協力の実施手続き（交換公文署名後）

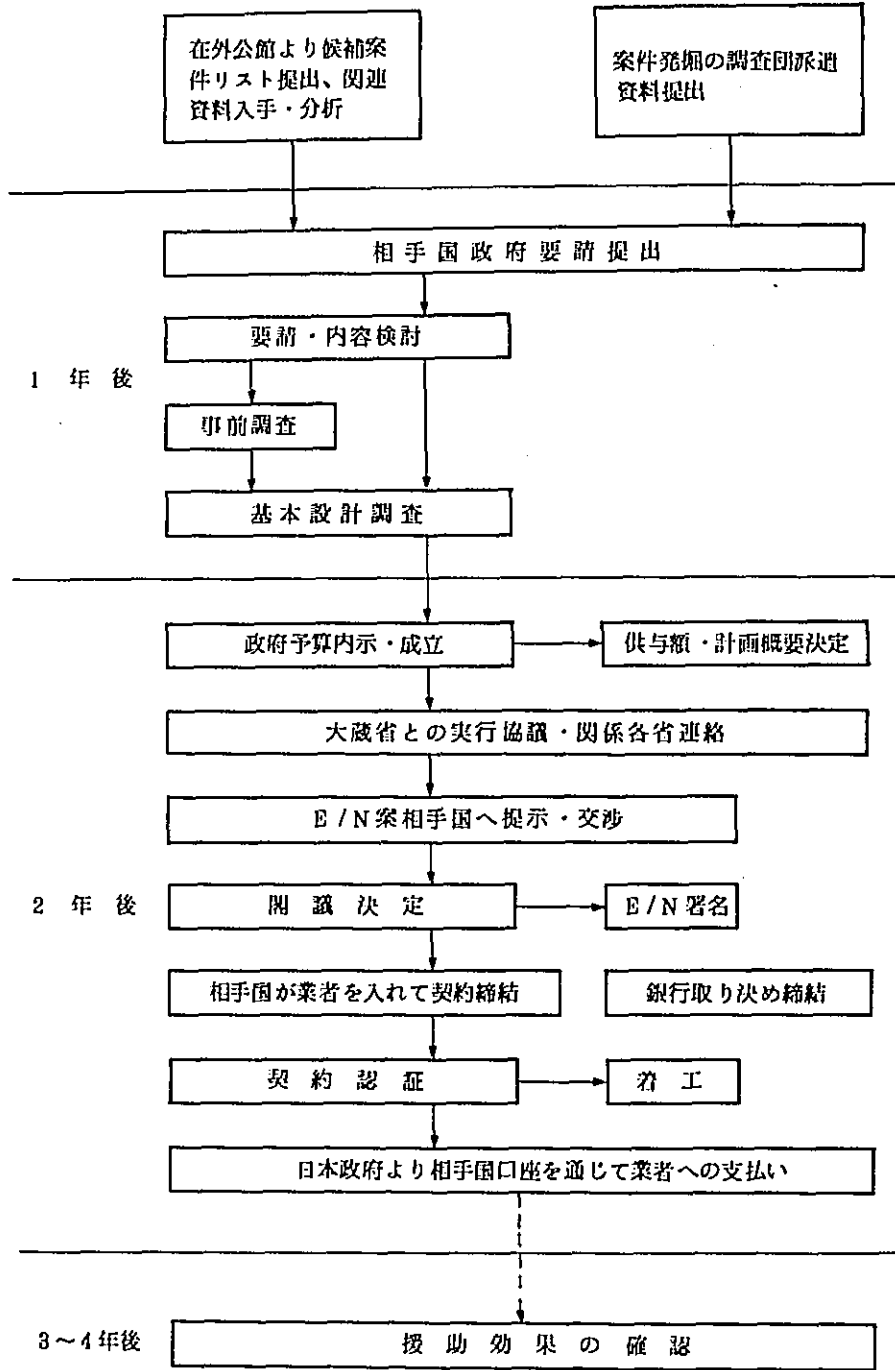


(注) ⑦～⑩は契約書支払い条項による

(C) 案件の確定

当該予算年度開始とともに供与額、計画概要が決定され、相手国との間に交換公文の内容について合意、閣議決定、交換公文署名という一連の手続きが行われて、正式に援助がコミットされることになる。

• 無償資金協力の実施の流れ



(ホ) 無償資金協力の要件

無償資金協力は、返済義務を伴わないため、被援助国にとっては有償資金協力と比較してきわめて有利な援助である。また、その資金は国民の税金を財源としていることもあり、援助受け入れ国となるためには、一定の要件をみたしている必要がある。

この要件とは、①援助実施を決定する際に、援助を供与する側（日本政府・外務省）が、その決定の基準として考慮する諸要件（これは受け入れ国との交換公文の文面上には表われないが「援助実施の判定基準」ともいうべき重要な諸要件）、②援助の適正な執行のために、受け入れ国が援助実施の際守るべき諸要件（日本政府との合意により交換公文に規定される、いわば「援助実施の際の諸条件」）の2つに大別される。

(ハ) 援助実施の判定基準

(A) 援助対象国・地域

原則として、相対的に開発が遅れている開発途上国に対する援助を重視するが、特にLLDC、MSAC諸国が重点国となっている。

なお、GNPが比較的高い開発途上国でも、相手国の重要度、わが国との2国間関係等の政治的・外交的配慮、および当該プロジェクトとわが国の実施している技術協力との関連などの種々の要素を考え合わせて、特に実施が必要と判断される場合には、その国を対象とすることができる。

地域別配分については、昭和52年頃まではアジア地域の諸国が援助の約7割を受け入れていたが、近年予算規模の増大に伴い後発開発途上国（LLDC）を中心とする貧困途上国に対する無償援助の拡充が重視されている。したがって、そうした国の多いアフリカへの援助が増加している。

(B) 対象分野

被援助国の経済・社会の均衡のとれた発展に役立ち、緊急度が高いと認められるもので、①医療・保健、②教育・研究、③農業、④民政・環境改善他、⑤通信・運輸等の、住民の生活水準の向上に直結した分野であること。

対象案件は①～⑤の対象分野に属するものであって、建物等の施設の建設を伴うプロジェクトならびに資機材および設備の供与のいずれか一方、

あるいは双方の案件であること。ただし、わが国が行っているか、あるいは今後の実施が見込まれている技術協力（国際協力事業団を通じての技術協力）との関連がある案件が重視される。また、場合によって政治的・外交的観点からわが国との友好関係の象徴となり、わが国のイメージアップ効果に役立つ案件も対象となり得る。

また、無償資金協力は、経済的収益性が低く、相手国政府が独自では建設し得ない案件を対象の中心としている。

(C) 援助実施の際の諸条件

① わが国の予算制度からくる制約

無償資金協力の実施の流れについて概説したように、わが国の無償資金協力は単年度予算制度の下で実施しているため、各案件は1会計年度内において被援助国へのコミットメント（交換公文の署名）から契約を経て支払いに至るまでを完了する建前になっている。したがって対象案件の選定（被援助国からの要請検討）に当たっては、単年度で完結し得ないような大型案件は、現状では不可能である。ただし、実際には、例えば交換公文署名後の相手国の事情（政変、行政改革など）や気候条件による工期遅延など、やむを得ない場合には、財政法上の特例として、明許繰越の制度があり「経済開発等援助費」は、繰越明許費という予算の形式により一定の要件を満たす場合には翌年度に繰越して使用することが認められているので、交換公文上の供与期限の延長を行うことで、1年間に限って実施期間を延長することも可能である。

② 援助条件

（契約当事者）

一般無償資金協力の契約は、いわゆる直接方式によることになっており、交換公文に定めるところに従い、被援助国政府（あるいはその指定する当局）と、日本国民またはその支配する日本国の法人との間で契約を締結しなければならない。

日本側契約者である日本国民の支配する日本国の法人とは、次の3要件を満たす必要がある。すなわち、**㊸**日本国の法律に基づいて設立され、**㊹**その株式または持分の過半を日本国民が所有し、または支配しており、

かつ、⑥業務執行に関する法人の意志を決定する機関の構成員および法人を代表する役員の、それぞれ過半数が日本国民であること（株式会社の場合、取締役会の過半数および代表取締役の過半数が日本国民でなければならない）となっている。

（契約の認証）

ここでいう契約の認証とは、具体的には契約書オリジナル2通以上を在外公館を通じて送付させ、外務省経済協力局経済協力第2課が、必要に応じて関係省庁と協議し、契約の形式、内容を審査することである。なお、例外的に相手国の在京大使館経由または企業経由でこれらを行うこともある。

審査内容は主として交換公文との整合性の吟味であるが、主なチェックポイントとしては次のようなものである。

- 無償資金の用途が適当であるかどうか（交換公文上予定されていない物資が含まれていないか、調達先はどこか等）
- 契約額は供与限度額を上回っていないか
- 契約当事者（わが国の企業）は適切か
- 契約の発効（および必要に応じてかわされる修正契約の発効）は、日本政府による認証後であると明記しているか
- 支払方法は適当か
- 調停などの一般条項は整っているか
- 相手国側の免税その他の義務は交換公文上のそれと整合しているか
- 建築関係においてはアメリカ合衆国のA I Aの契約パターンや日本の四会連合約款をモデルとして用いる例が多いが、その場合の削除、追加または訂正した条項は妥当かなどである。

（援助対象物資・役務）

一般無償資金による資機材・役務の調達は、従来は原則として日本国の生産物および日本人の役務であることが必要であり、タイド資金協力となっていた。近年特に施設の供与の場合には、日本国の生産物および日本人の役務のみならず、被援助国の生産物および同国の役務（いわゆるローカルコスト）の調達も認める。あるいはさらに必要に応じて、第

3 国の生産物および同国の役務をも認めることとしており、一般無償援助全体でみても現在では後 2 者の形態が過半を占めている。調達物資、役務のこのようなタイド・アンタイドは交換公文中に規定される。

（取扱銀行および支払授權書の発給）

無償資金協力は「認証された契約」によって相手国政府が負う債務の弁済にあてる資金を、日本の外国為替銀行に相手国政府名義で開設した口座に、日本国政府が日本円で支払うことによって実施される。このために相手国政府は交換公文署名後、まずこの口座開設を含めて銀行取り決めを結ばなければならない。この取り決めはほとんどの場合、交換公文署名後 1 カ月くらいの間に締結されている。この銀行取り決めに基づいて、契約の認証の後に相手国側から、1 契約ごとに支払授權書が出される。

支払授權書とは、指定銀行に対して援助にかかわる資金を日本政府に請求して、被援助国政府（または指定する当局）名義の口座に受け入れた後、認証された契約に基づいて行われる日本側契約者からの請求に応じて、支払を行うことを授權する文書のことをいう。これによって「日本の外国為替銀行（銀行取り決めにおける当事者）」は、相手国政府に代って、日本の企業からの支払請求に応じることができるようになる。

資機材を相手国に輸出することになるわが国の企業は、この支払授權書を添えて通産省に対し「輸出」（輸出貿易管理令＝昭和 24 年政令第 387 号に基づく無為替輸出）の承認を申請することになる。

（被援助国政府がとるべき措置）

無償資金協力を実施するに際して、援助を受け入れる側もそれ相応の措置を講ずる必要がある。被援助国政府がとるべき措置の内容については、援助形態によっても異なるが、最も一般的な建物・施設の建設の場合について列挙すると次のとおりである。

- ㊦建物・施設の建設のために必要とされる用地を確保し、建設を行い得るよう用地の整地を行う（ただし基礎工事部分を除く）。
- ㊧用地の外までの配電、給水、排水、電話線の架設などの付随的施設を供与する。
- ㊨援助に必要な資機材について、これの速やかな通関と陸上輸送を確保

する。④援助に従事する日本人に対する関税、内国税その他の財政課徴金を免除する。⑤プロジェクトを完成させるために、わが国から贈与する資金部分を除いたその他のすべての経費を負担する、ことなどである。

なお、上記のうち特に留意すべき事項は、④の「援助に従事する日本の企業、法人、個人に対する免税措置」の問題である。

わが国は相手国内で課せられる関税・内国税その他の財政課徴金が、わが国の無償援助資金のうちから支払われるべきではないとの立場をとっている。したがって、従来からのあらゆる無償資金協力による援助は、すべて免税措置を講じせしめている。国内法上、税を免除できない場合には、相手国に税の負担を求めており、先方が負担する場合、援助を実施する日本の業者がまず立替え払いし、先方がリインバースする方式は原則として避けている。

免税の内容・範囲等については、それぞれの国の国内税法等によって多少異なるが、基本的には所得税など直接税は免税対象となる。現地で日本の企業が購入する資材に物品税が課せられている場合、建前としてはこれも免税の対象となるが、税そのものが価格体系の中に組み入れられ技術的に免税措置が困難なものについては、かならずしも免税を要求するものではない。また、援助に従事する日本人の民間技術者等の身の回り品などのすべてを、免税の対象として求めているものでもない。

(ト) 優良援助プロジェクトの選定と援助の効果的実施について

開発途上国への無償援助は、その案件数、金額といった量的拡大だけでなく、優良プロジェクトを選び出し、援助を効果的に実施することが、今後ますます重要になってくる。

(A) 優良プロジェクトの選定

基本的には相手国から要請される複数の案件の中から、相手国のプライオリティーに照らしつつ、わが国が適当と判断する案件を取り上げて決定する方式をとっている。わが国の判断の基準としては、①いかなる分野での協力であるのか。その案件が住民の生活水準向上に直結しているかどうか。(近年人づくり援助としての教育、研究面、B I Nすなわち人間性活

の基本的な要求充足の観点から医療、農業面が比較的重要視されてきている。また、円借に比べ無償援助は収益性が低い案件を取り上げることになっている。）㊦わが国の技術協力との関連性はあるか。（無償援助により病院・学校などの施設を建設し、そこへ技術協力により医師、教育者などの専門家を派遣したり、研修員を受け入れたりして、両者をタイアップすることが望ましい。）㊧諸外国はいかなるプロジェクトを取り上げているのか。（援助の重複、競争を避け効率化を目的とする援助国会議が、現在主要な開発途上国について定期的に開催されており、調整のための情報交換の場となっている。）

(B) 援助の効果的実施について

援助の効果的実施のためには何よりもまず、交換公文が締結されてからディスバース（施設の場合は完工、資機材の場合は配達）までの期間を短縮し、一日でも早く相手国が必要とする施設・資機材を供与することが重要である。

現在交換公文の締結から㊨実施設計・施工監理契約までに平均1カ月、㊩銀行取り決めまでに平均2カ月、㊪建設契約までに平均4カ月、㊫建設契約の締結から着工までに平均2カ月、㊬竣工までに平均12カ月をそれぞれ要している。

こうした期間を要する原因は相手国側に問題があることが多い。そのため専門家を現地に派遣し、実施上の障害となる諸問題について調査、斡旋、交渉を行い、また相手国政府が適切な措置を講じられるように協力することが必要となってくる。

こうした無償援助の実施促進に必要な業務は、昭和58年度から当事業団が担当し、外務省と密接な連絡をとりつつ、かなりの成果をあげている。また同事業団から派遣される専門チームは、実施促進の観点からばかりでなく、援助の適正執行の点からも視察、調査、調整を行っている。

(2) 有償資金協力（円借款）

(i) 事業概要

有償資金協力とは通常「円借款」と呼ばれる政府直接借款である。また、

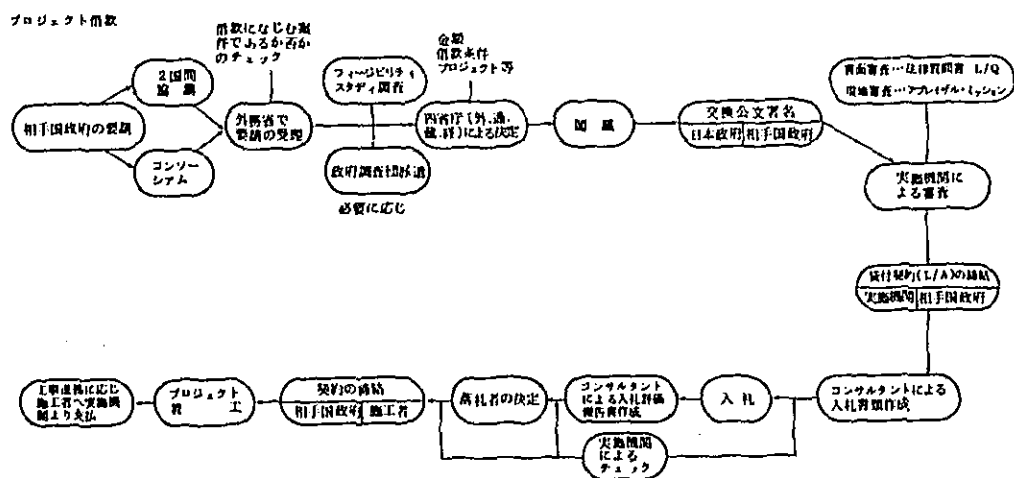
DAC（経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会）の「開発資金の流れ」の分類のうち政府開発援助（ODA）の一形態をなすもので、次の3要件をみたすものをいう。

- ① 政府分野において行われること。
- ② 開発途上国の経済開発と福祉の向上に寄与することを主たる目的としていること。
- ③ 緩和された条件であり、グラント・エレメントが少なくとも25%であることなどである。

開発途上国の債務負担を考えると、借款条件は可能な限り緩和され、究極的には無償（グラント）が望ましい。しかし援助供与国の資金制約条件のほかに、開発途上国に借款を供与し、返済義務を課してこそ、その国の自助努力を助長することができるという有力な議論もある。

わが国の場合、現在国ごとに、当該国の貧困度を一応の基準として借款条件を決定する方式をとっている。

円借款のしくみ



(ロ) 借款要請から交換公文まで

(A) 借款要請

開発途上国からの借款要請は、大別すると①定期的な援助国会議を契機とするタイプ、②まったく単発に2国間ベースで要請が出されるものの2つになる。

しかし、わが国が参加している援助国会議は20カ国にも及んでおり、わが国のどのような分野に供与するかは、相手国の経済構造、政府の開発計画および国内開発資金配分政策によって異なる。

一般的に言えば、比較的低い経済開発水準にある貧困国に対しては、国際収支サポートおよび工業分野におけるODA供与が中心となる場合が多く、ある程度の開発水準に達した諸国に対しては農業開発および道路・ダム・通信等の経済・社会インフラストラクチャーの整備に、ODAが活用されている。

従来の総借款供与額の大半を占めているのが前出①のタイプである。後者の②タイプの最近の例はアフリカ、中南米地域に多い。

要請は外交チャネルを通じ文書（例えば口上書）をもって行われるのが一般的である。

要請のタイミングとしては、わが国要人の訪問、あるいは当該の開発途上国要人が来日した時が多い。

なお、例としては少ないが、わが国が国際機関との協調融資をする際は、当該国からの要請のみでなく、世銀、アジア開発銀行などからの協力要請が大きな意味をもつ。

(B) 援助国会議

援助国会議は、調整グループまたは協議グループ（CG）とも呼ばれる。その名の示す通り、援助国間の調整ないしは非公式協議を通じて、当該開発途上国に対する援助の効率を図ることを目的としている。1958年に世銀主催で対インドコンソーシアムが開催されたのに始まる。その後主として世銀のイニシアチブで、他の開発途上国にも次々と結成された。

援助国会議では、当該開発途上国の経済現況と見直し、開発計画、主要プロジェクト等に関して、世銀・国際通貨基金（IMF）等からの報告、当該国からの説明、出席国間での意見交換が行われ、援助国会議によっては、各援助国が具体的援助額をプレッジ（意図表明）する場合もある。この討議結果を参考に、当該国からのバイラテラル・ベース（2国間ベース）で、具体的なプロジェクトについての要請が出されて交渉、検討が始まるというプロセスを経るのが通例である。

(C) 要請の受理

開発途上国から正式の要請が出た場合、それを受理したうえ、特に次のような諸事項についてチェックし、これらに該当するものは、借款になじまない案件として要請を断わる場合が通常である。

- ① 軍事協力に結びつく性格のあるもの。
- ② 船舶、航空機等の案件＝多くの場合それ自体が収益性が高く、借款になじまず、わが国の経済協力政策上認めない場合が多い。特に外航船舶の場合、これまでOECDの紳士協定により新造船の輸出信用条件について厳しい規制があることもあり、できる限り輸出信用条件の枠内で処理するよう指導している。
- ③ 奢侈品、消費物資的性格の強いものなどである。

(D) 検討と調査

円借款の要請を受けると、外務省は要請内容を正確に把握するため、必要な情報資料を収集する。

プロジェクト借款の場合を例にとると、日本がプロジェクトの実施に協力し、そのことが、借入相手国の経済開発、国民生活の向上に貢献するという前提がある。このため融資を決定する前に、いくつかのポイントをチェックする必要がある。

すなわち、要請のあったプロジェクトについての、①相手国の経済発展計画のうえでの要請プロジェクトの開発優先度および重要度②わが国が、借款供与することが同プロジェクトの推進上、および相手国との関係増進に果たす貢献度、③プロジェクトとしての実行可能性（フィージビリティ）④プロジェクトとしての成熟度等の事柄が十分に確認されなければならない。

プロジェクトが技術的、経済的、財政的に実現可能なものかどうかは、通常、相手国が調査し、一般的にFeasibility Study Report (F/R) として用意されてわが国に提示される。わが国は、プロジェクト借款の要請があるとまずこの種のレポート提出を求め、レポートを分析・検討して、要請プロジェクトが実行可能であるかどうか結論を下す。

しかし、提出資料によって要請プロジェクトが実現可能かどうか結論が

下せない場合は、わが国から現地へ赴き、技術協力の一環として調査し、その結果をもとに結論を下すこともある。

(E) 円借款供与の政府決定

(4 省庁協議体制)

通常、このような調査結果を待って、それが実現可能であると報告された場合に、外務省はその理由を付したうえ、供与形態、金額、金利、償還期間等の条件、その他必要事項につき方針案を策定する。外務省方針は、さらに外務省、大蔵省、通産省および経済企画庁の間で協議され、この4省庁の間で合意されたものが、わが国政府の方針となる。

(F) 交換公文の締結

相手国との間で、わが国協力の内容について実質的合意が成立すると、政府間交換公文(Exchange of Notes = E/N)が締結される。

こうした過程を経て、政府自体が直接とるべき主要な措置は終了し、案件は実施機関の手に移ることになる。

なお、この後の実施段階において生ずる諸問題に関しては、必要に応じてわが国政府は、相手国政府および実施機関との間で随時協議する。

参 考 资 料

(57.5.1日現在)

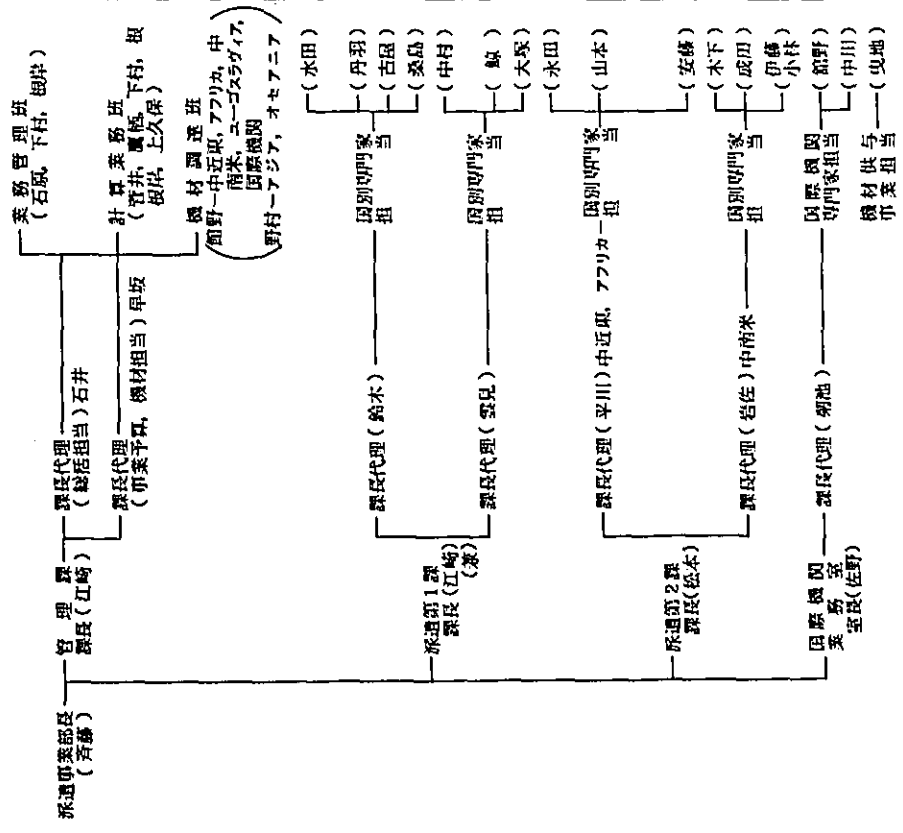
所 掌 業 務

- イ 専門家派遣年間実行計画の管理、調整
- ロ 予算管理
- ハ 内部監査(文書受付、統計、労災申請等)
- ニ 専門家派遣前オリエンテーション
- イ 専門家派遣員及び所属先補てん経費計算業務
- ロ 国際機関派遣専門家派遣費及び所属先補てん経費計算業務
- イ 専門家携行機材調達業務

- [パキスタン、インド、スリランカ、モルディブ、ネパール、ブータン、韓国、及び中国]
- [研究協力]
- [タイ(文部、通産、農水、厚生分野)、中国(通産、建設分野)、及びタイ(研究協力)]
- [シンガポール、ビルマ、バンダラデシユ、及び中国(農水、文部分野)]
- [タイ(文部、通産、農水、厚生を除く分野)、及び中国(運輸分野)]
- マレーシア、インドネシア(通産、文部、厚生分野)、及びマレーシア、インドネシア(研究協力)
- [インドネシア(農水、運輸、郵政分野)、オセアニア]
- [フィリピン、インドネシア(建設、労働分野)、及びフィリピン(研究協力)]
- [ジョルダン、クウェート、サウディ・アラビア、シリア、トルコ、アラブ首長国連邦、イエメンアラブ、南イエメン、スーダン、エジプト、オマーン、ユーゴスラヴィア]
- [モロコ、チュニジア、モリタニア、セネガル、ギニア、カーボベルデ、象牙海岸、ニジェール、ルワンダ、ザンビア、中央アフリカ、コモロ、マダガスカル、ソマリア、トーゴ、マラウイ、ザンビア、スワジランド、ナイジェリア、リベリア、シエラレオネ、モーリタニア]
- [タンザニア、ケニア、ペルー(中南米地域も一部担当)]
- [チリ、ボリヴィア、パラグアイ、ジャマイカ、ドミニカ、バルバドス]
- [コロンビア、コスタリカ、エクアドル、グアテマラ、ホンデュラス、パナマ、ヴェネズエラ]
- [アルゼンチン、ブラジル、メキシコ]

ESCAP等国際機関(国連局専門機関関係)
 SEAFDEC, AIT等国際機関(経済局国際機構関係)
 単独機材供与業務

(1) 派遣事業部組織図



(2) 国際協力事業団予算の推移

(単位：百万円)

| 区 分 | 年 度 | | | | | | 57(案) | |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--|
| | 52 | 53 | 54 | 55 | 56 | 57(案) | | |
| I 交 付 金 | 34,629 | 39,855 | 46,800 | 54,585 | 61,011 | 66,079 | 108.8 | |
| 1 海外技術協力事業費 | 25,263 | 29,719 | 36,059 | 43,302 | 49,009 | 53,006 | 108.2 | |
| (1) 研修員受入れ事業費 | 4,610 | 5,176 | 5,752 | 6,785 | 7,786 | 8,466 | 108.7 | |
| (2) 専門家派遣事業費 | 4,165 | 4,654 | 5,588 | 6,709 | 7,385 | 7,991 | 108.2 | |
| (3) 開発調査事業費 | 5,519 | 6,683 | 8,617 | 10,285 | 11,542 | 12,308 | 106.6 | |
| (4) 技術協力センター事業費 | 1,749 | 2,351 | 2,939 | 3,431 | 3,918 | 4,632 | 118.2 | |
| (5) 機材供与事業費 | 411 | 615 | 835 | 976 | 1,068 | 1,339 | 125.4 | |
| (6) 保健医療協力事業費 | 1,980 | 2,172 | 2,676 | 3,180 | 3,533 | 3,651 | 103.3 | |
| (7) 人口家族計画協力事業費 | — | — | — | 460 | 519 | 661 | 127.4 | |
| (8) 農林業協力事業費 | 2,751 | 3,646 | 4,367 | 5,236 | 5,756 | 6,211 | 107.9 | |
| (9) 専門家等福利厚生費 | 64 | 78 | 112 | 250 | 299 | 334 | 111.7 | |
| (10) 専門家養成確保事業費 | 359 | 390 | 467 | 539 | 633 | 683 | 107.9 | |
| (11) 開発協力事業費 | 464 | 513 | 613 | 680 | 706 | 743 | 105.2 | |
| (12) 産業開発協力事業費 | 646 | 566 | 779 | 1,030 | 1,195 | 1,296 | 108.5 | |
| (13) 無償資金協力促進事業費 | — | 9 | 63 | 70 | 86 | 94 | 109.3 | |
| (14) 青年海外協力事業費 | 2,645 | 2,866 | 3,250 | 3,721 | 4,083 | 4,597 | 112.5 | |
| (15) 技術協力事業調整費 | — | — | — | — | 500 | 0 | 0 | |
| 2 海外移住事業費 | 1,402 | 1,531 | 1,601 | 1,773 | 1,835 | 1,910 | 104.1 | |
| 3 管 理 費 | 7,968 | 8,606 | 9,140 | 9,510 | 10,167 | 11,163 | 109.8 | |
| II 出 資 金 | 6,447 | 2,856 | 3,211 | 3,341 | 4,260 | 5,068 | 119.0 | |
| 1 施 設 費 | 697 | 1,506 | 1,761 | 1,841 | 2,710 | 3,418 | 126.1 | |
| 2 開発投融資資金 | 5,000 | 500 | 400 | 100 | 100 | 200 | 200.0 | |
| 3 移住投融資資金 | 750 | 850 | 1,050 | 1,400 | 1,450 | 1,450 | 100.0 | |
| III 受 託 費 | 3,206 | 3,623 | 4,362 | 4,842 | 5,486 | 5,808 | 105.9 | |
| 1 海外開発計画調査受託費 | 3,117 | 3,548 | 4,039 | 4,742 | 5,291 | 5,808 | 109.8 | |
| (1) 海外開発計画調査費 | 1,709 | 2,072 | 2,479 | 3,017 | 3,411 | 3,701 | 108.5 | |
| (2) 資源開発協力基礎調査費 | 1,408 | 1,476 | 1,560 | 1,725 | 1,880 | 2,107 | 112.1 | |
| 2 東南アジア漁業開発センター費 | 89 | 75 | 323 | 100 | 195 | 0 | 0 | |
| 合 計 | 44,282 | 46,334 | 54,373 | 62,768 | 70,757 | 76,955 | 108.8 | |

- (注) 1. 各年度予算額は当初予算額を掲げている。
2. 昭和53年度無償資金協力促進事業費は、管理費から組替えとなった。
3. 産業開発協力事業費予算は昭和53年度に開発技術協力事業費から組み替えられたもの。

(3) 国際協力事業団実績

(4) 事業形態別人数実績

(単位：人)

| 事業別 | 昭和29年度 ～55年度累計 | 55年度実績 | 56年度実績 (暫定) | 増減 | |
|------------|-------------------|--------|----------------|-------|-------|
| | | | | 人 | % |
| 研修員受入 | 38,457 | 3,893 | 3,779 | + 386 | 111.4 |
| 専門家派遣 | 10,621 | 1,544 | 1,687 | + 143 | 109.3 |
| (内個別派遣専門家) | 6,210 | 701 | 797 | + 97 | 113.7 |
| 調査団派遣 | 19,070 | 3,216 | 3,128 | - 88 | 97.3 |
| 協力隊派遣 | 3,538 | 423 | 439 | + 16 | 103.8 |
| 合計 | 71,681 | 8,576 | 9,033 | + 457 | 105.3 |

(ロ) 個別専門家派遣事業実績

① 専門家派遣対象国及び国際機関（個別専門家）

| 地域 | 年 | 51 | 52 | 53 | 54 | 55年 | | 56年 | |
|-------|---|----|----|----|----|----------|------|----------|------|
| | | | | | | 国及び国際機関数 | 構成比 | 国及び国際機関数 | 構成比 |
| アジア | | 11 | 14 | 12 | 12 | 14 | 19.2 | 12 | 18.8 |
| 中近東 | | 11 | 13 | 12 | 10 | 15 | 20.5 | 10 | 15.6 |
| アフリカ | | 8 | 10 | 14 | 11 | 8 | 11.0 | 12 | 18.8 |
| 中南米 | | 16 | 20 | 15 | 13 | 16 | 21.9 | 15 | 23.4 |
| オセアニア | | 2 | 7 | 1 | 3 | 6 | 8.2 | 2 | 3.1 |
| 国際機関 | | 10 | 11 | 10 | 13 | 14 | 19.2 | 12 | 18.8 |
| その他 | | — | — | — | — | — | — | 1 | 1.5 |
| 合計 | | 58 | 75 | 64 | 62 | 73 | 100 | 64 | 100 |

※ 単位：国数

② 派遣専門家年齢別構成（個別専門家）

| 年度 | ※51 | | 52 | | 53 | | 54 | | 55 | | 56 | |
|-------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| | 人数(人) | 構成比(%) | 人数(人) | 構成比(%) | 人数(人) | 構成比(%) | 人数(人) | 構成比(%) | 人数(人) | 構成比(%) | 人数(人) | 構成比(%) |
| 70歳以上 | | | 5 | 0.9 | 1 | 0.1 | 1 | 0.2 | 2 | 0.3 | 2 | 0.3 |
| 60代 | ※50 | 6.1 | 17 | 3.0 | 12 | 2.9 | 19 | 4.3 | 21 | 3.0 | 40 | 5.0 |
| 50代 | 148 | 18.2 | 119 | 21.1 | 71 | 16.9 | 114 | 26.1 | 156 | 22.3 | 188 | 23.0 |
| 40代 | 297 | 36.5 | 223 | 39.5 | 156 | 37.1 | 130 | 29.8 | 248 | 35.3 | 269 | 33.7 |
| 30代 | 275 | 33.7 | 156 | 27.6 | 149 | 35.4 | 155 | 35.5 | 232 | 33.1 | 258 | 32.4 |
| 20代 | 45 | 5.5 | 45 | 7.9 | 32 | 7.6 | 18 | 4.1 | 42 | 6.0 | 45 | 5.6 |
| 合計 | 815 | 100 | 565 | 100 | 421 | 100 | 437 | 100 | 701 | 100 | 797 | 100 |

※ 60代以上

※ 1. 51年度は継続を含む。

③ 年度別・派遣形態別専門家派遣実績

| 年 | 前年よりの継続派遣 | | | | | | 新規派遣 | | | | | | 合計 | | | | | |
|----------|-----------|-------|-------|---------|-------|---------|-------|-------|-------|---------|-------|---------|-------|-------|-------|---------|-------|---------|
| | 短期 | | 長期 | | 合計 | | 短期 | | 長期 | | 合計 | | 短期 | | 長期 | | 合計 | |
| | 人数 | 延月数 | 人数 | 延月数 | 人数 | 延月数 | 人数 | 延月数 | 人数 | 延月数 | 人数 | 延月数 | 人数 | 延月数 | 人数 | 延月数 | 人数 | 延月数 |
| 5 1 | 107 | 127.9 | 257 | 2,382.5 | 364 | 2,510.4 | 332 | 303.3 | 119 | 626.8 | 451 | 990.1 | 439 | 481.2 | 376 | 3,009.3 | 815 | 3,440.5 |
| 5 2 | 57 | 99.1 | 271 | 2,671.1 | 328 | 2,770.2 | 281 | 455.7 | 164 | 1,183.1 | 565 | 1,538.8 | 433 | 554.8 | 455 | 3,804.2 | 893 | 4,359.0 |
| 5 3 | 35 | 58.4 | 351 | 3,428.3 | 386 | 3,486.7 | 241 | 844.6 | 180 | 1,210.4 | 421 | 1,555.0 | 276 | 403.0 | 531 | 4,638.7 | 807 | 5,041.7 |
| 5 4 | 16 | 30.2 | 366 | 3,543.6 | 402 | 3,573.8 | 286 | 303.7 | 151 | 763.5 | 437 | 1,067.2 | 302 | 333.9 | 537 | 4,307.1 | 839 | 4,641.0 |
| 5 5 | 50 | 60.2 | 363 | 3,268.5 | 413 | 3,328.7 | 501 | 492.4 | 200 | 1,041.0 | 701 | 1,533.4 | 551 | 552.6 | 563 | 4,309.5 | 1,114 | 4,862.1 |
| 5 6 | 72 | 93.6 | 384 | 3,755.0 | 455 | 3,848.6 | 582 | 537.7 | 215 | 1,501.7 | 797 | 2,099.4 | 654 | 691.3 | 959 | 5,256.7 | 1,253 | 5,948.0 |
| 構成比 | 15.8 | | 84.2 | | 100 | | 73.0 | | 27.0 | | 100 | | 52.2 | | 47.8 | | 100 | |
| 対前年比 | 144.0 | 155.5 | 105.8 | 114.9 | 110.4 | 115.6 | 116.2 | 121.4 | 107.5 | 144.3 | 113.7 | 136.9 | 118.9 | 125.1 | 106.4 | 1,219.3 | 112.5 | 122.3 |
| 5 7 (見込) | 26 | 52.0 | 450 | 3,744.3 | 475 | 3,796.3 | 373 | 592.2 | 202 | 1,639.7 | 575 | 2,281.9 | 399 | 644.2 | 652 | 5,484.0 | 1,051 | 6,078.2 |
| 対前年増減 | -46 | -41.6 | +66 | -10.7 | +20 | -52.3 | -209 | -5.5 | -13 | +188 | -222 | +182.5 | -255 | -47.1 | +53 | +177.3 | -202 | +130.2 |
| 構成比 | 5.5 | | 94.5 | | 100 | | 64.9 | | 35.1 | | 100 | | 38.0 | | 62.0 | | 100 | |
| 対前年比 | 36.1 | 55.6 | 117.2 | 99.7 | 104.4 | 98.6 | 64.1 | 99.1 | 94.0 | 112.5 | 72.1 | 108.7 | 61.0 | 93.2 | 108.8 | 103.4 | 83.9 | 102.2 |

④ 昭和56年度継続・新規派遣専門家地域別事業実績

| 地域 | 前年度よりの継続数 | | | | | | 新規派遣数 | | | | | |
|---------|-----------|------|-----|---------|-----|---------|-------|-------|-----|---------|-----|---------|
| | 短期 | | 長期 | | 合計 | | 短期 | | 長期 | | 合計 | |
| | 人数 | 延月数 | 人数 | 延月数 | 人数 | 延月数 | 人数 | 延月数 | 人数 | 延月数 | 人数 | 延月数 |
| アジア地域 | 32 | 63.1 | 131 | 1,273.2 | 163 | 1,336.3 | 319 | 315.6 | 94 | 643.1 | 413 | 958.7 |
| 中近東地域 | 4 | 2.9 | 49 | 475.1 | 53 | 478.0 | 55 | 50.8 | 18 | 130.6 | 73 | 181.4 |
| アフリカ地域 | 12 | 10.8 | 65 | 594.4 | 77 | 605.2 | 19 | 22.0 | 34 | 235.2 | 53 | 257.2 |
| 中南米地域 | 18 | 13.6 | 76 | 766.3 | 94 | 779.9 | 95 | 121.2 | 46 | 311.8 | 141 | 483.0 |
| オセアニア地域 | 0 | 0 | 18 | 189.6 | 18 | 189.6 | 6 | 10.7 | 5 | 35.6 | 11 | 46.8 |
| その他地域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0.4 | 0 | 0 | 1 | 0.4 |
| 国際機関 | 6 | 3.2 | 45 | 456.4 | 51 | 459.6 | 87 | 77.0 | 18 | 145.4 | 105 | 222.4 |
| 合計 | 72 | 93.6 | 384 | 3,755.0 | 456 | 3,848.6 | 582 | 597.7 | 215 | 1,501.7 | 797 | 2,099.4 |

⑤ 専門家派遣数の推移（新規）

| 地域 | 54年度 | | | 55年度 | | | 56年度 | | | 57年度見込 | | |
|---------|------|-----|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|--------|-----|-----|
| | 短期 | 長期 | 計 | 短期 | 長期 | 計 | 短期 | 長期 | 計 | 短期 | 長期 | 計 |
| アジア地域 | 148 | 55 | 203 | 246 | 64 | 310 | 319 | 94 | 413 | 265 | 81 | 346 |
| 中近東地域 | 33 | 17 | 50 | 73 | 34 | 107 | 55 | 18 | 73 | 32 | 27 | 59 |
| アフリカ地域 | 13 | 24 | 37 | 25 | 24 | 49 | 19 | 34 | 53 | 13 | 20 | 33 |
| 中南米地域 | 45 | 30 | 75 | 95 | 47 | 142 | 95 | 46 | 141 | 36 | 40 | 76 |
| オセアニア地域 | 1 | 3 | 4 | 3 | 11 | 14 | 6 | 5 | 11 | 2 | 8 | 10 |
| 国際機関 | 46 | 22 | 68 | 59 | 20 | 79 | 87 | 18 | 105 | 25 | 26 | 51 |
| その他 | | | | | | | 1 | | 1 | | | |
| 計 | 286 | 151 | 437 | 501 | 200 | 701 | 582 | 215 | 797 | 373 | 202 | 575 |

⑥ 昭和56年度個別専門家地域別・国別・月別派遣実績

| 地域名 | 55年度 以上の 継続者 | 56年度新規出発者数 | | | | | | | | | | | | 56年度帰国者数 | | | | | | | | | | | | 57年度 への 継続者数 | | | |
|---------|--------------------|------------|----|----|----|----|-----|----|-----|----|----|----|----|----------|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|--------------------|-----|-----|-----|
| | | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 計 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | | 3 | 計 | |
| アジア地域 | 短期 | 27 | 24 | 18 | 40 | 23 | 29 | 62 | 29 | 23 | 1 | 20 | 23 | 319 | 27 | 33 | 11 | 29 | 27 | 38 | 39 | 44 | 16 | 10 | 21 | 337 | 14 | | |
| | 長期 | 131 | 11 | 9 | 7 | 14 | 5 | 9 | 9 | 12 | 4 | 1 | 6 | 94 | 6 | 1 | 5 | 6 | 3 | 5 | 5 | 3 | 1 | 3 | 8 | 51 | 174 | | |
| | 計 | 163 | 38 | 33 | 25 | 47 | 37 | 34 | 71 | 38 | 35 | 5 | 21 | 29 | 413 | 33 | 34 | 16 | 35 | 30 | 38 | 44 | 49 | 50 | 17 | 13 | 29 | 388 | |
| 中近東地域 | 短期 | 4 | 7 | 0 | 5 | 1 | 5 | 14 | 2 | 9 | 7 | 4 | 0 | 1 | 55 | 5 | 5 | 1 | 3 | 4 | 10 | 6 | 2 | 10 | 11 | 0 | 1 | 58 | 1 |
| | 長期 | 49 | 1 | 3 | 5 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 18 | 1 | 0 | 5 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 | 8 | 1 | 4 | 25 | 42 |
| | 計 | 53 | 8 | 3 | 10 | 2 | 6 | 15 | 2 | 10 | 9 | 5 | 1 | 2 | 73 | 6 | 5 | 6 | 4 | 4 | 11 | 7 | 3 | 12 | 19 | 1 | 5 | 83 | 43 |
| アフリカ地域 | 短期 | 12 | 0 | 0 | 0 | 5 | 4 | 5 | 0 | 1 | 0 | 0 | 4 | 19 | 8 | 3 | 1 | 0 | 3 | 2 | 7 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 27 | 4 | |
| | 長期 | 65 | 1 | 2 | 5 | 3 | 9 | 2 | 4 | 4 | 1 | 1 | 0 | 2 | 84 | 6 | 2 | 3 | 3 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 25 | 74 |
| | 計 | 77 | 1 | 2 | 5 | 8 | 13 | 7 | 4 | 5 | 1 | 1 | 0 | 6 | 53 | 14 | 5 | 4 | 3 | 4 | 4 | 8 | 3 | 2 | 1 | 2 | 2 | 52 | 78 |
| 中南米地域 | 短期 | 18 | 4 | 11 | 10 | 2 | 19 | 14 | 10 | 6 | 3 | 5 | 5 | 6 | 95 | 16 | 5 | 13 | 3 | 5 | 21 | 3 | 17 | 13 | 0 | 6 | 5 | 167 | 6 |
| | 長期 | 76 | 6 | 4 | 2 | 3 | 8 | 1 | 6 | 11 | 0 | 2 | 0 | 3 | 46 | 1 | 4 | 2 | 1 | 1 | 0 | 3 | 3 | 5 | 2 | 1 | 9 | 32 | 90 |
| | 計 | 94 | 10 | 15 | 12 | 5 | 27 | 15 | 16 | 17 | 3 | 7 | 5 | 9 | 141 | 17 | 9 | 15 | 4 | 6 | 21 | 6 | 20 | 18 | 2 | 7 | 14 | 139 | 96 |
| オセアニア地域 | 短期 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 5 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 |
| | 長期 | 18 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 5 | 18 |
| | 計 | 18 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 5 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 11 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 6 | 0 | 0 | 1 | 11 | 18 |
| その他の地域 | 短期 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| | 長期 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 国際機関 | 短期 | 6 | 2 | 3 | 2 | 10 | 15 | 9 | 12 | 5 | 12 | 17 | 0 | 0 | 87 | 5 | 3 | 3 | 4 | 14 | 13 | 14 | 3 | 9 | 14 | 10 | 0 | 92 | 1 |
| | 長期 | 45 | 3 | 3 | 1 | 3 | 2 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 18 | 3 | 1 | 0 | 0 | 1 | 3 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 11 | 52 |
| | 計 | 51 | 5 | 6 | 3 | 13 | 17 | 11 | 12 | 7 | 14 | 17 | 0 | 0 | 105 | 8 | 4 | 3 | 4 | 15 | 16 | 15 | 3 | 10 | 15 | 10 | 0 | 103 | 53 |
| 合計 | 短期 | 72 | 40 | 38 | 35 | 58 | 66 | 71 | 92 | 51 | 45 | 27 | 25 | 34 | 582 | 61 | 49 | 29 | 39 | 53 | 79 | 69 | 70 | 85 | 41 | 26 | 27 | 628 | 26 |
| | 長期 | 384 | 24 | 21 | 20 | 18 | 34 | 11 | 19 | 27 | 17 | 10 | 2 | 12 | 215 | 17 | 8 | 16 | 11 | 7 | 11 | 12 | 10 | 13 | 13 | 7 | 24 | 149 | 450 |
| | 計 | 456 | 64 | 59 | 55 | 76 | 100 | 82 | 111 | 78 | 62 | 37 | 27 | 46 | 797 | 78 | 57 | 45 | 50 | 60 | 90 | 81 | 80 | 98 | 54 | 33 | 51 | 777 | 476 |

⑦ 昭和56年度専門家派遣専門家赴任時所属先区分(56.4.1～56.3.31 派遣者)

| 地域 長短区分 身分 | アジア | | 中近東 | | アフリカ | | 中南米 | | オセアニア | | その他 | | 国際機関 | | 計 | | 身分別割合(%) | | | | | | |
|------------------|-----|----|-----|----|------|----|-----|----|-------|-----|-----|----|------|----|----|----|----------|-----|-----|-----|------|------|------|
| | 短期 | 長期 | 短期 | 長期 | 短期 | 長期 | 短期 | 長期 | 短期 | 長期 | 短期 | 長期 | 短期 | 長期 | 短期 | 長期 | 短期 | 長期 | | | | | |
| 国家公務員 | 156 | 26 | 182 | 25 | 44 | 29 | 2 | 1 | 3 | 59 | 1 | 2 | | | 45 | 7 | 52 | 282 | 45 | 327 | 48.5 | 20.9 | 41.0 |
| 地方公務員 | 14 | 6 | 20 | | 2 | 2 | | 1 | | 1 | | | | | 2 | | 2 | 17 | 10 | 27 | 2.9 | 4.7 | 3.4 |
| 公社・公団 特殊法人 | 61 | 22 | 83 | 7 | 55 | 12 | 8 | 12 | 20 | 10 | 16 | 26 | 1 | 1 | 17 | 2 | 19 | 103 | 58 | 161 | 17.7 | 27.0 | 20.2 |
| 民間 | 66 | 24 | 90 | 18 | 4 | 22 | 8 | 10 | 18 | 7 | 35 | 7 | 1 | 1 | 19 | 5 | 24 | 145 | 52 | 197 | 24.9 | 24.2 | 24.7 |
| 自営 | 3 | | 3 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | | | | | | 2 | | 2 | 6 | 1 | 7 | 1.0 | 0.5 | 0.9 |
| JICA 特別嘱託 | 2 | | 2 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 4 | | | | | | | 6 | 3 | 9 | 1.0 | 1.4 | 1.1 |
| 無職 | 16 | 16 | 32 | 5 | 2 | 7 | | 16 | 7 | 16 | 16 | 1 | 1 | | 2 | 4 | 6 | 23 | 46 | 69 | 4.0 | 21.3 | 8.7 |
| 合計 | 318 | 94 | 412 | 56 | 18 | 74 | 19 | 84 | 58 | 141 | 6 | 11 | 1 | 1 | 87 | 18 | 105 | 582 | 215 | 797 | 100 | 100 | 100 |

⑧ 年度別・業種別・個別専門家派遣実績

| 業 種 年 度 | 計 | 農 | 水 | 建 | 電 | 鉄 | 軽 | 化 | 公 | 運 | 郵 | 厚 | 原 | 経 | 教 | 行 | そ |
|------------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|
| | | 業 | 産 | 設 | 工 | 業 | 工 | 学 | 益 | 輸 | 政 | 生 | 子 | 営 | 育 | 政 | の |
| 30年度 | 28 | 18 | 2 | 7 | | | 6 | | | | | | | | | | |
| 31 " | 32 | 5 | 12 | 1 | | | 7 | | | 1 | | | | | | | 6 |
| 32 " | 50 | 15 | 16 | 6 | | 2 | 8 | | | | | | | | 1 | | 2 |
| 33 " | 45 | 19 | 7 | 2 | | 4 | 9 | | | 1 | | 2 | | | 1 | | |
| 34 " | 78 | 29 | 8 | 2 | | 1 | 15 | | | 1 | 6 | 6 | | | 5 | 1 | 4 |
| 35 " | 139 | 34 | 14 | 7 | 1 | 5 | 16 | 2 | 3 | 8 | 22 | 16 | | | 8 | 1 | 2 |
| 36 " | 109 | 23 | 13 | 15 | 1 | 5 | 9 | 1 | 4 | 5 | 9 | 21 | | | 2 | | 1 |
| 37 " | 96 | 30 | 2 | 6 | 2 | 8 | 8 | | 3 | 6 | 9 | 16 | | | 6 | | |
| 38 " | 107 | 25 | 2 | 8 | 1 | 16 | 9 | | 1 | 3 | 16 | 14 | | | 10 | | 2 |
| 39 " | 93 | 22 | 2 | 15 | 1 | 7 | 6 | 1 | | 6 | 17 | 3 | | 1 | 5 | | 7 |
| 40 " | 157 | 22 | 7 | 15 | 2 | 19 | 28 | | 6 | 8 | 20 | 21 | | 1 | 3 | 1 | 4 |
| 41 " | 137 | 44 | 7 | 19 | 1 | 14 | 3 | 2 | 6 | 13 | 17 | 6 | | | 2 | | 3 |
| 42 " | 207 | 36 | 11 | 36 | 4 | 24 | 21 | | 7 | 22 | 26 | | | | 7 | 4 | 9 |
| 43 " | 217 | 46 | 22 | 23 | 5 | 17 | 12 | | 20 | 21 | 24 | 1 | | 5 | 11 | 7 | 3 |
| 44 " | 264 | 53 | 41 | 45 | 7 | 15 | 14 | | 18 | 15 | 32 | | | | 6 | 4 | 14 |
| 45 " | 259 | 30 | 23 | 38 | 2 | 6 | 13 | | 16 | 33 | 31 | 1 | | | 15 | 16 | 35 |
| 46 " | 303 | 31 | 24 | 51 | 10 | 30 | 3 | | 18 | 34 | 48 | | | | 12 | 17 | 25 |
| 47 " | 318 | 52 | 36 | 40 | 16 | 10 | 3 | | 19 | 44 | 36 | | | 3 | 18 | 13 | 28 |
| 48 " | 337 | 55 | 34 | 51 | 10 | 17 | 11 | 5 | 17 | 47 | 38 | | | 2 | 1 | 6 | 43 |
| 49 " | 301 | 30 | 37 | 40 | 33 | 20 | 4 | 1 | 41 | 27 | 31 | 3 | 2 | 2 | 5 | 13 | 12 |
| 50 " | 369 | 33 | 51 | 75 | 21 | 11 | 1 | 4 | 37 | 28 | 67 | 3 | | 5 | 10 | 16 | 7 |
| 51 " | 450 | 53 | 51 | 46 | 12 | 21 | 2 | 12 | 27 | 26 | 60 | 4 | 1 | 37 | 35 | 58 | 5 |
| 52 " | 555 | 76 | 58 | 94 | 9 | 32 | 10 | 14 | 24 | 51 | 86 | 16 | 1 | 4 | 26 | 49 | 5 |
| 53 " | 421 | 35 | 42 | 78 | 34 | 23 | 12 | 5 | 11 | 29 | 62 | | 1 | 3 | 32 | 51 | 3 |
| 54 " | 437 | 68 | 47 | 63 | 21 | 28 | 12 | 2 | 11 | 36 | 57 | 10 | 1 | 11 | 31 | 36 | 3 |
| 55 " | 701 | 88 | 56 | 94 | 44 | 27 | 17 | 13 | 27 | 66 | 86 | 20 | 5 | 31 | 21 | 94 | 12 |
| 30～合計 | 6,210 | 967 | 625 | 877 | 237 | 362 | 259 | 62 | 316 | 531 | 800 | 168 | 11 | 105 | 273 | 387 | 235 |

昭和57年8月31日現在(単位:人)

| 業種 年度 | 計 | 計画・行政 | | 公共・公益事業 | | | | 農林・水産 | | | | 鉱工業 | | エネルギー | 商業・観光 | | 人的資源 | 科学的・文化 | 保健医療 | 社会福祉 | その他 | |
|----------|-----|-------|----|---------|------|------|-------|-------|----|----|----|-----|----|-------|-------|----|------|--------|------|------|-----|--|
| | | 開発計画 | 行政 | 公益事業 | 運輸交通 | 社会基盤 | 通信・放送 | 農業 | 畜産 | 林業 | 水産 | 鉱業 | 工業 | | 商業貿易 | 観光 | | | | | | |
| 56年度 | 797 | 37 | 62 | 28 | 137 | 91 | 89 | 88 | 9 | 20 | 48 | 25 | 67 | 12 | 29 | 2 | 34 | 7 | 9 | 4 | 4 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※ 56年度より分類方法変更

⑨ 昭和56年度国家公務員所属省庁別専門家派遣実績（新規専門家）

| 地域 | 長短期区分 | 合計人数 | 総理府 | | | | 法務省 | 外務省 | 大蔵省 | | 文部省 | | 厚生省 | 農水省 | | | 通産省 | | 運輸省 | | 郵政省 | 労働省 | 建設省 |
|---------|-------|------|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | 警察庁 | 北関東庁 | 経企庁 | 国土庁 | | | 科技厅 | 大蔵省 | 会計検査院 | 文部省 | | 大学 | 農水省 | 林野庁 | 水産庁 | 通産省 | 特許庁 | 運輸省 | | | |
| アジア地域 | 短期 | 156 | 8 | | | | 18 | 2 | 1 | 4 | 3 | 4 | 4 | 11 | 7 | | 10 | 3 | 5 | 5 | 3 | | 40 |
| | 長期計 | 26 | 2 | 1 | | | 18 | 2 | 1 | 3 | 6 | 1 | 9 | 1 | 1 | | 3 | 3 | 3 | 3 | | 3 | 43 |
| 中近東地域 | 短期 | 25 | | | | | | | | 1 | 12 | 2 | | | | 5 | | | | | | | 2 |
| | 長期計 | 4 | | | | | | | | 1 | 12 | 2 | | | | 1 | | 6 | | | | | 3 |
| アフリカ地域 | 短期 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | 1 |
| | 長期計 | 1 | | | | | | | | 1 | 1 | | | | | | | | | | 1 | | 1 |
| 中南米地域 | 短期 | 53 | | | | | 1 | | 3 | 2 | 1 | 4 | 1 | 1 | 1 | 3 | 5 | | 9 | | | | 22 |
| | 長期計 | 6 | | | | | 1 | | 3 | 2 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | 9 | | | | 1 |
| オセアニア地域 | 短期 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| | 長期計 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| その他地域 | 短期 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 |
| | 長期計 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 国際機関 | 短期 | 45 | | | | | | | | | 15 | 7 | 3 | | | 2 | 3 | | 6 | 1 | | | 9 |
| | 長期計 | 7 | | | | | | | | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | 1 | 1 | | | 1 |
| 合計 | 短期 | 282 | 8 | 3 | 1 | 2 | 19 | 2 | 4 | 6 | 5 | 68 | 7 | 15 | 7 | 5 | 23 | 3 | 17 | 11 | 5 | 2 | 74 |
| | 長期計 | 45 | 3 | 3 | 1 | 4 | 19 | 2 | 4 | 1 | 11 | 1 | 11 | 1 | 2 | 1 | 2 | 3 | 8 | 3 | 1 | 1 | 8 |
| 合計 | | 327 | 8 | 3 | 1 | 2 | 19 | 2 | 4 | 6 | 6 | 74 | 8 | 26 | 9 | 6 | 25 | 3 | 20 | 11 | 6 | 2 | 82 |

(4) D A C 諸国の経済協力

① D A C 諸国の経済協力実績 (総額)

(支出総額)

| 国名 | 1970-72 平均 | | 1975 | | 1976 | | 1977 | | 1978 | | 1979 | | 1980 | |
|----------------------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|
| | 100万 ドル | GNP比 % | 100万 ドル | GNP比 % | 100万 ドル | GNP比 % | 100万 ドル | GNP比 % | 100万 ドル | GNP比 % | 100万 ドル | GNP比 % | 100万 ドル | GNP比 % |
| Australia | 468 | 1.19 | 636 | 0.75 | 519 | 0.56 | 597 | 0.63 | 710 | 0.66 | 870 | 0.73 | 872 | 0.63 |
| Austria | 100 | 0.59 | 184 | 0.49 | 383 | 0.94 | 494 | 1.03 | 489 | 0.84 | 247 | 0.36 | 245 | 0.32 |
| Belgium | 345 | 1.15 | 867 | 1.36 | 1 222 | 1.83 | 1 304 | 1.61 | 2 794 | 2.85 | 2 290 | 2.03 | 2 882 | 2.43 |
| Canada | 845 | 0.90 | 2 041 | 1.26 | 2 512 | 1.29 | 2 416 | 1.22 | 2 193 | 1.09 | 2 445 | 1.10 | 2 755 | 1.12 |
| Denmark | 119 | 0.66 | 275 | 0.78 | 485 | 1.26 | 451 | 1.05 | 714 | 1.38 | 747 | 1.25 | 786 | 1.22 |
| Finland | 35 | 0.29 | 89 | 0.32 | 66 | 0.23 | 70 | 0.23 | 134 | 0.40 | 177 | 0.43 | 196 | 0.40 |
| France | 1 847 | 1.10 | 3 944 | 1.17 | 5 316 | 1.53 | 5 212 | 1.37 | 7 929 | 1.67 | 8 685 | 1.52 | 11 522 | 1.77 |
| Germany | 1 719 | 0.78 | 4 962 | 1.18 | 5 323 | 1.24 | 6 084 | 1.18 | 7 561 | 1.18 | 7 289 | 0.95 | 10 584 | 1.28 |
| Italy | 748 | 0.72 | 1 625 | 0.95 | 1 476 | 0.87 | 2 001 | 1.02 | 3 243 | 1.24 | 4 055 | 1.25 | 3 999 | 1.01 |
| Japan | 2 230 | 0.91 | 2 880 | 0.57 | 4 003 | 0.71 | 5 355 | 0.80 | 10 704 | 1.11 | 7 556 | 0.75 | 6 766 | 0.65 |
| Netherlands | 529 | 1.38 | 1 259 | 1.56 | 1 735 | 1.97 | 2 081 | 1.97 | 2 692 | 2.06 | 1 948 | 1.29 | 2 313 | 1.46 |
| New Zealand | 27 | 0.37 | 73 | 0.59 | 60 | 0.46 | 76 | 0.56 | 84 | 0.52 | 84 | 0.42 | 106 | 0.48 |
| Norway | 62 | 0.48 | 273 | 0.98 | 462 | 1.49 | 547 | 1.53 | 632 | 1.60 | 754 | 1.64 | 853 | 1.49 |
| Sweden | 249 | 0.69 | 752 | 1.09 | 1 134 | 1.53 | 1 555 | 1.98 | 1 338 | 1.53 | 1 206 | 1.19 | 1 837 | 1.51 |
| Switzerland | 186 | 0.74 | 701 | 1.25 | 1 350 | 2.31 | 3 928 | 6.20 | 3 727 | 4.24 | 4 999 | 5.05 | 2 698 | 2.60 |
| United Kingdom | 1 411 | 1.00 | 6 579 | 2.83 | 8 055 | 3.59 | 7 075 | 2.83 | 9 866 | 3.12 | 13 671 | 3.33 | 12 795 | 2.43 |
| United States | 6 902 | 0.64 | 17 684 | 1.16 | 12 370 | 0.72 | 12 433 | 0.66 | 16 170 | 0.76 | 18 674 | 0.79 | 13 852 | 0.53 |
| D A C 諸国合計 | 17 823 | 0.78 | 44 824 | 1.17 | 46 672 | 1.12 | 51 859 | 1.10 | 70 980 | 1.25 | 75 697 | 1.17 | 75 061 | 1.04 |

(支出総額)

② D A C 諸国の政府開発援助 (O D A) 実績

| 国名 | 1970-72 平均 | | 1975 | | 1976 | | 1977 | | 1978 | | 1979 | | 1980 | |
|----------------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|
| | 100万 ドル | GNP比 % | 100万 ドル | GNP比 % | 100万 ドル | GNP比 % | 100万 ドル | GNP比 % | 100万 ドル | GNP比 % | 100万 ドル | GNP比 % | 100万 ドル | GNP比 % |
| Australia | 236 | 0.60 | 552 | 0.65 | 377 | 0.41 | 400 | 0.42 | 588 | 0.55 | 620 | 0.52 | 657 | 0.48 |
| Austria | 14 | 0.08 | 79 | 0.21 | 50 | 0.12 | 108 | 0.22 | 154 | 0.27 | 127 | 0.19 | 173 | 0.22 |
| Belgium | 153 | 0.51 | 378 | 0.59 | 340 | 0.51 | 371 | 0.46 | 536 | 0.55 | 631 | 0.56 | 581 | 0.49 |
| Canada | 398 | 0.42 | 880 | 0.54 | 887 | 0.46 | 991 | 0.50 | 1060 | 0.52 | 1026 | 0.46 | 1036 | 0.42 |
| Denmark | 76 | 0.42 | 205 | 0.58 | 214 | 0.56 | 258 | 0.60 | 388 | 0.75 | 448 | 0.75 | 468 | 0.72 |
| Finland | 13 | 0.11 | 48 | 0.18 | 51 | 0.17 | 49 | 0.16 | 55 | 0.16 | 86 | 0.21 | 106 | 0.22 |
| France | 1122 | 0.67 | 2093 | 0.62 | 2146 | 0.62 | 2267 | 0.60 | 2705 | 0.57 | 3370 | 0.59 | 4053 | 0.62 |
| Germany | 714 | 0.32 | 1689 | 0.40 | 1593 | 0.36 | 1717 | 0.33 | 2347 | 0.37 | 3350 | 0.44 | 3517 | 0.43 |
| Italy | 144 | 0.14 | 182 | 0.11 | 226 | 0.13 | 198 | 0.10 | 376 | 0.14 | 273 | 0.08 | 672 | 0.17 |
| Japan | 527 | 0.21 | 1148 | 0.23 | 1105 | 0.20 | 1424 | 0.21 | 2215 | 0.23 | 2637 | 0.26 | 3304 | 0.32 |
| Netherlands | 240 | 0.63 | 608 | 0.75 | 728 | 0.83 | 908 | 0.86 | 1074 | 0.82 | 1404 | 0.93 | 1577 | 0.99 |
| New Zealand | 17 | 0.24 | 66 | 0.52 | 53 | 0.41 | 53 | 0.39 | 55 | 0.34 | 67 | 0.33 | 71 | 0.32 |
| Norway | 47 | 0.36 | 184 | 0.66 | 218 | 0.70 | 295 | 0.83 | 355 | 0.90 | 429 | 0.93 | 473 | 0.82 |
| Sweden | 158 | 0.44 | 566 | 0.82 | 608 | 0.82 | 779 | 0.99 | 783 | 0.90 | 956 | 0.94 | 923 | 0.76 |
| Switzerland | 41 | 0.16 | 104 | 0.19 | 112 | 0.19 | 119 | 0.19 | 173 | 0.20 | 207 | 0.21 | 246 | 0.24 |
| United Kingdom | 595 | 0.42 | 904 | 0.39 | 885 | 0.39 | 1114 | 0.45 | 1465 | 0.46 | 2105 | 0.51 | 1781 | 0.34 |
| United States | 3408 | 0.32 | 4161 | 0.27 | 4360 | 0.26 | 4682 | 0.25 | 5663 | 0.27 | 4684 | 0.20 | 7138 | 0.27 |
| D A C 諸国合計 | 7903 | 0.35 | 13846 | 0.36 | 13953 | 0.33 | 15733 | 0.33 | 19992 | 0.35 | 22420 | 0.35 | 26776 | 0.37 |

③ D A C 諸国の技術協力実績

① 1980年におけるD A C 諸国の二国間技術協力実績

支出ベース

| | Australia | Austria | Belgium | Canada | Denmark | Finland | France | Germany | Italy | Japan | Nether-lands | New-Zealand | Norway | Sweden | Switzer-land | United Kingdom | United States |
|----------------------------|------------------|---------|---------|--------|---------|-------------------|--------|---------|-------|-------|--------------|-------------|--------|--------|--------------|----------------|---------------|
| I. 二国間政府ベース支出額 (100万ドル) | 53.6 | 42.0 | 225.9 | 99.2 | 105.2 | 32.6 | 1796.3 | 990.7 | 55.4 | 277.8 | 317.6 | 26.5 | 42.3 | 108.8 | 34.2 | 505.5 | 714.0 |
| 留学生・研修員受入 | 21.0 | 20.7 | 40.0 | 8.9 | 8.7 | 3.0 | 107.7 | 107.7 | 14.8 | 63.4 | 10.9 | 3.5 | 5.0 | - | 5.5 | 113.8 | - |
| 留学生 | 10.6 | 20.1 | 32.4 | .. | 8.7 | 0.6 | 26.2 | 26.2 | 5.9 | 13.6 | 9.2 | 2.8 | .. | - | 2.5 | 82.2 | - |
| 研修員 | 10.4 | 0.6 | 7.6 | .. | - | 2.4 | 81.5 | 81.5 | 8.9 | 49.8 | 1.8 | 1.2 | .. | - | 3.0 | 31.6 | - |
| 専門家・協力関係者 | 24.8 | 7.6 | 174.5 | (47.6) | 21.4 | 5.0 | 296.1 | 296.1 | 22.9 | 125.2 | 71.3 | 9.1 | .. | 21.1 | 28.7 | 187.0 | - |
| 専門家 | 24.6 | 4.8 | 169.0 | 29.6 | .. | 4.9 | 251.5 | 251.5 | .. | 114.1 | 56.0 | 8.8 | .. | 20.0 | 26.3 | 180.9 | - |
| 協力者 | 0.2 | 2.8 | 5.5 | (16.0) | .. | 0.1 | 44.6 | 44.6 | .. | 11.1 | 15.3 | 0.2 | .. | 1.1 | 2.4 | 6.1 | - |
| 機材 | 0.5 | 0.2 | .. | .. | .. | 24.5 ^a | .. | 280.4 | 12.8 | 35.7 | .. | .. | .. | (17.0) | .. | .. | .. |
| 基礎研究支出 | 5.3 | 1.6 | 5.1 | 32.7 | 2.3 | - | .. | 44.0 | 3.2 | 9.2 | 10.9 | 7.4 | 1.5 | 9.1 | .. | 31.1 | .. |
| 文化・社会関係 | 0.1 | 7.6 | 4.1 | .. | .. | - | .. | 197.1 | 0.7 | 4.7 | 1.0 | .. | 1.1 | 4.3 | .. | 31.2 | .. |
| その他 | 1.9 | 4.3 | 2.2 | (10.0) | 72.8 | - | .. | 65.4 | 1.0 | 39.5 | 233.5 | 6.5 | 34.7 | 57.2 | .. | 140.7 | .. |
| II. 留学生・研修員(人数ベース) | 3,393 | 5,351 | 3,258 | 1,723 | 556 | 394 | .. | 38,414 | 2,077 | 9,342 | 1,256 | 992 | 1,260 | .. | 832 | 15,507 | .. |
| 内女性 | 490 ^a | .. | 231 | (122) | 117 | 43 | .. | .. | .. | .. | .. | 275 | 223 | .. | 42 | .. | .. |
| 留学生 | 1,948 | 4,316 | 1,720 | 1,671 | 556 | 63 | .. | 7,939 | 813 | 1,312 | 1,012 | 800 | 627 | .. | 361 | 11,339 | .. |
| 研修員 | 1,593 | (4,316) | 1,674 | 915 | 426 | 60 | .. | 7,703 | .. | 1,271 | .. | 572 | 293 | .. | 230 | (6,107) | .. |
| 研修員 | 153 | .. | 46 | 214 | 49 | .. | .. | 450 | .. | 36 | 1,012 | 30 | 209 | .. | 93 | 746 | .. |
| 第三国留学 | 202 | .. | .. | 542 | 81 | 3 | .. | 276 | .. | .. | .. | 198 | 125 | .. | 38 | 486 | .. |
| 研修員 | 1,445 | 1,035 | 1,528 | 52 | .. | 331 | .. | 30,475 | 1,264 | 8,030 | 244 | 192 | 133 | .. | 471 | 4,168 | .. |
| 研修員 | 923 | 1,035 | 1,086 | 52 | .. | 236 | .. | 15,431 | .. | 7,975 | .. | .. | 166 | .. | 337 | 4,108 | .. |
| 研修員 | 353 | .. | 452 | .. | .. | 29 | .. | 10,947 | .. | .. | .. | .. | 196 | .. | 109 | .. | .. |
| 第三国研修 | 359 | .. | .. | .. | .. | 66 | .. | 4,097 | .. | 55 | .. | .. | 289 | .. | 23 | .. | .. |
| III. 技術協力人数合計(人数) | 1,356 | 555 | 3,022 | 2,057 | 1,045 | 117 | .. | 5,850 | 1,597 | 8,215 | 2,963 | 608 | 433 | 510 | 1,060 | 7,614 | .. |
| 内女性 | .. | .. | 765 | .. | 57 | 10 | .. | .. | (487) | .. | .. | .. | .. | 54 | 256 | .. | .. |
| 専門家 | 1,230 | 304 | 2,089 | 794 | 665 | 110 | .. | 4,303 | 878 | 7,139 | 2,366 | 510 | 308 | 452 | 703 | 6,511 | .. |
| 協力者 | 126 | 251 | 933 | 1,263 | 380 | 7 | .. | 1,547 | 719 | 1,076 | 597 | 98 | 125 | 28 | 357 | 1,105 | .. |

㊦ D A C 諸国の技術協力経費実績

二国間技術協力実績 (1970. 1975~1980年)

100 万ドル

| | 1970 | 1975 | 1976 | 1977 | 1978 | 1979 | 1980 |
|----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| Australia | 12.9 | 98.3 | 66.6 | 40.2 | 48.2 | 41.9 | 53.6 |
| Austria | 2.7 | 9.3 | 23.5 | 25.0 | 31.1 | 37.1 | 42.0 |
| Belgium | 51.3 | 153.2 | 142.8 | 151.5 | 190.1 | 214.6 | 225.9 |
| Canada | 41.2 | 60.1 | 66.3 | 57.2 | 54.7 | 49.7 | 99.2 |
| Denmark | 11.7 | 28.8 | 32.0 | 42.6 | 68.5 | 76.9 | 105.2 |
| Finland | .. | 10.0 | 10.9 | 10.2 | 13.4 | 29.7 | 32.6 |
| France | 438.2 | 987.1 | 1 051.6 | 1 090.2 | 1 389.5 | 1 676.8 | 1 825.1 |
| Germany | 190.1 | 469.4 | 442.3 | 520.5 | 682.7 | 836.6 | 990.7 |
| Italy | 14.6 | 36.8 | 32.7 | 38.1 | 40.9 | 49.3 | 55.4 |
| Japan | 21.6 | 87.2 | 108.1 | 147.8 | 221.2 | 241.9 | 277.8 |
| Netherlands | 38.5 | 113.2 | 178.9 | 198.2 | 234.6 | 289.1 | 327.6 |
| New Zealand | .. | 14.6 | 15.4 | 14.5 | 16.0 | 18.1 | 26.5 |
| Norway | 4.3 | 19.2 | 25.7 | 28.4 | 34.5 | 37.9 | 42.3 |
| Sweden | 20.6 | 42.5 | 48.7 | 73.0 | 87.2 | 89.6 | 108.8 |
| Switzerland | 2.1 | 4.0 | 4.7 | 4.0 | 6.1 | 8.0 | 34.2 |
| United Kingdom | 109.3 | 213.9 | 230.0 | 221.0 | 294.0 | 393.5 | 505.5 |
| United States | 578.0 | 580.0 | 407.0 | 404.0 | 367.0 | 594.0 | 724.0 |
| D A C 諸国合計 | 1 537.0 | 2 927.6 | 2 887.2 | 3 066.4 | 3 779.7 | 4 684.7 | 5 476.4 |
| EEC | 14.1 | 21.0 | 216.3 | 192.7 | 337.1 | 488.5 | .. |

㊧ (専門家・協力隊)

専門家及び協力隊派遣実績 (1970. 1975~1980年)

人数

| | 1970 | 1975 | 1976 | 1977 | 1978 | 1979 | 1980 |
|----------------------|--------|---------|--------|--------|--------|----------|-------|
| Australia | 1 024 | 4 159 | 2 915 | 1 331 | 1 204 | 1 270 | 1 356 |
| Austria | 288 | 475 | 615 | 578 | 571 | 545 | 555 |
| Belgium | 3 199 | 3 162 | 2 979 | 2 747 | 2 836 | 3 036 | 3 022 |
| Canada | 3 080 | 2 159 | 2 289 | 1 661 | 986 | 2 978 | 2 057 |
| Denmark | 774 | 1 012 | 979 | 620 | 1 037 | 1 035 | 1 045 |
| Finland | 98 | 233 | 213 | 191 | 176 | 74 | 117 |
| France | 38 122 | 32 327 | 29 721 | 29 269 | 27 068 | (23 136) | .. |
| Germany | 6 344 | 6 847 | 5 729 | 6 355 | 6 470 | 6 697 | 5 850 |
| Italy | 1 507 | 1 658 | 1 421 | 1 429 | 1 512 | 1 693 | 1 597 |
| Japan | 2 629 | 4 211 | 4 989 | 5 425 | 6 610 | 6 673 | 8 215 |
| Netherlands | 1 177 | 2 752 | 3 234 | 3 491 | 3 319 | 3 572 | 2 963 |
| New Zealand | .. | (1 160) | 147 | 667 | 869 | 583 | 608 |
| Norway | 505 | 504 | 513 | 515 | 512 | 509 | 433 |
| Sweden | 658 | 751 | 645 | 644 | 568 | 520 | 510 |
| Switzerland | 729 | 874 | 833 | 950 | 985 | 976 | 1 060 |
| United Kingdom | 17 354 | 11 747 | 11 220 | 10 266 | 9 519 | 8 765 | 7 614 |
| United States | 22 417 | .. | .. | .. | .. | .. | .. |
| EEC | 1 128 | 131 | 12 | 284 | 405 | 42 | .. |

㊦ 留学生及び研修員受入

人数

| | 1970 | 1975 | 1976 | 1977 | 1978 | 1979 | 1980 |
|----------------------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| Australia | 2 769 | 3 980 | 3 995 | 3 756 | 3 642 | 3 112 | 3 393 |
| Austria | 367 | 3 686 | 3 866 | 4 073 | 4 294 | 4 005 | 5 351 |
| Belgium | 3 258 | 7 890 | 8 506 | 5 321 | 5 808 | 6 391 | 3 258 |
| Canada | 2 757 | 2 734 | 1 686 | .. | 1 927 | 1 762 | 1 723 |
| Denmark | 383 | 362 | 323 | 387 | 455 | 507 | 556 |
| Finland | 66 | 228 | 191 | 228 | 295 | 148 | 394 |
| France | 14 191 | 15 806 | 15 112 | 16 942 | 17 520 | 18 718 | .. |
| Germany | 19 646 | 20 743 | 27 869 | 28 690 | 31 237 | 33 260 | 38 414 |
| Italy | 1 512 | 2 315 | 2 208 | 2 179 | 1 876 | 1 988 | 2 077 |
| Japan | 3 675 | 6 700 | 6 353 | 6 862 | 7 726 | 9 197 | 9 342 |
| Netherlands | 1 209 | 3 624 | 1 961 | 1 767 | 1 152 | 1 296 | 1 256 |
| New Zealand | .. | (1 200) | 1 226 | 600 | 1 264 | 979 | 992 |
| Norway | 276 | 384 | 509 | 612 | 844 | 1 100 | 1 260 |
| Sweden | 1 315 | 47 | 42 | 39 | 7 | 2 | - |
| Switzerland | 743 | 806 | 855 | 896 | 975 | 847 | 832 |
| United Kingdom | 12 056 | 14 779 | 16 050 | 15 282 | 15 483 | 17 434 | 15 507 |
| United States | 18 272 | .. | .. | .. | 6 734 | 7 967 | .. |
| EEC | 2 357 | 9 654 | 12 844 | 3 443 | 3 730 | 5 147 | .. |

⑤ わが国の経済協力（総括表）

① わが国の経済協力実績

（支出純額、単位：百万ドル）

| | 1976年 | | 1977年 | | 1978年 | | 1979年 | | 1980年 | |
|---------------------------|----------------------|------------------|------------------------|------------------|------------------------|------------------|----------------------|-----------------|----------------------|------------------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 援助総額 （対GNP比） | 4,002.6 (0.72) | 100.0 | 5,534.9 (0.80) | 100.0 | 10,703.5 (1.10) | 100.0 | 7,555.6 (0.75) | 100.0 | 6,765.9 (0.65) | 100.0 |
| I 政府開発援助 (ODA) （対GNP比） | 1,104.9 (0.20) | 27.6 | 1,424.4 (0.21) | 25.7 | 2,215.4 (0.23) | 20.7 | 2,637.5 (0.26) | 34.9 | 3,303.7 (0.32) | 48.8 |
| 1. 二国間贈与 | 184.9 | 4.6 | 236.7 | 4.3 | 383.4 | 3.6 | 560.2 | 7.4 | 652.6 | 9.6 |
| 技術協力 | { 108.1 | { 2.7 | { 147.8 | { 2.7 | { 221.2 | { 2.1 | { 241.9 | { 3.2 | { 277.8 | { 4.1 |
| 無償資金協力 | { 76.8 | { 1.9 | { 88.8 | { 1.6 | { 162.2 | { 1.5 | { 318.3 | { 4.2 | { 374.8 | { 5.5 |
| 2. 二国間政府貸付 | 568.1 | 14.2 | 662.6 | 12.0 | 1,147.6 | 10.7 | 1,361.0 | 18.0 | 1,308.2 | 19.3 |
| 3. 国際機関への出資・出等 | 352.0 | 8.8 | 525.2 | 9.5 | 684.4 | 6.4 | 716.3 | 9.5 | 1,342.9 | 19.8 |
| II その他政府資金協力 （OOF） | 1,333.4 | 33.3 | 1,622.6 | 29.3 | 2,152.6 | 20.1 | 210.1 | 2.8 | 1,478.0 | 21.8 |
| 4. 輸出信用（1年超） | 471.0 | 11.8 | 1,081.6 | 19.5 | 1,286.5 | 12.0 | 235.1 | 3.1 | 822.9 | 12.2 |
| 5. 直接投資金総額 | 776.6 | 19.4 | 417.4 | 7.5 | 703.8 | 6.6 | 675.4 | 8.9 | 767.0 | 11.3 |
| 6. 国際機関に対する融資等 | 85.6 | 2.1 | 123.6 | 2.2 | 162.4 | 1.5 | 230.2 | 3.0 | 111.9 | 1.7 |
| III 民間ベース協力（PF） | 1,564.3 | 39.1 | 2,487.9 | 44.9 | 6,335.5 | 59.2 | 4,708.0 | 62.3 | 1,984.2 | 29.3 |
| 7. 輸出信用（1年超） | 319.0 | 8.0 | 913.8 | 16.5 | 412.1 | 3.9 | 642.5 | 8.5 | 73.7 | 1.1 |
| 8. 直接投資等（証券投資、対外貸付を含む） | 1,184.1 | 29.6 | 1,223.6 | 22.1 | 5,014.5 | 46.8 | 3,405.8 | 44.9 | 1,566.3 | 23.1 |
| 9. 国際機関に対する融資等 | 45.0 | 1.1 | 332.2 | 6.0 | 890.1 | 8.3 | 640.7 | 8.5 | 317.8 | 4.7 |
| 10. 非営利団体による贈与 | 16.2 | 0.4 | 18.3 | 0.3 | 18.9 | 0.2 | 19.0 | 0.3 | 26.4 | 0.4 |
| 備考 輸出信用計 直接投資等計 | { 790.0 { 1,960.9 | { 19.7 { 49.0 | { 1,985.4 { 1,641.0 | { 36.1 { 29.6 | { 1,698.6 { 5,718.2 | { 15.9 { 53.4 | { 407.5 { 4,081.2 | { 5.4 { 54.0 | { 896.6 { 2,333.3 | { 13.5 { 34.5 |

（注）1. 参考の「輸出信用計」は、その他政府資金の項の輸出信用（1年超）と、民間資金の項の輸出信用（1年超）との合計である。同様に「直接投資等計」は、直接投資金総額と直接投資等との合計である。

2. 各項目の数値は、増減処理が行われた結果、合計が「計」欄の数値と一致しないことがある。

（出所）DAC資料。

② わが国の国又は地域別経済協力実績(1980年)
地域別合計表

(支出純額, 単位: 百万ドル)

| 地域名 | 形 態 | | 政 府 開 発 援 助 | | | | その他政府資金及び民間資金の流れ | | | 総 合 計 | | 1960~1980年 累 計 |
|---------|-------------|-----|-------------|--------|----------|------------|------------------|----------|----------|------------|-------|-------------------|
| | 無償資金 協 助 | 貸 付 | 与 | | 合計 | 構成比 (%) | 直接投資等 | 輸出信用 | 合計 | 構成比 (%) | | |
| | | | 無償資金 | 技術協力 | | | | | | | | |
| 7 | 257.78 | — | 138.14 | 395.92 | 986.59 | 1,382.51 | 70.5 | 893.74 | 459.37 | 1,353.11 | 52.7 | 23,266.42 |
| 北東アジア | — | — | 10.81 | 10.81 | 70.88 | 81.69 | 4.2 | 243.86 | 470.12 | 713.98 | 15.3 | 6,754.16 |
| 東南アジア | 122.42 | — | 101.07 | 223.49 | 637.44 | 860.93 | 43.9 | 637.85 | △ 1.70 | 636.15 | 28.8 | 13,622.06 |
| 南西アジア | 130.38 | — | 19.82 | 150.20 | 284.73 | 434.93 | 22.2 | 12.03 | △ 9.05 | 2.98 | 8.4 | 2,741.01 |
| その他 | 4.98 | — | 6.44 | 11.42 | △ 6.46 | 4.96 | 0.3 | — | — | — | 0.1 | 149.19 |
| 中 近 東 | 30.56 | — | 24.11 | 54.67 | 148.94 | 203.61 | 10.4 | 125.59 | 600.27 | 725.86 | 17.9 | 7,573.78 |
| 7 フ リ カ | 54.43 | — | 31.93 | 86.36 | 136.55 | 222.91 | 11.4 | 284.84 | △ 19.61 | 265.23 | 9.4 | 3,714.41 |
| 中 南 米 | 25.50 | — | 55.28 | 80.78 | 37.69 | 118.47 | 6.0 | 863.10 | △ 101.38 | 761.72 | 17.0 | 12,730.19 |
| 大 洋 州 | 6.34 | — | 4.46 | 10.80 | 0.78 | 11.58 | 0.6 | △ 0.24 | △ 0.25 | △ 0.49 | 0.2 | 255.27 |
| 欧 州 | 0.01 | — | 0.86 | 0.87 | △ 2.33 | △ 1.46 | △ 0.1 | 166.25 | △ 41.83 | 124.42 | 2.4 | 1,826.57 |
| 分類不能 | 0.18 | — | 23.00 | 23.18 | — | 23.18 | 1.2 | — | — | — | 0.4 | 193.43 |
| 合 計 | 374.80 | — | 277.78 | 652.58 | 1,308.22 | 1,960.80 | 100.0 | 2,333.28 | 896.57 | 3,229.85 | 100.0 | 49,560.07 |

(注) 1. 四捨五入の関係で構成比の合計は必ずしも100%にならないこともある。

2. 「—」印は契機なし, 「*」印は単位未満, 「△」印は回復超過を示す。

3. 分類不能とは, 各地域にまたがる国連団の派遣, 留学生世話団体等への補助金, JICAなどの技術協力業務に関連した管理費など地域分類が不可能なものが該当している。

③ わが国の技術協力実績(1980年)

(単位:千ドル,人)

| 地域 | 合計 | アフリカ | | 中近東 | | アジア | | オセアニア | | 南米 | | 大洋州 | その他 分類不詳 |
|----------------|------------------|----------------|----------------|--------------|------------------|------------------|----------------|------------------|--------------|----------------|--------------|-----------|-------------|
| | | アフリカ | | 中近東 | | アジア | | オセアニア | | 南米 | | | |
| | | サハラ以南 | 北アフリカ | 中東 | 西アジア | 東南アジア | 南西アジア | 中南米 | 南米 | | | | |
| 技術協力総経費 | 277,776 | 31,644 | 31,936 | 24,103 | 138,144 | 109,428 | 24,561 | 189,428 | 12,809 | 41,994 | 4,459 | 865 | 22,996 |
| 内 J I C A | 196,984 | 26,948 | 27,102 | 18,363 | 96,965 | 77,229 | 19,112 | 196,965 | 10,175 | 31,613 | 3,572 | 18 | 9,051 |
| J I C A 概算比(%) | 70.9 | 85.2 | 84.9 | 76.2 | 70.2 | 70.6 | 77.8 | 70.2 | 79.4 | 75.3 | 80.1 | 2.1 | 39.4 |
| 留学生受入れ | 13,573 | 291 | 291 | 1,051 | 9,707 | 8,325 | 1,325 | 9,707 | 355 | 1,885 | 1 | 284 | 0 |
| 研修員受入れ | 50,064 | 2,763 | 2,763 | 5,465 | 29,508 | 22,546 | 6,847 | 29,508 | 3,661 | 7,501 | 724 | 140 | 302 |
| 専門家派遣 | 49,312 | 5,458 | 5,458 | 6,333 | 25,954 | 3,563 | 3,563 | 25,954 | 1,608 | 8,117 | 891 | 238 | 556 |
| 調査団派遣 | 64,971 | 10,483 | 10,483 | 5,778 | 32,616 | 27,615 | 4,401 | 32,616 | 3,808 | 10,253 | 1,099 | 6 | 521 |
| 協力隊派遣 | 11,121 | 4,853 | 4,853 | 1,111 | 3,555 | 2,198 | 1,357 | 3,555 | 790 | 445 | 367 | 0 | 0 |
| 研究協力 | 9,154 | 283 | 283 | 38 | 5,147 | 4,026 | 1,109 | 5,147 | 530 | 2,553 | 0 | 5 | 469 |
| 教材提供 | 35,778 | 3,405 | 3,405 | 2,664 | 20,788 | 16,701 | 4,081 | 20,788 | 909 | 6,853 | 1,059 | 45 | 54 |
| その他の | 43,803 | 4,108 | 4,108 | 1,663 | 10,871 | 5,944 | 1,878 | 10,871 | 1,147 | 4,387 | 317 | 147 | 21,094 |
| 留学生・研修員(人数) | 9,342 (3,861) | 435 (253) | 435 (253) | 927 (492) | 6,060 (2,170) | 4,841 (1,541) | 1,198 (621) | 6,060 (2,170) | 450 (328) | 1,300 (555) | 114 (61) | 52 (1) | 4 (1) |
| 留学生受入れ | 1,312 | 24 | 24 | 93 | 876 | 751 | 120 | 876 | 34 | 261 | 0 | 24 | 0 |
| 研修員受入れ | 8,030 (3,861) | 411 (253) | 411 (253) | 834 (492) | 5,184 (2,170) | 4,090 (1,541) | 1,078 (621) | 5,184 (2,170) | 416 (326) | 1,039 (555) | 114 (61) | 28 (1) | 4 (1) |
| 派遣専門家等(人数) | 8,215 (6,087) | 1,089 (964) | 1,126 (998) | 737 (557) | 4,517 (3,206) | 3,639 (2,571) | 717 (531) | 4,517 (3,206) | 391 (305) | 1,010 (777) | 216 (185) | 12 (0) | 107 (15) |
| 専門家派遣 | 2,883 (2,170) | 194 (180) | 194 (180) | 255 (225) | 1,817 (1,281) | 1,586 (1,110) | 214 (169) | 1,817 (1,281) | 114 (95) | 390 (342) | 53 (41) | 11 (0) | 27 (3) |
| 調査団派遣 | 4,256 (2,841) | 424 (347) | 461 (347) | 361 (221) | 2,366 (1,591) | 1,846 (1,254) | 376 (235) | 2,366 (1,591) | 202 (139) | 573 (388) | 125 (106) | 1 (0) | 80 (12) |
| 協力隊派遣 | 1,076 (1,076) | 471 (471) | 471 (471) | 111 (111) | 334 (334) | 207 (207) | 127 (127) | 334 (334) | 75 (75) | 47 (47) | 38 (38) | 0 (0) | 0 (0) |

- (注) 1. 人数欄の()内は国際協力事業団(JICA)実績分である。
 2. アジア、アフリカ、中南米地域については、小地域に区分できない区分不能分がある。
 3. 四捨五入の関係で、内訳の計が必ずしも合計に一致しないことがある。
 (出所) DAC資料。

(6) NHK国際放送の受信について

NHKの国際放送ラジオ日本

ラジオ日本はNHKが、海外向けに短波で行っているわが国唯一の国際放送です。

1935年(昭和10年)の放送開始以来、すでに46年の歴史をもつ世界の代表的な国際放送の一つとして、国際間の相互理解や、国際親善の推進、諸外国との文化の交流に大きな役割を果たしています。

また、ラジオ日本は、海外に住む、あるいは長期間海外を旅行する日本人にとっては懐かしい故国とを結ぶ太いきづなであり、毎日の貴重な情報源ともなっています。

現在、ラジオ日本は一日のべ37時間、21種類の言語を使ってニュース、解説、日本紹介、日本語講座、スポーツ、音楽、娯楽などの番組を放送しています。

ラジオ日本の放送はその目的と内容から次の二つに分けられます。

(1) 一般向け放送

全世界を対象に、毎正時から英語、日本語各15分ずつ(1日3回、グリニッジ標準時12:00、19:00、23:00は各30分ずつ)1日24回、合計13時間30分、放送しています。主な編成内容はニュースや解説などの報道番組です。

従って海外にいる日本人は時と所に関係なく日本からの最新のニュースを日本語で大きくことができます。

また、年6回の大相撲や春夏の甲子園高校野球の決勝戦の実況、紅白歌合戦の模様なども生中継でお楽しみいただけます。

一方、ラジオ日本の放送は外国に対してわが国をありのままに伝え、日本に対する正しい理解の促進に役立てることが大切な使命です。そのため、さまざまな国内の問題、国際問題に対する日本の政策、公的見解、世論の動向などを正しくお伝えしていますが、一般の聴取者はもちろん、外国の報道機関からも公正、正確、迅速といった面で高い評価と信頼を得ています。

なお、ラジオ日本では1979年10月1日から1日2回(グリニッジ標準時07:00~07:30、22:00~22:30)一般向け放送をポルトガルのシネスから

ヨーロッパおよび中東にむけて中継放送を実施しています。受信状況は非常に良好で、当該地域の在留邦人をはじめ関係者に大変よろこばれています。

一般向け放送の日本語番組は「ニュース」「解説」「時の話題」「スポーツだより」「話題を追って」「週間の動き」のほかに「東京レポート」や「日本ところどころ」があります。

「東京レポート」(グリニッジ標準時月曜日から土曜日まで12:40, 19:40, 23:40, 放送)

国際社会や日本の政治経済の動きを出来るだけわかりやすく、迅速に、お伝えする番組です。話題の人物のインタビュー、あるいは若者の流行や街の風俗のあれこれも紹介していきます。

「日本ところどころ」(グリニッジ標準時日曜日12:40, 19:40, 23:40, 放送)

日本各地の動きや話題を紹介します。その地方ならではの自慢話やユニークな話題、昔懐かしいお祭りや伝統行事のあれこれなどを日本各地のNHK放送局で制作し、お届けします。

ラジオ日本の日本語放送を毎日お聞きいただければ、日本で暮らしている時よりも日本通になるといわれています。

なお、一般向け放送では1日6回、アジア関係のニュースを選んで編集した「アジアニュース」を英語で放送しています。

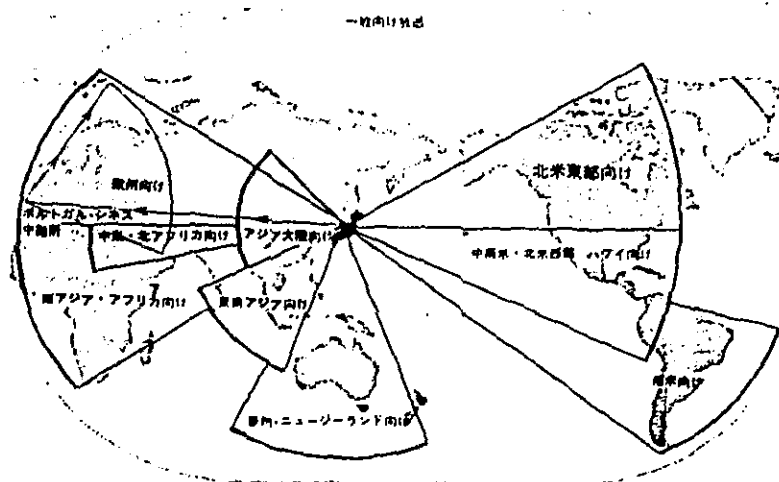
また「豪州・ニュージーランド向け」の英語放送時間帯と「アジア大陸向け」「東南アジア向け」の中国語放送時間帯の一部に「やさしい日本語週間ニュース」が新設されました。これらの地域における日本語に対する関心の増大、日本語を勉強中の聴取者の要望にこたえたもので1週間の日本国内のおもなニュースをできるだけやさしい日本語で伝えるものです。豪州・ニュージーランドや中国と関係のある国内の話題は積極的に取り上げています。

(2) 地域向け放送

「欧州向け」「アジア大陸向け」「北米東部向け」など特定の地域を対象にした放送で、それぞれの地域、対象国の政治、経済、宗教、言語、習慣、日本との関係などを十分考慮に入れた番組を編成しています。地域向け放送は現在9方向あり、21の言語で1日のべ23時間30分放送しています。

地域向け放送の場合は、電波を対象地域に指向性を持たせて発射していますが、それ以外の地域でも受信できることがあります。

地域向け放送は、対象地域に関連の深い、いわばローカル・ニュースも多く放送しています。



海外にお出かけの際は短波受信機を用意されることをおすすめします。

周波数は季節ごとに変りますから、お出かけの前に返信用切手（60円）を同封のうえNHK国際局編成部までにご請求ください。

発行 〒150 東京都渋谷区神南2-2-1

NHK国際局編成部

ラジオ日本 放送時間・使用語一覧

| | 放送時間 | | | 使用語 |
|---|-------------------|-----------------|--|--|
| | 00:00~00:30 | 08:00~09:00 | ※16:00~16:30 | |
| 一般向け放送 日本時間 (※※ポルトガル・シ ネスから欧州・中東向 けに中継) | 01:00~01:30 | 09:00~09:30 | 17:00~17:30 | 英 日 本 語 |
| | 02:00~02:30 | 10:00~10:30 | 18:00~18:30 | |
| | 03:00~03:30 | 11:00~11:30 | 19:00~19:30 | |
| | 04:00~05:30 | 12:00~12:30 | 20:00~20:30 | |
| | 05:00~05:30 | 13:00~13:30 | 21:00~22:30 | |
| | 06:00~06:30 | 14:00~14:30 | 22:00~22:30 | |
| | ※※07:00~07:30 | 15:00~15:30 | 23:00~23:30 | |
| | 07:30~08:00 | | | |
| 地域向け放送 | 放送時間 | | 現地時間 | 使用語(分) |
| | 日本時間 | G M T | ※自は日本時間の前日 | |
| 中東・北アフリカ向け | 04:45~6:15 | 19:45~21:15 | チュニス ※ 20:45~22:15 | アラビア語(4) 英語(4) フランス語(4) |
| | | | カイロ ※ 21:45~23:15 | |
| バグダッド ※ 22:45~00:15 | | | | |
| テヘラン ※ 23:45~01:15 | | | | |
| 北米東部向け | 08:45~09:45 | 23:45~00:45 | シカゴ ※ 17:45~18:45 | 英 語(60) |
| | | | ニューヨーク } ワシントン } オタワ } | |
| 中南米・北米西部・ハ ワイ向け | 10:00~12:00 | 01:00~03:00 | サンフランシスコ } ※ 17:00~19:00 | 日 本 語(4) 英 語(60) ス ペ イ ン 語(4) |
| | | | バンクーバー } | |
| | | | メキシコシティ ※ 19:00~21:00 | |
| | | | パナマ・リマ ※ 20:00~22:00 | |
| | | | サンチアゴ ※ 21:00~23:00 | |
| ホノルル ※ 15:00~17:00 | | | | |
| 欧州向け | (I) 15:30~17:30 | 06:30~08:30 | ロンドン 06:30~08:30 | スウェーデン語(19) イタリア語(19) ドイツ語(4) フランス語(4) 英 語(4) |
| | | | パリ } ボローマ } ストックホルム } | |
| | (II) 03:00~04:30 | 18:00~19:30 | ロンドン ※ 18:00~19:30 | |
| | | | ボローマ ※ 19:00~20:30 モスクワ ※ 21:00~22:30 | |
| 南米向け | 18:00~20:00 | 09:00~11:00 | ブエノスアイレス } ブラジリア } | 日 本 語(4) ポルトガル語(4) ス ペ イ ン 語(4) |
| | | | | |
| 豪州・ニュージーラ ンド向け | 18:30~19:30 | 09:30~10:30 | シドニー 19:30~20:30 ウェリントン 21:30~22:30 | 英 語(60) |
| アジア大陸向け(I) ・東南アジア向け(I) | 19:45~20:45 | 10:45~11:45 | 台北 北東 18:45~19:45 | 中 国 語(60) |
| アジア大陸向け | (II) 21:30~23:00 | 12:30~14:00 | タシケント 18:30~20:00 | ロシヤ語(4) 中 国 語(60) |
| | | | イルクーツク } 北京・上海 } ハバロフスク } ウラジオストク } | |
| | (III) 18:00~18:45 | 09:00~09:45 | 平ソウル 18:00~18:45 | |
| | | | (IV) 06:45~07:30 | |
| 東南アジア向け | (II) 19:45~21:15 | 10:45~12:15 | ジャカルタ 17:45~19:15 | インドネシア語(4) 英 語(4) マレー語(4) |
| | | | クアラルンプル 18:15~19:45 | |
| | | | マニラ 18:45~20:15 | |
| | (III) 21:00~00:30 | 12:00~15:30 | ラングーン 18:30~22:00 | ビルマ語(4) ベトナム語(4) インドネシア語(4) |
| | | | バンコク } ジャカルタ } ハノイ } シンガポール } マニラ } 台北 北東 } | |
| (IV) 08:00~08:30 | 23:00~23:30 | ハノイ 06:00~06:30 | ベトナム語(4) | |
| 南アジア・アフリカ 向け | 23:30~02:30 | 14:30~17:30 | アクラ 14:30~17:30 | ベンガル語(4) ヒンディ語(4) ウルドゥ語(4) スワヒリ語(4) 英 語(4) フ ラ ン ス 語(4) |
| | | | ブラザビル 15:30~18:30 | |
| | | | プレトリア 16:30~19:30 | |
| | | | ナイロビ 17:30~20:30 | |
| | | | カラチ 19:30~22:30 | |
| | | | コロンボ } ニューデリー } | |
| | | | ダッカ 20:30~23:30 | |

(南米向け5月~8月は放送時間80分繰り下げ)

ラジオ日本をきくには

ラジオ日本は短波による国際放送です。受信するには、あらかじめ次の点をご承知おきください。

〈短波ラジオの選び方〉

海外放送受信用としての短波ラジオはポータブル型と通信型の二つに分けることができます。

ポータブル型はその名の示すとおり、小型で携帯に便利であり、価格もそう高いものではありません。一方、通信型は高性能ですが、大型で価格の方も相当高くなります。

① 〈高感度・高選択度・高安定度〉

遠くからの微弱な電波をキャッチするのですから、短波ラジオは感度の高いことが要求されます。また、短波は5 kHzごとにならんでおり、その上、放送だけでなく各種の電波が乱れ飛んでラッシュアワーなみの混雑のなかから、一つの電波をつかまえるのですから高選択度が必要となります。それに電波の性質上、周波数が高くなるほど不安定となりますから、落ち着いて海外放送を楽しむためには高安定度のラジオでなければなりません。

② チューニング

中波の放送とちがって、短波による国際放送の受信状態はいつも安定しているとは限りません。電波伝搬の障害や混信にしばしばなやまされますし、受信する地点、時間、季節などにより受信状況は大きくかわります。

ダイヤルはあくまでも慎重にゆっくり、しかも根気よくあわせてください。ただし、最近のボタン式のデジタル表示のあるラジオなら、チューニングはずっと簡単です。

③ 22,000 kHz まで受信できるもの

普通のポータブル型ラジオは短波帯が3,900~12,000kHzのものがあります。これでは短波帯の半分しかきけませんから、できれば22,000kHzまで受信範囲になっているラジオをお選びください。

以上の3点が国際放送受信用ラジオを選ぶ最も重要なポイントといえます。

〈アンテナ〉

アンテナはラジオ日本をきく場所やその時の空中状態など、いろいろ条件が

日本で市販されている主な短波受信機一覧（価格10万円位までで国際放送の受信に適しているもの）

1980年10月現在

| メーカー | 機 類 | 短波周波数帯 (kHz) | 重 量 (kg) | 価 格 (円) | 周波数表示その他 |
|-------|-----------|-----------------|-------------|------------|---------------------|
| ソ ニ ー | ICF-2001 | 1,600～30,000 | 1.9 | 49,800 | デジタル表示ボタン選局 |
| 〃 | ICF-6800 | 1,600～30,000 | 5.0 | 79,800 | デジタル表示 |
| 〃 | ICF-6800W | 1,600～30,000 | 5.8 | 99,800 | デジタル表示 A C電源切替可能 |
| 〃 | ICF-7600 | 3,900～15,500 | 0.6 | 21,800 | アナログ表示 |
| 松 下 | RF-2600 | 3,900～28,000 | 3.6 | 47,800 | デジタル表示 |
| 〃 | RJK-4800D | 1,600～30,000 | 9.0 | 99,800 | 〃 |
| 〃 | RF-4900LB | 1,600～30,000 | 8.0 | 108,000 | 〃 |
| 八 電 州 | FRG-7700 | 1,600～30,000 | 6.0 | 89,800 | 〃 |
| ト リ オ | R-1000 | 1,600～30,000 | 5.5 | 89,000 | 〃 |

異なりますので一概に必要なか不必要かはいえません。

昔は短波放送をきくには屋外アンテナが絶対必要とされていましたが、受信機の性能が飛躍的に向上した現在、日本から比較的近い距離にあるアジア地域や、欧州、中東地域でのシネスからの中継放送などは、受信機内蔵のロッドアンテナをいっぱい伸ばすだけでも十分実用になります。鉄筋コンクリートの住宅の場合は、ロッドアンテナを外に出した方が効果的ですし、高い階になればなるほど受信条件はよくなります。

しかし、日本から遠く離れた所で受信する場合はどうしても屋外アンテナが必要になります。

ただ、ここで気をつけたいのは、アンテナを立てれば受信機の感度は向上しますが、混信している場合は、混信電波に対する感度も向上して、かえってききづらくなることがあるということです。つまり、余計な電波も受信してしまうわけで、アンテナを立てる立てないは、ある程度の試行錯誤が必要です。

ひとくちにアンテナといっても、いろいろ種類がありますが、原理はみな同じです。ここでは簡易型アンテナをあげておきます。

これはロッドアンテナを延長したようなもので、5～6メートルのビニール線をベランダや軒下に水平に張り、受信機のアンテナ端子につなぎます。アン

テナ端子がなければ、ロッドアンテナの先からませてもかまいません。木造家屋なら、鴨居にそって張りめぐらすこともできます。これだけでも、ロッドアンテナだけのときより格段に感度が向上する場合があります。

〈短波のコンディションと周波数の変更〉

短波のコンディションは電離層の変化により変わります。そして電離層は、時刻、季節、太陽活動の盛衰で変化します。

短波は電離層と地球の表面との間を何回も往復反射して、遠く地球の裏側まで伝わっていきますが、この電波の反射鏡ともいべき電離層は、太陽黒点の増減、季節の変化、昼夜の別などにより絶えず変動するため、これに対応して周波数を変えないと、電波はうまく目的地に伝わらなくなります。だからといって各国がそれぞれ勝手に周波数を変更しますとお互いに混信をおこして収拾がつかなくなってしまう。そこで、ITU（国際電気通信連合）では混信による共倒れを防止するため、周波数の切り替え期日を毎年3月、5月、9月および11月の、それぞれ第1日曜日の午前1時（グリニッジ標準時）に行うことを国際的に決め、現在では各国ともこれによって切り替えを実施しています。

なお、いままで良好な状態で聞こえていた周波数の使用を中止することがありますが、これはその周波数が間もなく状態が悪くなることを見越して変更するものです。

(7) 開発途上国基礎指標

アジア地域

(資料出所) 1980 World Bank Atlas
世界の国一覧(※)
OECD資料

| 国名 | LLDC | 人口(千人) | | 面積 (1,000Km ²) | GNP総額市場価格 (100万US\$) | | 1人当りGNP(US\$) | | 人口 1970-78 | 成長率(%) 1人当りGNP 1970-78 | 年平均インフレ率(%) | |
|---------|------|---------|---------|-------------------------------|-------------------------|---------|---------------|--------|---------------|------------------------------|-------------|---------|
| | | 1978 | 1979 | | 1979 | 1979 | 1978 | 1979 | | | 1960-70 | 1970-79 |
| パングラデシュ | ○ | 84,655 | 88,900 | 144 | 7,280 | 8,320 | 90 | 90 | 2.8 | -0.3 | 3.7 | 15.8 |
| ブータン | ○ | 1,240 | 1,300 | 47 | 90 | 110 | 80 | 80 | 2.2 | 0.0 | | |
| ビルマ | | 32,205 | 32,986 | 677 | 4,480 | 5,140 | 140 | 170 | 2.2 | 2.0 | 2.7 | 12.1 |
| カンボディア | | 8,559 | - | 181 | - | - | - | - | 2.5 | - | 3.8 | |
| 中国 | | 952,223 | 964,500 | 9,597 | 219,010 | - | 230 | 260 | 1.6 | - | | |
| インド | | 643,896 | 659,200 | 3,288 | 117,520 | 125,990 | 180 | 190 | 2.0 | 1.0 | 7.1 | 7.8 |
| インドネシア | | 135,993 | 142,900 | 1,919 | 45,780 | 52,200 | 340 | 380 | 1.8 | 4.9 | | 20.1 |
| 韓国 | | 37,800 | 37,265 | 98 | 48,000 | 55,930 | 1,310 | 1,480 | 2.0 | 7.8 | 17.5 | 19.5 |
| ラオス | ○ | 3,280 | 3,353 | 237 | - | - | - | - | 2.5 | (-9.0) | | |
| マレーシア | | 13,100 | 13,642 | 330 | 15,270 | 17,960 | 1,150 | 1,370 | 2.7 | 4.9 | -0.8 | 7.3 |
| モルデイブ | ○ | 145 | 149 | * 0.3 | 30 | 30 | 170 | 200 | 4.0 | -1.1 | | |
| モンゴル | | 1,576 | 1,622 | 1,565 | 1,100 | 1,270 | 700 | 780 | 3.0 | 3.1 | | |
| ネパール | ○ | 13,625 | 13,947 | 141 | 1,580 | 1,790 | 120 | 130 | 2.8 | 0.3 | 7.7 | 8.7 |
| パキスタン | | 76,078 | 79,700 | 804 | 18,250 | 20,990 | 240 | 260 | 2.9 | 1.5 | 3.3 | 13.9 |
| フィリピン | | 45,689 | 46,803 | 500 | 24,410 | 28,110 | 530 | 600 | 2.7 | 3.5 | 5.8 | 13.3 |
| シンガポール | | 2,334 | 2,363 | 1 | 7,600 | 9,050 | 3,260 | 3,830 | 1.5 | 7.2 | 1.1 | 5.5 |
| スリランカ | | 14,346 | 14,639 | 66 | 2,870 | 3,410 | 200 | 230 | 1.7 | 2.5 | 1.8 | 12.3 |
| タイ | | 44,517 | 45,486 | 514 | 23,390 | 26,920 | 530 | 590 | 2.8 | 4.6 | 1.8 | 9.5 |
| ヴェトナム | | 51,742 | 52,900 | 330 | - | - | - | - | 3.1 | - | | |
| ブルネイ | | 200 | 210 | *5.77 | 1,840 | 2,240 | 9,220 | 10,680 | 5.7 | 5.6 | | |
| 香港 | | 4,606 | 4,671 | 1 | 15,400 | 18,690 | 3,340 | 3,760 | 2.0 | 7.3 | 2.4 | 7.9 |

中近東地域

| 国名 | LLDC | 人口(出:千人) | | 面積 (1,000km ²) | GNP総額 (100万US\$) | | 1人当りGNP (US\$) | | 成長率(%) | | 年平均インフレ率(%) | |
|-----------|------|----------|--------|-------------------------------|---------------------|----------|----------------|--------|---------------|--------------------|-------------|---------|
| | | 1978 | 1979 | | 1978 | 1979(暫定) | 1978 | 1979 | 人口 1970-78 | 1人当りGNP 1970-79 | 1960-70 | 1970-79 |
| アフガニスタン | ○ | 14,616 | 15,500 | 648 | 2,290 | 2,590 | 160 | 170 | 2.2 | 1.6 | 11.9 | 4.4 |
| バハレーン | | 968 | 880 | 6* | 1,500 | 2,080 | 4,060 | 5,460 | 7.1 | 1.1 | | |
| エジプト | | 39,855 | 38,900 | 1,001 | 16,890 | 18,600 | 420 | 480 | 2.2 | 4.8 | 2.7 | 8.0 |
| イラン | | 35,831 | 36,869 | 1,648 | - | - | - | - | 3.0 | (3.3) | -0.5 | 23.7 |
| イラク | | 12,211 | 12,643 | 435 | 22,540 | 30,430 | 1,850 | 2,410 | 3.4 | 8.6 | 1.7 | 14.1 |
| イスラエル | | 3,692 | 3,768 | 21 | 19,760 | 15,710 | 3,730 | 4,150 | 2.8 | 2.2 | 6.2 | 34.3 |
| ジョルダン | | 3,100 | 3,087 | 98 | 2,370 | 2,630 | 1,100 | 1,180 | 3.3 | 4.3 | | |
| クウェイト | | 1,215 | 1,266 | 18 | 19,410 | 21,870 | 15,970 | 17,100 | 6.2 | 0.2 | 0.6 | 17.7 |
| レバノン | | 2,700 | 3,088 | 10 | - | - | - | - | 2.5 | (4.9) | 1.4 | |
| リビア | | 2,900 | 2,850 | 1,760 | 19,820 | 23,390 | 7,210 | 8,170 | 4.2 | -2.2 | 5.2 | 18.7 |
| モロッコ | | 18,914 | 19,531 | 447 | 12,890 | 14,460 | 680 | 740 | 2.9 | 3.1 | 2.0 | 7.3 |
| オマーン | | 889 | 865 | 212* | 2,340 | 2,570 | 2,790 | 2,970 | 3.2 | 2.1 | | |
| カタール | | 220 | 226 | 11* | 3,310 | 3,750 | 15,050 | 16,590 | 9.2 | -2.5 | | |
| サウディ・アラビア | | 8,600 | 8,495 | 2,150 | 54,200 | 62,640 | 6,590 | 7,280 | 3.5 | 7.6 | | 25.2 |
| スーダン | ○ | 17,376 | 17,885 | 2,506 | 5,900 | 6,630 | 340 | 370 | 2.7 | 2.3 | 3.7 | 6.8 |
| シリア | | 8,102 | 8,600 | 185* | 7,820 | 8,920 | 960 | 1,030 | 3.3 | 5.0 | 1.9 | 12.7 |
| チュニジア | | 6,075 | 6,225 | 164 | 6,010 | 6,950 | 990 | 1,120 | 2.1 | 5.9 | 3.7 | 7.5 |
| トルコ | | 43,144 | 44,260 | 781 | 53,890 | 58,760 | 1,250 | 1,330 | 2.5 | 3.2 | 5.6 | 24.6 |
| イエメン | ○ | 5,648 | 5,738 | 195 | 2,801 | 2,421 | 410 | 420 | 2.0 | 10.8 | | 17.8 |
| 南イエメン | ○ | 1,750 | 1,900 | 333 | 780 | 890 | 450 | 480 | 1.9 | 4.7 | | |
| アラブ首長国連邦 | | 811 | 833 | 84* | 12,180 | 12,990 | 15,020 | 15,590 | 15.4 | -1.4 | | |

アフリカ地域

| 国名 | LLDC | 人口(千人) | | 面積 (1,000Km ²) | GNP総額 (100万US\$) | | 市場価格 (100万US\$) | | 1人当りGNP (US\$) | | 成長率(%) | | 年平均インフレ率(%) | |
|---------|------|--------|--------|-------------------------------|---------------------|-------|--------------------|-------|----------------|------|---------------|--------------------|-------------|---------|
| | | 1978 | 1979 | | 1978 | 1979 | 1978 | 1979 | 1978 | 1979 | 人口 1970-79 | 1人当りGNP 1970-79 | 1970-79 | 1960-70 |
| ベナン | ○ | 3,323 | 3,427 | 113 | 740 | 860 | 220 | 250 | 2.9 | 1.8 | 1.9 | 9.2 | | |
| ボツワナ | ○ | 747 | 773 | 582* | 490 | 560 | 660 | 720 | 2.0 | 10.7 | 2.8 | 11.2 | | |
| ブルンディ | ○ | 3,948 | 4,022 | 28 | 650 | 720 | 160 | 180 | 2.2 | 1.2 | 4.2 | 10.3 | | |
| カメルーン | ○ | 8,058 | 8,248 | 475 | 3,950 | 4,610 | 490 | 560 | 2.2 | 3.1 | 2.1 | 9.1 | | |
| カボ・ヴェルデ | ○ | 310 | 310 | 4* | | 50 | | | | -1.9 | 4.1 | 7.9 | | |
| 中央アフリカ | ○ | 1,909 | 2,000 | 623 | 510 | 560 | 270 | 290 | 2.2 | 0.5 | 2.1 | 10.9 | | |
| チャード | ○ | 4,314 | 4,416 | 1,284 | 650 | 490 | 150 | 110 | 2.2 | -4.9 | 5.4 | 4.3 | | |
| コンゴ | ○ | 1,459 | 1,500 | 342 | 850 | 950 | 580 | 630 | 2.5 | 0.2 | 2.1 | 7.6 | | |
| エチオピア | ○ | 30,982 | 30,900 | 1,222 | 3,470 | 3,980 | 110 | 130 | 2.5 | 0.3 | 7.6 | 32.4 | | |
| ガボン | ○ | 684 | 645 | 268* | 2,130 | 2,640 | 3,370 | 3,280 | 1.1 | 1.9 | 1.5 | 13.5 | | |
| ガンビア | ○ | 571 | 590 | 11* | 100 | 160 | 180 | 260 | 3.1 | 3.9 | 2.5 | 4.4 | | |
| ガーナ | ○ | 10,969 | 11,327 | 239 | 4,160 | 4,540 | 380 | 400 | 3.1 | -2.4 | 1.5 | 9.4 | | |
| ギニア | ○ | 5,133 | 5,300 | 246 | 1,350 | 1,470 | 260 | 280 | 2.9 | 0.2 | 2.8 | 11.1 | | |
| 象牙海岸 | ○ | 8,200 | 8,076 | 322 | 7,460 | 8,560 | 950 | 1,060 | 5.8 | 1.4 | 1.5 | 11.6 | | |
| ケニア | ○ | 14,720 | 15,307 | 583 | 5,180 | 5,820 | 350 | 380 | 3.4 | 2.4 | 1.9 | 9.4 | | |
| レソト | ○ | 1,279 | 1,309 | 30 | 390 | 440 | 300 | 340 | 2.4 | 8.0 | 3.2 | 10.1 | | |
| リベリア | ○ | 1,742 | 1,802 | 111 | 790 | 890 | 460 | 500 | 3.4 | 0.7 | 2.4 | 9.1 | | |
| マダガスカル | ○ | 8,289 | 8,513 | 587 | 2,100 | 2,490 | 250 | 290 | 2.5 | -1.7 | 3.6 | 9.7 | | |
| マラウイ | ○ | 5,670 | 5,852 | 118 | 1,040 | 1,170 | 180 | 200 | 2.9 | 3.6 | 1.5 | 10.1 | | |
| マリ | ○ | 6,290 | 6,800 | 1,240 | 810 | 930 | 130 | 140 | 2.5 | 1.5 | 5.0 | 9.7 | | |
| モーリタニア | ○ | 1,544 | 1,600 | 1,031 | 420 | 510 | 270 | 320 | 2.7 | -0.4 | 1.6 | 10.1 | | |

アフリカ地域

| 国名 | LLDC | 人口 (単:千人) | | 面積 (1,000Km ²) | GNP総額 (100万US\$) | | 市場価格 (100万US\$) | | 1人当りGNP (US\$) | | 成長率 (%) | | 年平均インフレ率 (%) | |
|------------|------|-----------|--------|-------------------------------|------------------|--------|--------------------|------|----------------|--------------------|---------|---------|--------------|---------|
| | | 1978年 | 1979年 | | 1978 | 1979 | 1978 | 1979 | 人口 1970-78 | 1人当りGNP 1970-79 | 1970-79 | 1970-79 | 1960-70 | 1970-79 |
| モーリシャス | | 918 | 940 | 2* | 850 | 970 | 920 | 960 | 1.8 | 5.9 | | | | |
| ニジェール | ○ | 5,001 | 5,200 | 1,267 | 1,180 | 1,410 | 240 | 270 | 2.8 | 0.6 | | | 2.1 | 10.8 |
| ナイジェリア | | 80,563 | 82,600 | 924 | 48,100 | 55,310 | 600 | 670 | 2.5 | 4.2 | | | 2.7 | 19.0 |
| ルワンダ | ○ | 4,508 | 4,900 | 26 | 870 | 970 | 190 | 200 | 2.9 | 0.8 | | | 13.1 | 14.6 |
| サントメ・プリンシペ | | 107 | 110 | 1* | 48 | 50 | 410 | 450 | - | 3.4 | | | | |
| セネガル | | 5,380 | 5,525 | 197 | 1,930 | 2,370 | 360 | 430 | 2.6 | -0.1 | | | 1.7 | 7.6 |
| シエラレオネ | | 3,292 | 3,400 | 72 | 740 | 840 | 230 | 250 | 2.5 | -1.1 | | | 2.9 | 11.3 |
| ソマリア | ○ | 3,743 | 3,853 | 633 | - | 600 | - | - | 2.3 | -0.8 | | | 4.5 | 11.3 |
| スワザランド | | 525 | 540 | 17* | 310 | 370 | 580 | 650 | 2.5 | 3.9 | | | | |
| タンザニア | ○ | 16,955 | 18,000 | 945 | 4,130 | 4,700 | 240 | 260 | 3.4 | 1.9 | | | 1.8 | 13.0 |
| トーゴ | | 2,418 | 2,494 | 57 | 770 | 860 | 320 | 350 | 2.6 | 1.8 | | | 1.1 | 10.3 |
| ウガンダ | ○ | 12,406 | 12,800 | 236 | 3,470 | 3,700 | 280 | 290 | 3.0 | -3.1 | | | 3.0 | 26.3 |
| 上グァルタ | ○ | 5,553 | 5,642 | 274 | 880 | 1,000 | 160 | 180 | 1.6 | -0.4 | | | 1.3 | 9.8 |
| ザンビア | | 26,770 | 27,535 | 2,345 | 6,480 | 7,020 | 240 | 260 | 2.7 | -2.3 | | | 29.9 | 31.4 |
| ザンビア | | 5,291 | 5,600 | 753 | 2,720 | 2,730 | 510 | 500 | 3.1 | -2.2 | | | 7.6 | 6.8 |

中南米地域

| 国名 | LLDC | 人口(単:千人) | | 面積 (1,000Km ²) | GNP総額 (100万US\$) | | 市場価格 (100万US\$) | | 1人当りGNP (US\$) | | 成長率(%) | | 年平均インフレ率(%) | |
|---------|------|----------|---------|-------------------------------|---------------------|---------|--------------------|-------|----------------|--------------------|--------|------|-------------|---------|
| | | 1978 | 1979 | | 1978 | 1979 | 1978 | 1979 | 人口 1970-78 | 1人当りGNP 1970-78 | 1978 | 1979 | 1960-70 | 1970-79 |
| アルゼンチン | | 27,800 | 26,740 | 2,767 | 53,430 | 60,980 | 2,080 | 2,230 | 2,080 | 2,230 | 1.3 | 1.3 | 21.7 | 128.2 |
| バルバドス | | 250 | 253 | 0.4* | 520 | 630 | 2,080 | 2,400 | 2,080 | 2,400 | 0.6 | 3.0 | | |
| ボリビア | | 5,291 | 5,444 | 1,099 | 2,700 | 3,000 | 510 | 550 | 510 | 550 | 2.7 | 2.5 | 3.5 | 32.4 |
| ブラジル | | 116,500 | 122,879 | 8,512 | 180,020 | 207,270 | 1,510 | 1,760 | 1,510 | 1,760 | 2.9 | 5.7 | 46.1 | 32.4 |
| チリ | | 10,900 | 10,912 | 757 | 15,770 | 18,440 | 1,470 | 1,690 | 1,470 | 1,690 | 1.7 | 1.5 | 32.9 | 242.6 |
| コロンビア | | 25,573 | 26,122 | 1,139 | 22,990 | 26,990 | 900 | 1,010 | 900 | 1,010 | 2.3 | 3.8 | 11.9 | 21.5 |
| コス・タリカ | | 2,200 | 2,163 | 51 | 3,390 | 3,930 | 1,610 | 1,820 | 1,610 | 1,820 | 2.5 | 3.6 | 1.9 | 15.4 |
| キューバ | | 9,800 | 9,865 | 115 | 12,330 | 13,920 | 1,270 | 1,410 | 1,270 | 1,410 | 1.6 | -1.4 | | |
| ドミニカ共和国 | | 5,128 | 5,300 | 49 | 4,600 | 5,220 | 900 | 990 | 900 | 990 | 3.0 | 3.9 | 2.1 | 8.4 |
| エクアドル | | 8,100 | 8,068 | 284 | 7,400 | 8,460 | 950 | 1,050 | 950 | 1,050 | 3.3 | 4.6 | | 14.7 |
| エルサルバドル | | 4,283 | 4,424 | 21 | 2,760 | 2,960 | 640 | 670 | 640 | 670 | 2.9 | 1.2 | 0.5 | 10.8 |
| グレナダ | | 106 | 110 | 0.3* | 60 | 60 | 570 | 630 | 570 | 630 | 1.6 | -0.1 | | |
| グアテマラ | | 6,621 | 6,825 | 109 | 6,130 | 6,930 | 930 | 1,020 | 930 | 1,020 | 2.9 | 3.0 | 0.1 | 10.6 |
| ハイチ | | 823 | 843 | 215* | 460 | 490 | 560 | 570 | 560 | 570 | 1.7 | -1.2 | | |
| ハイチ | ○ | 4,831 | 4,963 | 28 | 1,150 | 1,280 | 240 | 260 | 240 | 260 | 1.7 | 2.0 | 4.1 | 10.9 |
| ホンデュラス | | 3,440 | 3,600 | 112 | 1,630 | 1,900 | 480 | 530 | 480 | 530 | 3.4 | 1.2 | 2.9 | 8.4 |
| ジャマイカ | | 2,200 | 2,184 | 11 | 2,540 | 2,710 | 1,190 | 1,260 | 1,190 | 1,260 | 1.7 | -2.1 | 3.9 | 17.4 |
| メキシコ | | 65,500 | 67,621 | 1,973 | 91,910 | 107,620 | 1,400 | 1,640 | 1,400 | 1,640 | 3.3 | 1.7 | 3.6 | 18.3 |
| ニカラグア | | 2,499 | 2,600 | 130 | 2,090 | 1,700 | 840 | 660 | 840 | 660 | 3.3 | -3.1 | 1.9 | 12.2 |
| パナマ | | 1,809 | 1,858 | 77 | 2,280 | 2,510 | 1,260 | 1,400 | 1,260 | 1,400 | 2.7 | 0.6 | 1.6 | 7.4 |
| パラグアイ | | 3,000 | 2,987 | 407 | 2,660 | 3,170 | 920 | 1,070 | 920 | 1,070 | 2.9 | 4.7 | 3.1 | 9.3 |

中南米地域

| 国名 | LLDC | 人口(単:千人) | | 面積 (1,000Km ²) | GNP総額 (100万US\$) | | 1人当りGNP (US\$) | | 成長率(%) | | 年平均インフレ率(%) | |
|------------|------|----------|--------|-------------------------------|---------------------|--------|----------------|--------------------|---------|---------|-------------|------|
| | | 1978 | 1979 | | 1978 | 1979 | 人口 1970-78 | 1人当りGNP 1970-78 | 1960-70 | 1970-79 | | |
| ベネ | | 16,820 | 17,100 | 1,285 | 11,440 | 12,550 | 680 | 730 | 2.8 | -0.2 | 10.4 | 26.8 |
| プエル | | 3,358 | 3,415 | 8.90* | 8,910 | 10,140 | 2,650 | 2,970 | 2.6 | 0.3 | | |
| スリナム | | 389 | 402 | 163* | 850 | 960 | 2,180 | 2,360 | 0.2 | 3.6 | | |
| トリニダード・トバゴ | | 1,200 | 1,152 | 5 | 8,410 | 3,900 | 3,010 | 3,370 | 1.2 | 3.1 | 3.2 | 19.5 |
| ウルグアイ | | 2,900 | 2,917 | 176 | 5,170 | 6,110 | 1,790 | 2,100 | 0.2 | 2.1 | 51.1 | 64.0 |
| ヴェネズエラ | | 13,973 | 14,401 | 912 | 39,880 | 45,150 | 2,850 | 3,120 | 3.4 | 2.5 | 1.3 | 10.4 |
| アーンテ | | 255 | 260 | 0.96* | 810 | 920 | 3,170 | 3,540 | 1.7 | 0.3 | | |

先 進 国

| 国 名 | LLPC | 人 口 (単:千人) | | 面 積 (1,000km ²) | GNP総額 (100億US\$) | | 1人当りGNP (US\$) | | 成 長 率 (%) | | 年平均インフレーション率 (%) | |
|-----------------|------|------------|---------|--------------------------------|---------------------|-----------|----------------|--------|---------------|--------------------|------------------|---------|
| | | 1978 | 1979 | | 1978 | 1979 (暫定) | 1978 | 1979 | 人口 1970-78 | 1人当りGNP 1970-78 | 1960-70 | 1970-79 |
| 日 本 | | 114,898 | 115,835 | 372 | 884,500 | 1,019,480 | 7,700 | 8,810 | 1.2 | 7.8 | 4.9 | 8.2 |
| 西 独 | | 264,100 | 263,206 | 22,402 | 967,820 | 1,082,300 | 3,710 | 4,110 | 0.9 | 4.8 | | |
| イ タ リ ア | | 61,200 | 61,208 | 249 | 631,590 | 717,660 | 10,300 | 11,730 | 0.1 | 2.4 | 3.2 | 5.3 |
| イ ギ リ ス | | 56,784 | 56,882 | 301 | 260,940 | 298,200 | 4,600 | 5,250 | 0.7 | 2.0 | 4.4 | 15.6 |
| フ ラ ン ス | | 55,900 | 55,821 | 245 | 319,480 | 353,650 | 5,720 | 6,320 | 0.1 | 1.9 | 4.1 | 13.9 |
| オ ラ ン ダ | | 53,400 | 53,446 | 547 | 473,030 | 531,330 | 8,880 | 9,950 | 0.6 | 3.1 | 4.2 | 9.6 |
| ベ ル ギ ー | | 13,937 | 13,986 | 41 | 123,270 | 143,240 | 9,200 | 10,230 | 0.8 | 2.3 | 5.4 | 8.8 |
| ス ウ ェ ー デ ン | | 9,843 | 9,852 | 31 | 95,450 | 107,320 | 9,700 | 10,920 | 0.8 | 3.0 | 3.6 | 8.1 |
| オ ー ス ト リ ア | | 8,277 | 8,273 | 450 | 87,260 | 98,580 | 10,540 | 11,980 | 0.3 | 1.1 | 4.4 | 9.8 |
| ス イ ス | | 7,508 | 7,503 | 84 | 56,450 | 64,640 | 7,520 | 8,630 | 0.1 | 3.6 | 3.7 | 6.5 |
| デ ン マ ーク | | 6,500 | 6,812 | 41 | 81,930 | 89,890 | 12,990 | 13,920 | 0.2 | 0.0 | 4.4 | 5.4 |
| フ ィ ン ラ ン ド | | 5,106 | 5,113 | 43 | 54,000 | 60,880 | 10,560 | 11,900 | 0.4 | 2.1 | 5.5 | 9.8 |
| ノ ル ウ ェ ー | | 4,754 | 4,772 | 337 | 34,020 | 39,430 | 7,160 | 8,160 | 0.4 | 2.2 | 5.6 | 12.9 |
| ア メ リ カ 合 衆 国 | | 4,059 | 4,065 | 324 | 88,790 | 43,520 | 9,560 | 10,700 | 0.6 | 3.9 | 4.3 | 8.2 |
| カ ナ ダ | | 223,600 | 219,773 | 9,963 | 2,135,010 | 2,377,090 | 9,770 | 10,650 | 0.8 | 2.3 | 2.8 | 6.9 |
| オ ー ス ト ラ リ ア | | 23,700 | 23,684 | 9,976 | 208,980 | 228,440 | 8,670 | 9,640 | 1.3 | 3.0 | 3.1 | 9.1 |
| ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド | | 14,249 | 14,865 | 7,637 | 114,780 | 130,670 | 8,060 | 9,120 | 1.6 | 1.5 | 3.1 | 11.7 |
| | | 8,201 | 3,232 | 269 | 17,700 | 19,190 | 5,530 | 5,930 | 1.7 | 0.9 | 3.3 | 12.3 |

太平洋州

| 国名 | LLDC | 人口(単:千人) | | 面積 (1,000Km ²) | GNP総額 (100万US\$) | | 1人当りGNP(US\$) | | 成長率(%) | | 年平均インフレ率(%) | |
|--------|------|----------|-------|-------------------------------|---------------------|----------|---------------|----------|---------------|--------------------|-------------|---------|
| | | 1978 | 1979 | | 1978 | 1979(暫定) | 1978 | 1979(暫定) | 人口 1970-78 | 1人当りGNP 1970-79 | 1961-70 | 1970-77 |
| フィジー | | 607 | 618 | 18* | 900 | 1,040 | 1,490 | 1,690 | 2.0 | 3.3 | | |
| キリバス | | 56 | 57 | 0.7* | 50 | 40 | 890 | 670 | 1.6 | -0.7 | | |
| マリアナ諸島 | | | | | | | | | | | | |
| ミクロネシア | | | | | | | | | | | | |
| バマアツ | | 103 | 105 | 12* | 50 | 60 | 530 | 590 | 2.6 | 2.0 | | |
| バプア | | 2,927 | 3,000 | 462* | 1,820 | 1,940 | 620 | 660 | 2.4 | 0.1 | 3.9 | 9.5 |
| ニューギニア | | 213 | 219 | 28* | - | - | - | - | 3.5 | 2.2 | | |
| ソロモン諸島 | | 154 | 158 | 3* | - | - | - | - | 1.3 | (1.4) | | |
| 西サモア | | 94 | 96 | 0.7* | 40 | 40 | 400 | 460 | 1.3 | 1.1 | | |
| トンガ | | | | | | | | | | | | |

